

新修總持寺史(三)

納富 常天

第四章 總持寺の發展と輪番住持制

(一) 禅院における住持制

中国の禅院は原則的に、規模の大小はあっても、寺格や従属関係などはまったくなかった。しかし大慧宗杲(一一〇八—一一六三)のころ、杭州靈隱寺りんいんじの僧たちが、規模の大小により、禅院の順位を決めたのが、やがて官府により五山に位置づけられた。また後には官寺(官府から経営費を給付される代りに監督される)制が確立して、五山叢林(五山・十刹)と称し、中国禅院の中心的存在になった。一説には、积尊を祀る鹿苑精舎などの五精舎と、牙塔などの十塔所になぞらえたともいわれている。またこれに対し五山叢林の列位にあずからなかった禅院を私寺(叢林下・林下)と呼称しているが、住持制もまったく異なっている。ちなみに中国・日本の五山についてみると、次のとおりである。

中国

- 第一 径山興聖万寿寺（径山道欽）
- 第二 北山景德靈隱寺（慧理三蔵）
- 第三 太白山天童景德寺（義興）
- 第四 南山浄慈報恩光孝寺（永明延寿）
- 第五 阿育王山広利寺（宣密素）

※括弧内は開山、——線は通称

しかしこれは南宋時代の禅院のなから定められたから、古来禅宗史上重要な曹溪（六祖慧能の宝林寺）や、黄梅（四祖道信〈双峰〉、五祖弘忍〈憑茂山〉）などは列位にあずかっていない。

このような中国の五山制度は、やがて日本にも導入され、鎌倉幕府も五山の制定を意図していた。それは『東明和尚塔銘』（竺仙梵僊撰）に

建長。寿福及茲山者。為五山之列。

とあり、建長・寿福・円覚の緒寺を五山に列するとある。しかし皮肉にも五山が初めて揃ったのは、建武政権の後醍醐天皇によって制定された、次のようなものだった。

- 第一 南禅寺（無関普門）
- 第二 東福寺（円爾弁円）
- 第三 建仁寺（明庵栄西）
- 第四 建長寺（蘭溪道隆）
- 第五 円覚寺（無学祖元）

これは京都・鎌倉にわたっているのみならず、京都を上位に位置づけている。

室町時代になると幾度か変遷がみられ、当初は京都・鎌倉を通じて五つの大寺であったものが、後には京都の五寺、鎌倉の五寺と合せて十ヶ寺になり、また五山に列位したい諸寺が増加したので、五山は五つの大寺の意から五段階の寺の意となった。また足利尊氏や義満が創建した天竜寺や相国寺を五山の列位に加えるための改訂もあった。なお五山は十方住持制であるが、東福寺のように円爾一派による、また天竜寺・相国寺のように夢窓一派による一流相承制もみられた。

暦応四年(一三三二)、足利尊氏(一三〇五―一三五八)は後醍醐天皇の追善菩提のため、天竜寺を創建し、これを五山の列位に入れて、次のように改訂した。

第一建長寺 南禅寺

第二円覚寺 天竜寺

第三寿福寺

第四建仁寺

第五東福寺

準五山淨智寺

文和(一二三二)以後における五段階の寺格にした改訂は、次のとおりである。

第一建長寺 南禅寺

第二円覚寺 天竜寺

第三寿福寺

第四建仁寺

第五東福寺 淨智寺 淨妙寺 万寿寺

また永和（一二七五）永徳（一二八一）年間に改訂したものは、次のとおりである。

第一建長寺 南禅寺

第二円覚寺 天竜寺

第三寿福寺 建仁寺

第四淨智寺 東福寺

第五淨妙寺 万寿寺

これにより鎌倉五山と京都五山が成立したが、鎌倉が首位になっている。

また至徳三年（一二八六）の改訂は、足利義満（一三五八—一四〇八）が相国寺を創建し、五山の列位にするためのものだった。『本朝高僧伝』には

左丞相義満源公、朝に奏して、京兆と鎌倉との禅刹の位次を定めて、僧をして級を拾って升らしむ。南禅の位を陞せて五山の上に居く。⁽²⁾（原漢文）

とある。義満は春屋妙葩（一三一—一八八）に諮問したところ、妙葩は金陵にあった元の文宗の潜宮を禅院とし、大竜翔集慶寺と成して諸山の一つであった。明の太祖がこれを天界善世禅寺と改め、五山の上に昇格させた例をあげ、南禅寺もまた亀山上皇の離宮であったことから、南禅寺を五山之上に列し、相国寺を次のように五山の列位に入れた。

京都

五山之上瑞龍山太平興国南禅寺 無閑普門

第一靈龜山天龍資聖禅寺 夢窓疎石

第二万年山相国承天禅寺 夢窓疎石

第三東山建仁禪寺 明庵栄西

第四慧日山東福禪寺 円爾弁円

第五九重山万寿禪寺 東山湛照

鎌倉

第一巨福山建長興国禪寺 蘭溪道隆

第二瑞鹿山円覚興聖禪寺 無学祖元

第三龜谷山金剛寿福禪寺 明庵栄西

第四金宝山浄智禪寺 兀庵普寧

第五稻荷山浄妙禪寺 退耕行勇

なお応永八年(一四〇二)、絶海中津(二三三六―一四〇五)が相国寺に再住すると、足利義満は相国寺を五山第一にし、天竜寺を五山第二に貶したが、同十七年には大岳周崇が天竜寺住持の時、足利義持は天竜寺を五山第一に復し、相国寺を五山第二に貶している。

ちなみに十利については印度の十塔所(十精舎)に倣ったといわれているが、中国・日本の十利は、次のとおりである。

中国

第一中天竺山天寧永祚禪寺(中竺)千歳玉掌

第二道場山護聖万寿禪寺(道場)如訥

第三蔣山太平興国禪寺(蔣山)宝誌

第四万寿山報恩光孝禪寺(万寿)

第五雪竇山資聖禪寺(雪竇)常通

第六江心山竜翔禪寺（江心）真歇清了

第七雪峰山崇聖禪寺（雪峰）義存

第八雲黄山宝林禪寺（双林）傳翕

第九虎丘山雲岩禪寺（虎丘）契嵩

第十天台山景德国清教忠禪寺（国清）智顛

日本（曆応五年制定）

第一淨妙寺

第二禪興寺

第三聖福寺（筑前）

第四万寿寺（京都）

第五東勝寺

第六万寿寺（乾明山）（相模）

第七長樂寺（上野）

第八真如寺（山城）

第九安国寺（山城）

第十万寿寺（蔣山）（豊後）

この十刹は幾度も改訂変遷があるのみならず、五山と同じように寺格の意になり、寺院も全国的になり、数も激増し二十二に及び、また関東十刹なども設置された。

このように日本における五山・十刹は、時の権力者の恣意により、あるいは寺格の意に変質することにより、位次

の変動や数の増加がみられたが、住持制においても例外的なものが現出している。それは官寺の住持制は、本来十方住持(甲乙住持)制である。師から弟子への継承を禁じ、天下の名僧を自由に住持として招聘する制度である。しかし前(聲山禪師 諸方遍參の項)にも述べたが、京都五山の第四位に列する東福寺は、公家(九条道家)開基のためと、円爾弁円(一二〇二—一八〇)が弘安三年(一二八〇)六月一日に規定した、八条からなる「東福寺条々事」の第四に「東福寺長老職事、円爾門徒の中、器量の人を計り、代々譲与すべき也」(原漢文)とあるように、聖一(円爾弁円)派の一流相承が許容されている。それは円爾の後、その弟子十三名が順次輪番に住持職に就いている。第二世東山湛照(住持期間、一夏九十日)、第三世無関普門(十一年)、第四世白雲慧暁(四年)、第五世山叟慧雲(五年)、第六世藏山順空(五年)、第七世無為昭元(二年)、第八世月船琛海(四年)、第九世痴兀大慧(一年未滿?)、第十世直翁智侃(一年)、第十一世南山士雲(五年)、第十二世雙峰宗源(五年)、第十三世潛溪處謙(?)、第十四世天桂宗昊(?)であるが、第二世東山湛照の一夏九旬や、第三無関普門の十一年を除き、四・五年や一・二年で交替している。なお後には京都五山第二位の相国寺も十方住持を廢し、夢窓疎石一門による一流相承になっている。

また宗峰妙超(一二八二—一三三七)開山の徳寺(十刹)は、元弘三年(一二三三)後醍醐天皇、建武四年(一二三三)花園上皇の御置文により、宗峰の門派が一流相承し、他門の住持を許さぬ寺法になっていたが、やがて第二十一世香林宗蘭など、大応派も晋住するようになったので、両朝の遺勅および開山の素意に協うため、永享三年(一四三三)、養叟宗頤(一二三七—一四五八)が偏狭の情にあらず、宗派の涇渭(涇水は濁水、渭川は清水)を別かたんがため(宗派の純粹性を保つため)という理由をあげ、幕府の制約をうける官寺十刹の榮譽を辞退している。

次に私寺(叢林下・林下)の住持制は、度弟院(一流相承)制で、同一門派によって住持職を独占する制度である。この一流相承制にも二種類があり、永平寺のように終身、あるいは病氣などにより退院するまで住持する独住制と、永光寺や總持寺のように、短期で交代し、輪番(代わる代わる順番にする)に住持する輪番制がある。この輪番制は輪番す

る寺院の護持・発展と、一門の和合・結束を目的とするもので、住持という名誉と、寺院の護持発展という責務を、一門の中で平等にわかちあうものである。

このような輪番制は臨済宗や日蓮宗にもみることができる。臨済宗では禅淨一致で隱逸的な寂室元光（一二九〇—一二六七）が開いた近江永源寺（滋賀県永源寺町、永源寺派本山）は(1)靈仲禅英（一二六二—？）、曹源寺門派、(2)松靈道秀（一二三〇—一四一七、興源寺門派）、(3)弥天永釈（？—一四〇六、永安寺門派）、(4)越溪秀格（？—一四一三、退蔵寺門派）、(5)知庵元周（生没年不詳、永聖寺門派）の門流五派により輪番守塔している。また日蓮宗においても、本弟子（六老僧）日昭（一二二一—一三三三）・日朗（一二四三—一三三〇）・日興（一二四六—一三三三）^に日向（一二五三—一三三四）・日頂（一二五二—？）・日持（一二五〇—？）を中心に、十八人によって身延久遠寺（山梨県身延町）にある日蓮の塔を月番で守っている。瑩山禅師は前にも述べたように、弘安八年（一二八五）遍参の途にのぼり、東福寺円爾弁円（一二〇二—一八〇〇）の弟子東山湛照（一二三二—一九一）・白雲慧暁（一二三三—一九七）の膝下に投じた時、東福寺は京都五山の第四に列位されているにも拘わらず、住持は一流相承で、円爾の弟子東山湛照・無関普門・白雲慧暁がつきつきに住持として出世していることを見聞されていたことは間違いない。

(二) 永光寺における輪住制

瑩山禅師が元応元年（一二三九）十二月八日に著した「洞谷山尽未来際置文」に

能州酒井保洞谷山は、酒匂八郎頼親の嫡女、平氏女法名祖忍、清淨寄進の淨処なり。故に紹瑾一生偃息の安樂地と為し、来際瑩山遺身安置の塔頭所と為す。是を以て、自身の嗣書、先師の嗣書、師翁の血経、曾祖の靈骨、高祖の語録を当山の奥頭に安置し、この峰を名づけて五老峰と称す。然らば当山の住持は、五老の塔主なり。瑩山の門徒中、嗣法の次第を守り、住持興行すべし。其の故は、山僧の遺跡諸山（洞谷山・円通院・宝応寺・光孝寺・放

生寺・淨住寺・大乘寺・總持寺)の内、崇重すべき遺跡なり。(後略)⁽⁴⁾(原漢文)

とあり、瑩山門徒全体で、嗣法の順序を守り、住持興行するよう定めている。これに対し後述する總持寺は、峨山門下のみ、輪住により維持されたのと対照的で注目しなければならぬ。また正法寺無底良韶に宛てた峨山韶頌書状にも次のようにある。

久無音条、相互無念次第候キ、凡遠向之境御渡候間、更無便宜、方便希事、中々閑筆候了、抑洞谷住持職事、今此度身か小臥の中可住相当候、今度闕如候者、長身か門弟ハ難上候、万事放下可被上候、為其僧下候、曾不可有等閑儀候歟、同法達も御上事に誠悦被存候、委細事等、此僧含申候了、諸事期後信候、恐々謹言、

(文和四年)
卯月廿八日 惣持韶頌(花押)

謹上 正法寺方丈

これは峨山禪師が永光寺の輪番住持に相当しているが、病気の為勤仕できないので、代わりに、万事を放下してでも上山するよう依頼したものである。若し輪番を欠如すると、峨山の門弟は輪番住持はできなくなるからとある。このように瑩山禪師の置文や峨山禪師の書状からもわかるように、永光寺の輪番住持は厳密に執行されていた。

しかし永光寺の住山記『洞谷住山記』(永光寺蔵)をみると

- 開山瑩山大和尚諱紹瑾 嗣法徹通和尚越前人事
- 第二世明峰和尚諱素哲 嗣法開山和尚加賀人事
- 第三世無涯和尚諱智洪 嗣法開山和尚賀州人事
- 第四世峩山和尚諱紹碩 嗣法開山和尚本州人事
- 第五世壺庵和尚諱至簡 嗣法開山和尚加賀人事
- 第六世松岩和尚諱旨淵 嗣法明峰和尚賀州人事

第七世寂室和尚諱了光 嗣法無涯和尚淨住三世

第八世無底和尚諱良韶 嗣法峨山和尚本州人事

第九世瑞翁和尚諱超源 嗣法壺庵和尚光孝三世

第十世 館開諱 諱僧生 嗣法明峰和尚賀州人事

第十一世照庵和尚諱智鑒 嗣法松岸和尚孝恩二代

第十二世中庭和尚諱宗可 嗣法寂室和尚淨住四世

第十三世太源和尚諱宗真 總持三世佛陀開山 賀州人事

第十四世珠巖和尚諱道珎 嗣法峩山和尚大乘七世 賀州人事

第十五世無等和尚諱慧宗崇 嗣法峩山和尚

第十六世通海和尚諱龍泉 嗣法松岸和尚

(中略)

第八十一世幡宗和尚諱兼勝 同派一回住 本州人事

(中略)

第八十三世礪岩和尚諱兼尹ト 半回住珠岩派 本州得田事

(中略)

第八十五世蘭翁和尚諱呈芳 九旬住永安玄路派 嗣法真翁和尚

(中略)

第九十世藏山和尚諱州廣 借住壺庵派 嗣法藍溪和尚

(中略)

第九十四世明巖和尚諱正秀

借住靈庵派
嗣法秀峯和尚

(中略)

第一百一世昌月和尚諱無シ

峨山派

借住峨山嗣竺堂派
嗣法東輝和尚

(中略)

百五世靈鋒和尚諱良英

借住仁和尚派
嗣法園室和尚

賀州人事

(中略)

百十二世明陽和尚諱宗彦

借住同派
嗣法玉峯和尚

本州人事

百十三世天外和尚諱玄勅

借住珠岩派
嗣法威山和尚

本州人事

(中略)

百十八世香風和尚諱永定

借住義山、嗣竺堂派
嗣法經山和尚

伊勢人事

百十九世功外和尚諱祖德

借住松岸派
嗣法說堂和尚

賀州人事

(中略)

百廿一世日山和尚諱慶金

借住靈庵派
本州人事

百廿二世安宙和尚諱英心

借住珠岩派
嗣法祚山和尚 賀州人事

(中略)

百廿六世石室和尚諱祖玉

借住古銘派

百廿七世竿翁和尚諱亮進

借住珠岩派
嗣法友山和尚 越中人事

百廿八世麗室和尚諱祥嚴

借住珠岩派
嗣法玄稻和尚 越中人事

(中略)

百三十世月岩和尚諱真見
借住玄路派
嗣法徹叟和尚

百卅一世西岩和尚諱良竺
借住無等派
嗣法玉峯和尚 本州人事

百卅二世梅岩和尚諱玄孚
借住義山派
嗣法一翁和尚

百卅三世天桂和尚諱慶遵
借住無等派
嗣法南崗和尚 本州人事

百卅四世月江和尚諱祖心
借住靈庵派
嗣法明岩和尚

百卅五世利山和尚諱元榮
借住
嗣法元白和尚 越中人事

百卅六世玉麟和尚諱明瑛
借住無際派
嗣法通天和和尚 越中人事

百卅七世大叟和尚諱榮琳
借住大徹派
嗣法大機和尚 同州

百卅八世玉崗和尚諱英珍
借住大徹派
嗣法海眼和尚 越中人事

(中略)

百四十一世環堂和尚諱興琳
借住古銘派
嗣法一傳和尚

百四十二世天澤和尚諱惠倫
借住義山派
嗣法玉峯和尚 無等派 賀州人事

百四十三世德仲和尚諱周玉
借住義山派
嗣法南崗和尚 無等派 近江人事

(中略)

百四十五世建屋和尚諱宗周
借住無等派
嗣法明陽和尚

百四十六世滄溪和尚諱慶祐
借住珠岩派
嗣法太華和尚 本州人事

百四十七世明天和尚諱正照
借住靈庵派
嗣法明岩和尚 越中人事

百四十八世瑞室和尚諱祥麟
借住珠岩派
嗣法兼嘗

(中略)

百七十八世 怡和尚諱宗喜 九旬住同派^{宗喜} 賀州人事

(中略)

百八十世 東陽和尚諱褒釵 二日住 嗣法利山和尚 越中人事

百八十一世 靈室和尚諱妙仙 三日住重庵派 嗣法明岩和尚

(中略)

百九十一世 悅堂諱超禪 一日住重庵派 嗣法呈翁和尚

とあるように、確かに明峯・無涯・峩山・壺庵・明峯の資松岩・無涯の資寂室・峩山の資無底・壺庵の資瑞翁の順(嗣法順)により住持職を勤めているが、二まわりの後は門派順が乱れ始めている。また住持期間も記録されているのは八十一世幡宗兼勝以降であるが、幡宗は一回住(二年)、八十三世礪岩兼尹は半回住(半年)、八十五世蘭翁呈芳は九旬住(九十日)、百七十八世怡中宗喜は九日、百八十一世靈室妙仙は三日、百八十世東陽褒釵は二日、百九十一世悦堂超禪は一日と、極めて短期になるとともに、借住(座公、居成、借住錢を納め、住せずして称号のみ取得する。初見は九十世藏山州廣、その他九十四世明巖正秀、百一世、百五世、百十二世、百十三世、百十八世、百十九世、百廿一世、百廿二世、百廿六〜百廿八世、百卅〜百卅八世、百四十一〜百四十三世、百四十五〜百四十八世)なども発生し、輪番住持制自体が非常に変質・変容した。またこれは寛永二年(一六二五)に「四百七十四世潤叟和尚諱太汲嗣法文泰和尚當寺八年之間 寛永二乙五年從太汲獨住生国信州」とある第四七四世潤叟太汲が独住するまで継続した。

(三) 總持寺における輪任制とその変容

峨山禪師は永光寺輪任(第四世)などを通じて、住持職を非常に重視し、前にも触れたように、二回にわたって置文をしている。最初は康安二年(二三六二)二月九日のもので、次のようにある。

惣持寺未來住持職事

右、彼の寺は、瑩山和尚、韶碩に譲与する処なり。仍て後代の住持職においては、韶碩法嗣の中において、器用の仁を撰び、住持職に補すべし。末代において此の旨を守り住持すべきの状、件の如し。(原漢文)

康安二寅二月九日 住持韶碩(花押)

これによると、總持寺住持は峨山法嗣に限定し、なお器用の仁に優れた人を選定するよう定めている。ちなみに、これも前に触れたが、『中興雜記』によると、明峯素哲は大乗寺と永光寺を兼務していた觀応元年(一三五〇)三月二十三日に、次のような置文をしている。

明峯和尚之置文

両寺住持職事 加州大乗・能州洞谷

右、彼の住持職は、嗣法の小師并びに伝戒の小師、受業の小師、同心評談して、嗣法の小師の中、その機用の仁を撰出して、住持せしむべきものなり。(後略、原漢文)

峨山禪師の置文が「器用の仁を撰び」とするのに対し、明峯禪師の置文は「機用の仁を撰出して」とするなど表記の違いはあるが、いずれも先に掲げた瑩山禪師の「洞谷山尽未來際置文」をうけたものであることは間違いない。

次に貞治三年(一二六四)、八十九歳という高年齢から、将来を案じて再度後に示すような「惣持寺山門住持職事」を定めている。

惣持寺山門住持職事

韶碩門下、嗣法の次第を守り、五ヶ年住持すべし。若し此の中、山門の廃あらば、法眷等相寄り、これを評定すべし。仍て後証のため垂示、件の如し。

貞治三年十二月十三日

惣持韶碩(原漢文)

(花押⁸⁾)

これには總持寺住持職について、その選出方法や住持期間などを定めているが、(1)峨山門下であること、(2)嗣法の順序を守ること、(3)五ヶ年住持すること、(4)若し衰退することがあったら、法眷が協議すること、また興隆すること?などを示している。このように瑩山禪師の「洞谷山尽未來置文」、峨山禪師の康安二年の置文、さらには貞治三年の置文をみると、輪番住持制が次第に確立していく過程が読みとれる。ちなみに貞治三年十二月十三日の「惣持寺山門住持職事」の「韶碩門下、嗣法の次第を守り、五ヶ年住持すべし」の「五ヶ年」を「總持史誌」は「五ヶ寺」と誤読し、これを根拠に總持五院の成立は貞治三年としている。⁹⁾

この貞治三年の定書は、峨山禪師示寂二年前にあたり、總持寺住持職を通じて、いかに總持寺および門流の発展を案じていたかがわかる。しかし峨山禪師の意向は、嗣法の次第や住持期間において、永くは続かなかつたらしい。まづ峨山禪師の法嗣は二十五哲、あるいは二十八人・二十九人・三十人といわれているが、總持寺に輪住したのは、わずかに八人のみである。何等かの事情があったのであろう。あるいは後述するように、明德元年(一三九〇)ころ五院が成立しているから、五院へ輪住したのかも知れない。しかし『五院輪住帳』の中世関係は佚失しているから確かめる術はない。また嗣法の次第では『總持寺住山記』の世代順と「峨山法嗣目錄」の順序が符合せず、また五ヶ年という住持期間も、次に示す『總持寺住山記』(首部)から守られていないことがわかる。

總持禪寺開山以來

住持之次第

開山瑩山禪師

第二世峨山碩和尚

嗣瑩山禪師(二三四)
(正中元年七月七日)

第三世 太源真和尚 (二二六六)
(貞治五年)
嗣 巖山 頌和尚

第四世 無際證和尚
嗣 巖山

第五世 通幻靈和尚
嗣 巖山 (二二六八)
(応安元年)

第六世 太山元和和尚
嗣 巖山

第七世 無端環和尚
嗣 巖山

第八世 大徹令和和尚
嗣 巖山

第九世 実峯秀和尚
嗣 巖山

第十世 竺堂源和尚
嗣 巖山

十一世 梅山本和尚
嗣 太源真和尚
明德元年十月廿二日 寺入

十二世 普濟救和尚
嗣 通幻靈和尚
明德四年

十三世 瑞巖麟和尚
嗣 無端環和尚

十四世 竺山仙和尚
嗣 大徹令和和尚
応永五年十月廿二日 寺入

十五世 貝林藉和尚
嗣 実峰秀和尚

十六世 了菴明和尚
嗣 通幻靈和尚

十七世 天菴曙和尚
嗣 無等崇和尚

十八世 日山旭和尚
嗣 大徹令和和尚
応永十二年九月十五日 寺入

十九世 不見見和尚
嗣 通幻靈和尚
応永十三年二月廿二日 寺入

二十世 石屋梁和尚
嗣 通幻靈和尚
応永十四年七月十九日 寺入

このように嗣法の次第や、住持期間もすぐ守られなくなったことがわかるが、文化二年(二八〇五)八月以降「現方

丈内記録」に

当山ワ末代ノ本寺ナリ、法眷・門徒中一味同心ニシテ、可守当寺、殊更ラ有異子細時ハ^者、抛万事就本寺可評議、
尽未來際宗風ヲシテ地ニ墜シ、山門^{ヲ脱}シテ衰廢セシムル勿レ、若違犯ノ輩^者、不為峨山門下ノ兒孫者也、仍連判状
如件、

永和四^戊年十月廿三日

当住 通幻寂靈判

無端祖環判

大徹宗令判

実峰良秀判

安祥寛叡判

永寿恵祐判

仏陀^(幻翁)碩寿判

一、本山輪住職之儀、御兩尊^并五哲遵御遺訓之旨、本山守護之任職候へは、一回中隨身等ニ至迄、山門之公務致護
念、嚴密ニ相動可申候、誠ニ当仁住職之儀厚因縁ニ候間、上下致和融、本山護念專用ニ御座候、尤山法仕來之儀
^者、旧命方^口口伝有之候、尚又門中役寺^并宿寺等^方申入候、且又法度向之儀^者、維那寮^方諸事致指揮候間、任其
旨相動可申候、

一、山主崇敬仕候儀^者、顯然之事ニ候、廊下往來ニも無礼無之様、於芳春院年ニ兩度山中^江口宣有之候、左候へハ
山内僧侶不行届儀有之候ハ、山主^方氣を付致教示、格別不調法ニ不相成様ニ慈愛可有之候、
一、本山職ニ付総^{而(之)}製務之儀^者、後見^并役寺持前ニ候へハ、此段心得違無之様、相心得可申事と存候、

一、輪住中指懸^而不能心意儀出来候時は、先内分ニ其庵之役寺呼寄申談候へは、善悪共ニ相分申候、表向嚴重ニ申出し候義、不宜候^⑩、

とあり、永和四年（一三七八）十月廿三日、当住通幻寂霊・無端祖環・大徹宗令・実峰良秀などが連署して、總持寺は末代の本寺であるから、法眷・門徒は皆一味同心して、当寺を守るべきである。何か異変があつたら、万事を抛げうち、評議して、永遠に宗風を墜し、山門を衰廢させてはいけない。若し違犯する輩は峨山門下の児孫ではないとしている。また峨山禪師十七回忌に相当する永徳二年（一三八二）十月二十日に、次のような「通幻寂霊・大徹宗令・実峰良秀連署置文」を定めている。

当山住持職の事、二代和尚（峨山禪師）

御遺記の如く、今に及び、末代の孫弟中に於て然るなり。但し然りと雖も、門徒の出仕は、和合和伏の議なくば、住持に請すべからず。各相い集い評定和評すべし。仍て後証のため置文、件の如し。

永徳二年^{壬戌}十月廿日

前住良秀（花押）

前住宗令（花押）

当住寂霊（花押）^⑪

（原漢文）

これは總持寺住持職について、峨山禪師の御遺記のように、孫弟中から選ぶとあつて、峨山禪師置文の存在が如何に大きかったかがわかるが、門徒の出仕については、和合和伏のうえでなければ、住持に要請すべきでない。各々一同に集つて評定し、和合和伏を確認するよう定めている。あるいは住持選任にあたり、何か不都合なことがあつたのかも知れない。

このような不都合なことにはあるいは相当しないかも知れないが、陸奥正法寺(岩手県水沢市黒岩)と總持寺との關係が想起される。それは康安二年(二二六三)正月十一日の峨山禪師置文(正法寺文書)で、次のようにある。

抑正法寺、末代可為兩國曹洞之本寺之狀以如件

康安二年壬寅正月十一日 物持韶領

(花押)

これは峨山禪師が正法寺二世月泉良印(峨山法嗣、一三一九—一四〇〇)に与えたもので、正法寺を末代まで陸奥・出羽兩國における曹洞の本寺として証したもので、永平寺・總持寺につぐ第三の本寺、独立本山として位置づけたものである。正法寺は「峯山法嗣目錄」に

大梅拈華山円通正法寺黒石開山

一番無底良紹長老^①

とあるように、多数の法嗣中第一番に挙げられている無底良紹(一二三三—一六一)が開山である。無底は次に示す「酒井氏系譜」によると、能登羽咋湊を中心に支配していた三階氏出身である。

酒井十郎章長—兼継—九郎—尼性韶^{三階池崎後家}—浄韶^{孝恩寺本願}

良韶^{奥州黒石正法寺開山}
永光寺八代無底和尚^①

また無底は嗣法後、遍参遊方して奥州に至り、地勢がすぐれていたので庵居したが、次のような新寺造営祈願文を立てている。

為新造寺造栄^②之時、奉請可奉回向般若法味、良韶仏法如靈山守護給、

当国一宮気多大菩薩、

白山妙理大権現

天満大自在天神

稻荷大明神

山王大権現

右、起願如此

康永四年五月廿一日良韶(花押)
(三四五)

とあって、「起願條々事」として「生々世々間一生コトニ云々」と三つを挙げてゐる。¹⁵⁾

当地の領主黒石越後守正端、檀信長部近江守重義が帰依し、庵を改め寺として、貞和四年(一三四八)夏、開堂・説法した。これは峨山門下が伽藍を開いた最初である。なお前年の貞和三年正月十五日には、永光寺土地堂及び僧堂の燈油料として田地一反を寄進している。¹⁶⁾

無底は正法寺の基礎を確立し、その法眷門葉は、無底三派(無底派・月泉派・道叟派)と称され、東北各地に伝播して、奥州における曹洞禅展開の一大拠点を形成した。

しかし法嗣がなかったので、峨山は「法嗣目録」に

黒石正法寺二代

十三番月泉良印監寺¹⁷⁾

とある月泉(奥州出身)をして、無底の塔を拝さしめ(拝塔嗣法)、正法寺二代とした。そのような経緯もあり、陸奥・出羽両国における曹洞の本寺として位置づけられたものかも知れない。また本寺としての証拠は後述するように、月泉良印は再三にわたり總持寺輪住を要請されたが、固辞して上山しなかったことや、『總持寺住山記』の三二一一世良円(寛永元年(一六二四)七月十五日入寺)に「正法寺成直」(正法寺に出世し、總持寺に出世し直す)とわずかにある。なお三三三五世良通(寛永八年六月四日入寺・無端派)以降三千余名は正法寺から出世しているが、殆んどが太原派である。

定而本寺竜門御出世之所望、殊可有御座歟、所以大雄前席両三四箇商量談話而已、去秋九月十四日^七、於賀州大乘寺^而致披露^矣、峨山和尚之兒孫若自遠方就于本寺永光寺^而出世望之方出来^者如何尋問^七、則能州永光寺・賀州大乘寺東堂、異口同音多幸至祝、器用仁牒不可有子細之御評議已畢、巨細者^{爾玉}德仲和尚可有披露者也、恐惶謹言。

竺堂派勢州永定^(了源) (香風) (花押影)

無際派越州良圭^(純部) (友仲) (花押影)

無等派能州利周^(道榮) (南岡) (花押影)

大徹派越州元芳^(宗倉) (草堂) (花押影)

長祿四季卯月十日

これは峨山門派が遠国各地で拠点寺院を形成し、多くの禅僧が本寺(永光寺)出世を望んでいると思われる。それは大雄菴前席三・四人が問答審議している、永光寺昇住について、去年九月十四日披露され、永光寺・大乘寺前住は異論はないから、總持寺に検討を依頼している。

ちなみに正法寺関係は至徳三年(二三八六)、応永五年(二三九八)、同十九年(二四二二)の『正法年譜住山記』および寛正四年(二四六三)七月・同六年九月の「總持寺住持・五院連署書状」にも總持寺と関係があるので紹介しておく。まず至徳三年のものは

三^{丙寅} 此年惣持寺塔頭法光院寄進田代、以上二百苻^(道叟道愛) (百苻^一一反)、当山三代和尚月忌粥料、^{大徹之代}

とある。これは總持寺山内にある峨山禅師の塔頭法光院に、正法寺三代道叟道愛(峨山の法嗣、?—一三七九)の月忌粥料として、田地二百苻(二反)を寄進したものである。

次に応永五年(二三九八)十月のものは

五^{戊寅} 此年峩山大和尚三十三年忌、十月廿日、總持寺住持実峰和尚以使僧被請当山二代和尚、固辞而不上。^(月泉呈印)

これは峨山禪師の三十三回忌が行われるので、總持寺住持実峰良秀が使僧をもって、月泉良印を招聘されたが、月泉は固辞して上山しなかった。

また応永十九年(一四二二)のものは

十九壬辰(中略)〇二代和尚十三回忌仏事、於總持寺營之、当時僧録(紹麟)瑞巖和尚、無端之嫡嗣也、(祖瑛)陸座有之、太夜(康唐)魁林和尚、(余秀)太源孫如仲之嗣也、当日拈香方庵和尚、(天備)通幻法嗣、(寂蓮)使僧鳳翁和尚、(正金)

これは月泉良印(一三一九—一四〇〇)の十三回忌が、總持寺で行われたことと、その法要における役僧名も挙げられている。

また寛正四年(一四六三)七月四日の「總持寺住持・五院等連署書状写」は、次のとおりである。

龔んて言上す。抑

總持二代老和尚御百年忌、来る乙酉歲相当候なり。御忌斎の定日は、十月廿日たりと雖も、予は西九月十五日に修すべきなり。依て先例に任せ、御出錢并紅燭等御奔走候は、肝要たるべき由、総門中評議を以て啓せ令める所なり。然らば明年春中に、急ぎ御返事願うべく候、此の趣、御門中に披露あらんことを。

恐惶敬白

寛政四癸未歲七月初四

總持 当住号 宝山正珍(花押影)

前住号 中山興円(花押影) 如意塔司 宗春(花押影)

前住号 親院宗睦(花押影)

妙高 前住号 怡雲如欣(花押影) 伝法塔司 真清(花押影)

普藏 前住号 松山智喬(花押影) 洞川塔司 曹承(花押影)

進上 正法寺御門中(原漢文)

これは寛正四年(一四六三)七月四日、總持寺当住二一七世宝山正珍、前任二一三世中山興円、前任一六七世親院宗睦および五院塔司等が連署し、正法寺に宛てたものである。

それは来る乙酉(六)年は總持二代峨山和尚の百年忌に相当する。御忌齋の正当日は十月二十日であるが、予修を六年九月十五日にする。そこで先例により出錢および紅燭などの寄進について、總持寺門中で協議したので、明春中に急ぎ返事を御願いしたい。この趣を正法寺門中に披露していただきたいと要請したものである。

このなかに先例による出錢と紅燭の寄進とあるが、これは『正法年譜住山記』「当寺之本庵号続燈事」に、二代和尚(月泉良印)遷寂後、法嗣が集まり總持寺へ御遺物や入牌錢が送られたが、それは峨山遷寂三十六年後だった。また月泉在世中には、峨山年忌に出錢として、当寺から紅燭千挺あて数箇度送っていたが、それは遠路であったためだろう。月泉遷化の後、評議して二代塔頭を建立し、總持寺へ庵号(続燈庵)を申し上げ、峨山忌毎に蠟燭を進上するとしている。また御茶湯の分として、紅燭千挺・茶五十斤充進上するとあるものに間違いない。

また寛正六年(一四六五)九月十五日の「總持寺住持・五院連署書状」は次のようにある。

謹んで啓上す。抑、態使節を遣わし、遙かに書簡を伝う。衆中同じく繙閲し、心緒頗る端多を賣うや。十五両の砂金一百年の營齋に加う。宿徳各おの歎賞を致す。真慈定んで靈鑑を垂れ、宗門愈繁興し、道価永く宣揚せん

至祈至禱 恐懼恐惶

菊月望日 住持良淳(花押)

如意 奉行雪岩叟侑松(花押)

伝法 奉行旨山叟元宗(花押)

洞川 奉行大樹叟祥棟(花押)

妙高奉行怡雲叟如忻(花押)

普藏奉行海門叟興徳(花押)

進上正法寺衣鉢閣下

回章⁽²⁶⁾(原漢文)

これは九月十五日、總持寺住持朴堂良淳および五院奉行らが連署して、正法寺侍者宛に返信したものである。朴堂良淳(越中出身)は總持二二六世として、寛正六年八月三日に入寺しているから、この書状は寛正六年九月十五日、峨山百年忌の予修日に発したものである。なお伝法奉行旨山元宗は總持寺一二五世、如意奉行雪岩侑松は一二七世、洞川奉行大樹祥棟は一三八世、妙高奉行怡雲如忻は一六三世、普藏奉行海門興徳は一八八世である。

これは前に触れた峨山百年忌の寄進要請に依えて、正法寺から砂金十五兩が進上されたので、それに対する礼状である。

また寛正六年の『正法年譜住山記』に次のようにある

六乙^(寛正)西 此年我山和尚之百年忌、十月廿日、自当寺使僧三人、砂金廿兩被進上之、五門之塔主同意有返状、金堂^(妙菊)ノ

代、九月十五日ノ返事、妙高塔主別書アリ⁽²⁷⁾

これは峨山和尚百年忌の正當に、正法寺から使僧三人を派遣すると同時に、砂金二十兩を進上したこと、またそれに対する五院塔主と妙高庵塔主からの礼状がきたことが記されている。しかし予修に十五兩を寄進したことについては触れていないが、この記録を素直にうけとめると、正法寺は峨山百年忌に対して、予修に十五兩、正當に二十兩寄進したことになる。

また永祿元年(二五五八)八月二日の「總持寺五院連署書状」に、次のようにある。

欽言上、抑当山二代和尚之御自筆到来、五院以評儀^(議)焼香九拜畢、被先規之旨任、於当寺跡々御馳走可為肝要^候、

此趣御門中御披露、恐惶敬白、

永祿元戊午八月二日 慈泉普藏(花押)

如意

瑞東

伝法

闌越

洞川

祖闌

妙高

慶文

進上 正法寺

衣鉢閣下⁽²⁸⁾

これは峨山和尚の自筆状が、正法寺から總持寺に寄せられたことに対する礼状である。五院評議して焼香礼拝し、後々まで大事にする旨述べている。峨山自筆状は峨山が正法寺二世月泉良印に与えた、正法寺を陸奥・出羽兩國の本寺と認めた康安二年(一三六二)正月の置文と思われる。

なお永祿四年(一五六二)七月廿六日の「總持寺住持・五院等連署状」に、次のようにある。

寅つしんで言上 抑

今度の御瑞世最も珍重なり。それに就いて正法寺門末、向後当寺え御出頭の儀、貴寺より御一書えん無なき者は、寺家同心申す間布候。

先規の如く、此の旨を守らるべきものなり。仍て連署斯の如し。

永祿四辛酉七月廿六日 当常任 瑞東(花押)

伝法 禅鏡(花押) 妙高 文賢(花押)

洞川 祖闌(花押) 普藏 栄琮(花押)

進上 正法寺

衣鉢閣下⁽²⁹⁾(原漢文)

これは永祿四年七月二十六日、總持寺五院の洞川庵祖闡、普藏院榮琮、伝法庵禪鏡、妙高庵文賢および当住の如意庵瑞東が連署して正法寺衣鉢閣下に宛てたものである。内容はこの度總持寺への瑞世、大変めでたい。それについて、正法寺門末が今後總持寺へ出頭(瑞世)する際、正法寺の一書(添状)を携行しない者は同意できない。先約のように携行するよう指示したものである。これは携行する旨の先約があったにも拘わらず、携行しなかったので発給されたものである。携行しなかった瑞世僧は、『總持寺住山記』から書状発給日の七月廿六日に入寺した一三・一五世源菴良祝と思われる。永徳二年(一三八二)十月二十日、門徒の出仕について、和合和伏の議がなかったら、住持に請すべからずとする、「通幻寂靈・大徹宗令・実峰良秀連署置文」にちなみ、總持寺と正法寺の關係に深入りしてしまつたが、再び明徳元年(一三九〇)十月二十日、峨山禪師二十五回忌にあたり、通幻寂靈が住持職について、大徹宗令や実峰良秀と評議し、置文をしている。それは現状に即した輪任期間、交代の時期、さらには順序など、大分ふみこんで取り決めた「通幻寂靈等總持寺置文写」(兵庫県三田市永沢寺文書)の「總持寺住院次第」で、次のようにある。

總持寺住院次第

總持寺尽未来際条々置文事

一 住持職事、当年十月より三十七箇月に至り、告退あるべし。但し退院は十月二十八日、入寺は同じく廿二日をもちいて吉日と定むべきなり。

一 住院次第は、師々の住院次第を追つて、これを請すべし。然りと雖も、本寺不官の輩は、これを請すべからず。未住の子孫と雖も、若し器用の人あらば、門徒の評議これあるべし。

一新命の請状、諸塔頭より、門徒の儀を承け、各別に加判すべきものなり。

一当寺において寺号を書くべき事。大源門下仏院寺、通幻門下永沢寺、無端門下祥園寺、大徹門下立川寺、実峯門下護聖寺等なり。次に名寺においては、当寺の外これを書くべからず。次に諸塔頭坊主御影は、侍者の外掛錫すべからず。当住は寺中の規矩に拘るべきものなり。相互に和合をもつて本意と為すべきものなり。

右、此条々の置文、丈室宝蔵にこれを収む。並びに諸門下所持するなり。各折目に判形を加え、後代の龜鏡となす。若し異儀ある者は、各此の状を出し、これを評定すべきなり。

明徳元年^康 十月廿日

寂靈^{一本}（大徹実峰裏判³⁰）（原漢文）

これによると住持期間は三十七箇月、退院は峨山忌（十月二十日）の関係と思われるが十月二十八日、後住の入寺は十月二十二日としている。また住持は住院次第によって請するとしているが、本寺（總持寺）に出仕していない無底派（良紹、奥・羽二州僧録・曹洞第三の本寺、諸末寺出世の道場である正法寺（山岩手県水沢市）が拠点）や源翁派（心昭、地方教化に専念した）などは請してはならない。しかし未住の子弟であっても、器用の仁があれば、門徒評議のうえ、その限りではないとしている。また新らしく住持に任命する住持の請状には、諸塔頭の門徒の儀をうけ、塔頭ごと各別に加判すべきであるとしている。

このように、細部にわたり定めているが、前に掲げた『總持寺住山記』でも触れたが、入寺年月日は第十一世梅山聞本の明徳元年（二二九〇）十月二十二日が初見であるから、先に掲げた置文は、梅山聞本が入寺する二日前に評議決定されたものである。置文にある住持期間三十七箇月は『總持寺住山記』によると、第十三世瑞巖韶麟までは守られているが、その後、第十七世天庵禅曙までは平均二年となっており、第十八世日山良旭から、再度置文を定める第七十一世惟忠守勤（永享二年（一四三〇）八月十二日入寺）まで二十五年間に五十四人が出世しているから、平均すると五ヶ月余になる。とりわけ第五十世大綱明宗から第七十一世惟忠守勤までの二十二人は、五ヶ月一人、四ヶ月二人、三ヶ月十四人、二ヶ月五人となっており、三ヶ月が大半を占めている。

このような状況であったから、退院および入寺年月日も、日山良旭以降は区々別々で、住持期間とともに、置文にまったく違背している。また住院次第については第十一世以降、五院門派以外の三人(第十七世天庵禪曙_{無等派}、第二十八世月浦珪光_{無際派}、第三十世珠山從珍_{太山派})を除き、五院門派が順不同ながら輪番で勤めているが、同門派で連続輪住しているのが四回ある。

このように第五十世大綱明宗以降、第七十一世惟忠守勤までの住持期間は大半が三ヶ月であり、住院次第も乱れて危機的狀況であった。そこで現実を踏まえると同時に、峨山禪師や通幻寂靈等の置文を勘案し、あるいは将来を見据え、また反省の意も含めて、永享二年(一四三〇)八月十五日(開山忌)に、改めて五門跡(五院)による輪番住持制の「諸岳山惣持禪寺住持職事」を定めている。それは次のとおりである。

諸岳山惣持禪寺住持職事

五門跡輪番次第を逐い、半年充て勤仕すべし。若し此の旨に背き、告退の儀ありと雖も、次の門跡これを請取るべからず。住持此の条に違い、年満ることなからしめば、其の門中より堅く寺家を守らるべきなり。然る間、一住院中、二住持あるべからず。直饒、輪番に相当すると雖も、器用の仁無ければ、倩別人にこれを補さしむべし。努力輪番を缺すべからざるものなり。仍て評議、件の如し。

永享二季_{庚戌}八月十五日

当住守勤(花押影)_(七〇世) 前任良宗(花押影)_(六九世)

前任韶興(花押影)_(六四世) 前任玄淳_(六三世)

前任聖柔(花押影)_(五三世) 前任契美(花押影)_(五二世)

前任清良_(四〇世) 前任梵清(花押影)_(四五世)

前任天闇_(三七世) 前任禅棟(花押影)_(四〇世)

(三五世) 前任正祖
 (二四世) 前任性秀(原漢文)
 (前三世) 前任宗林

これは前任青山性秀、前任大成宗林、前任如仲天闇、前任太容梵清、当住惟忠守勤など十三名が連署し、五院による輪番住持の制度を取り決めたものである。それは五院の輪番次第にしたがって、住持職は半年宛勤仕すること、その期間は当該院が責任をもつて遂行すること、器用の人物がなかったら、別人をもつて補い、決して輪番を欠如してはならないとしている。

しかし『總持寺住山記』によると、評議の当事者である第七十一世惟忠守勤(永享二年八月十二日入寺)から、第七十四世竜顔宗偉(永享三季五月十二日入寺)まで、いかなる事情かわからないが、いずれも住持期間は三ヶ月であるのみならず、門派も大徹・太源・実峰、大徹の順で、その前後をみても輪番次第に相違しており、また門中で寺家を守るべしとする規定にも、何等対応した動向もみあたらず、最初からすべてに違背しているといわなければならない。とりわけ第八十三世天沢令徳(永享七年八月十一日入寺)^(一四三五)から、第二百二十六世朴堂良淳(寛正六年八月三日入寺)^(一四六五)まで、百四十四人の住持期間をみると、五ヶ月が三人、四ヶ月が七人、それ以外は三ヶ月以下で、一ヶ月が二十四人もおり、規定どおりに実施されていない。そればかりか第二百五十三世台叟鏡以降十日以内が続出しているが、第六百四十一世までを示すと、次のとおりである。

世代	輪住者名	日数	入寺年月日			
253	台叟鏡	3	文明	3		
327	独歩淳	2		19		
362	渭月清	3	明応	5	11	8
422	泰岳崇	4	永正	3		7

世代	輪住者名	日数	入寺年月日			
427	明淑哲	2	永正	4		
428	桃岸牧	1				
431	柏隠森	2		8	5	5
447	大路遵	1				15

新修總持寺史(三)

5 2 4	5 2 3	5 2 2	5 2 1	5 1 6	5 1 3	5 1 2	5 0 8	5 0 1	4 9 9	4 9 2	4 8 6	4 8 3	4 7 8	4 7 2	4 7 0	4 6 7	4 5 7	4 5 6	4 5 5	4 5 2	世代
月岩円	桐江珪	輝英尊	大雄麿	林江禅	白隠玉	趙珉蘭	梧鳳鶴	広済宣	南甫芳	渭叟璜	悦山伴	天甫佐	大宗祝	香庵芸	天柱杲	勝岩俊	天陽寅	心岩智	明庵哲	諦岩義	輪任者名
2	1	2	4	6	6	8	5	1	3	1	1	2	1	1	2	9	9	1	1	2	日数
																					永正
							9			8						7					6
12	12	12	12	10	8	8	7	9	9	6	12	10	7	5	4	3	閏8	閏8	閏8		入寺年月日
26	25	23	19	20	10	2	5	22	20	20	20	8	28	24	24	19	29	28	28	20	

5 6 8	5 6 6	5 6 4	5 6 1	5 5 4	5 5 3	5 5 0	5 4 7	5 4 6	5 4 5	5 4 3	5 4 0	5 3 9	5 3 8	5 3 7	5 3 6	5 3 4	5 3 2	5 2 9	5 2 7	5 2 5	世代
花畝松	南浦清	養拙牧	昌山林	超耕倫	天叔綱	華天曼	器山瓊	勢雲育	玉室珉	学林文	学叟文	異峰穎	貞岩堅	一誨訓	一笑睦	掲山拳	大収拾	春郊播	明仲精	以敬襄	輪任者名
2	1	2	1	1	4	2	2	1	7	5	1	2	1	4	3	8	4	3	2	1	日数
																					永正
			11																10	9	入寺年月日
8	7	7	4	10	10	9	8	8	8	7	6	6	6	6	6	5	4	3	2	12	
4	27	3	20	9	5	5	12	11	4	20	23	21	20	16	13	2	8	12	7	28	

600	598	597	596	595	594	592	591	590	589	586	584	582	580	579	577	575	574	571	570	569	世代	
祝翁鎮	台岩麟	一華易	得翁会	笑山闇	遠山久	玉庵珂	竹甫賢	竜叔竹	天倫範	透界周	旭峰暎	天山亮	決堂勝	春叟東	鷹室準	林英通	貞雲固	華栄曇	諦印詮	竹隱賢	輪住者名	
1	1	2	3	1	1	2	2	1	3	6	4	6	9	1	4	1	8	1	8	6	日数	
																					永正	
														12							11	入寺年月日
10	9	9	9	9	9	8	8	8	8	5	4	3	1	1	12	11	11	8	8	8		
20	10	8	5	4	3	12	10	9	6	10	1	9	19	18	1	22	14	20	12	6		

638	637	636	635	633	631	628	627	625	624	622	620	618	617	616	615	614	613	612	606	605	世代	
大林鑑	儀雲性	天屋因	和叟順	鳳山桐	泰山安	旨外紹	花雲春	南興香	規春範	心外擅	養谷牧	喜庵悅	大樹慶	仁沢允	大中介	大叔倫	養山育	松雲棟	大翁易	徹堂通	輪住者名	
1	1	1	1	2	4	1	1	6	4	4	3	8	4	1	8	6	2	1	3	1	日数	
																					永正	
							14														13	入寺年月日
8	8	8	8	7	6	4	4	4	4	10	10	9	9	9	9	9	8	8	4	4		
12	11	10	9	11	15	30	29	5	1	28	15	20	16	15	7	1	29	28	28	27		

世代	輪住者名	日数	入寺年月日			
640	藏山沢	1	永正	14	8	23
641	実庵秀	1			8	24

これを累計すると、一日住が三十六人、二日住が十九人、三日住が九人、四日住が十一人、五日住が二人、七日住
が一人、八日住が六人、九日住が三人、合計九十四人である。

また応永三十三年(二四二二)第五十三世浩齋契養から文龜三年(一五〇三)第四百三世笑華間まで七十八年のうち、
宝徳四年(一四五二)六人、享徳二年(一四五三)九人、明応十年(一五〇二)九人を除き、輪住者数は四人―五人だっ
たのが、いかなる事情があったのか、永正六年(二五〇九)以降は二十人―三十人に急増している。そのみならず同
日に複数人輪住する現象も数多発生している。初期のいくつかを示すと、次のとおりである。

^(初見) 四五五世明庵哲 永正六年閏八月二十八日

四五六世心岩智

四六四世雲興孫 永正七年二月五日

四六五世家山継

四七五世宝山登 永正七年六月十七日

四七六世運沖端

なお弘治二年(一五五二)七月二十八日八人、弘治四年三月十六日六人、永祿八年(一五六五)六月五日十二人、元
龜三年(一五七二)五月五日十六人、天正八年(一五八〇)六月二十六日十八人となっている。参考までもっとも多い

のは嘉永五年（一八五二、四百六十八人輪住）八月十五日の四十七人である。このように同時に多数輪住した時は、同門派が多いが、同門派でない場合は同じ地方である。

このように時代が下るにしたがい、輪住者（転僧）数が増加し、また同日に多数輪住するという動向と、後述する五院輪住（天正十五年以前の『五院輪住帳』は散佚のため不明であるが、五院の成立は明徳元年（二三九〇）頃と思われる。）との関係から、何時から明らかでないが、總持寺輪住者は世代に列して『總持寺住山記』に登録し、五院輪住者（五院住持）は世代に入らず、五院それぞれの輪住帳に登録する仕組になっていたらしい。それは後の五院のところで述べる。応永十五年（一四〇八）、石屋真梁等が連署した「通幻寂靈門下僧達連署妙高庵置文写」³²に、妙高庵は三年三ヶ月住持をつとめるよう規定している。しかし当時の總持寺輪住者は、石屋を含め三・四代は一年半であるが、それ以降は半年前後や二・三ヶ月になっている。このような短期の住持では、總持寺の護持と運営管理は不可能であるから、必然的に五院がこれにあたることになる。その時期は總持寺輪住期間が半年前後になった応永二十一年（一四一四）ころ、あるいは總持寺輪住者が、年間二十人―三十人と急増した永正六年（一五〇九）以降と思われる。また五院が總持寺の運営管理にあたることになれば、總持寺輪住者はやがて単に転衣Ⅱ和尚の資格取得のための輪住という性格に変化してしまった。

このように總持寺輪住は時代が下るにしたがい、単に住持期間の短縮だけではなく、輪住の内容や機能その他の面からも、根本的に変質・変容したことは、注目しなければならぬ。

なお總持寺の輪番住持制は、峨山派の拠点寺院である次の二十七ヶ寺も輪住制を採用している。『嶽山史論』によると、

（明治維新前に輪住廃止した寺院）

能登永光寺 陸奥正法寺 丹波永沢寺 越前竜泉寺

撰津護国寺 伯耆退休寺 備中永祥寺 肥前玉林寺

越前禅林寺 越前慈眼寺 越前宗生寺 越前願成寺

肥後悟真寺 尾張福巖寺(以上十四ヶ寺)

(明治維新時に輪住存続した寺院)

越前竜沢寺 遠江大洞院 相模最乗寺 相模大慈院

相模報恩院 豊後泉福寺 周防泰雲寺 駿河洞慶院

参河竜溪院 参河泉竜院 参河長興寺 尾張乾坤院

遠江石雲院⁽³³⁾(以上十三ヶ寺)

(四) 總持寺住山記

『總持寺住山記』は通称で、正しくは卷一の内題にある『總持禅寺開山以来住持之次第』(以下『住山記』と略称)である。これは書名からもわかるように、開山瑩山禅師から明治三年七月二十五日、第四九七六世大仙和尚までの輪住者、およびその後、明治三十四年七月二十八日瑞巖和尚までの瑞世者を加え、第五一九八〇世(実質五一一九八人)の記録で、一四〇冊からなる。しかし卷一三四(第四八九八一世から第四九四九〇世)が欠落しており、さらに卷一〇六が、如何なる事情か明らかでないが、卷一〇五の紙背にあるのみならず、卷一一〇が一と二に分冊されているから実質一三九冊である。

装釘 折本装

法量 三一・三一・三三・七×一六・八一・二〇・四 cm

卷一は開山瑩山瑾和尚から第七二世春谷葩和尚まで、傷みが甚だしかったらしく、前表紙裏に「住山比丘宗葩謹

記」とあるように、春谷宗葩が書き改めている。

記録の内容は、最初期は世代数・輪住者名・嗣法師名のみであるが、やがて第一一世梅山聞本に入寺年月日があるが、恒常的には第一八世日山良旭からであり、受業師名は第一七二世延慶為祝にあるが、一般的には第三三八世竺雲仙からである。また国名の初見は第四四〇世栢庭茂であるが、恒常的に記録されているのは第二五五三世独法全雄以降であり、門派名は第九〇四世安室意から、寺院名は恒常的に記録されているのは、第三一五三世麟匡以降である。またその他成直(再公文、永平寺成直の初見は元和三年十月十日第三〇三八世存忠(筑後光福寺通幻派)、正法寺成直の初見は寛永元年七月十五日第三二二一世良円(奥州正法寺無端派))さらには第三四〇二世秀越に「位牌公文」、第二六三三五八世喝牛には「謚再公文」、第五一〇六五世雄鉄に「遙授」なども記録されている。なお後で紹介する能登祖院蔵の『住山記』には、寛文十年(一六七〇)以降十七冊にのぼる「謚公文」が含まれているから、驚くほど発給していることがわかる。また第七三世英巖章傑以降一筆でないから、ある時期まで自署と思われる。しかし時代が下るにしたがい、極めてわずかではあるが、世代の重複や飛び、世代数や門派名のみあって、輪住者名の欠落、摩り消しなどによる訂正や挿入、あるいは「諸嶽山總持禪寺前任帳」の記録や、「先住山記」による補訂などをみると、早い時期から、前表紙裏に署名している五院の公文書記が交代で記録したことがわかる。しかし何時の頃か、またその範囲も明らかでないが修理が行われ、その折に公文書記の記録がある前表紙が新調されたものが多く、現存しているものはわずかでこれを掲げると、次のとおりである。

(巻四)

(二五六〇) 永禄三庚申調月仲九日 傳法庵派之代置_{敬受之}

(巻五)

江字叟改之
諸嶽山總持禪寺住山記妙高派之代

天正十年壬午七月廿八日
(二五八二)

(卷二四)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六七八) 戊午 天二月朔日
延至六 戊午 天二月朔日
大徹派夏代維那丹嶺

(卷二五)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六八九) 己未 天
延至七 己未 天
通幻派冬代維那門佐

(卷二六)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六八三) 壬戌 曆
天和二 壬戌 曆
通幻派夏代維那文廣

(卷二七)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六八四) 甲子 曆
貞享元 甲子 曆
太源派夏代維那光峻

(卷二八)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六八六) 丙寅 曆 六月五日
貞享三 丙寅 曆 六月五日
実峰派夏代維那天秀

(卷二九)

諸嶽山總持禪寺住山記
(六八八) 戊辰 曆 四月十四日
貞享五 戊辰 曆 四月十四日
大徹派夏代維那光吉

(卷三〇)

諸嶽山總持禪寺
(六九〇) 庚午 曆
元禄三 庚午 曆
正月吉旦

(卷六一)

諸嶽山總持禪寺住山記
(七三三) 辛亥 年 三月 數 旦
享保十六 辛亥 年 三月 數 旦
如意庵夏代維那松巖寺

(卷九七)

自寛政二 戊季 六月 廿日
(七九〇) 戊季 六月 廿日
至同四 壬子 年 閏 二月 十四日

妙高庵夏代

當維那太清院

(卷一〇二)

(尾)

普藏院夏代維那寮當職

円通院公文書記役太清院

寛政十一^(一七九九)己未年四月廿日迄終

諸嶽山新書庫納置焉

また前表紙の表裏に、その巻の期間を記録したものがあるので、繁雑ではあるが揭示する。

(巻一前表紙)

住山記□

(巻二前表紙)

住山記□^式

(巻三前表紙)

住山記三

第一〇〇〇世と第一〇〇一世の行間に「諸嶽山總

持禪寺前住帳第二千世始」とある

第一〇一九世普応哲に「後奈良院輪旨賜于此和

尚」とある

(巻四前表紙)

住山記四

(巻五前表紙)

住山記五

(巻六前表紙)

住山記

從慶長九八月
慶長十六八月七日終

(巻七前表紙)

住山記

從慶長十六八月七日
元和三八月六日終

(巻八前表紙)

住山記

從元和三八月十一日
寛永四八月十日終

(巻九前表紙)

住山記

從寛永四八月十一日
寛永八閏十月十七日終

(巻十前表紙)

住山記

從寛永九二月三日
寛永十六霜月二日終

(巻十一前表紙)

住山記

從寛永十七二月九日
寛永廿一十月八日終

(巻十二前表紙)

住山記

從寛永廿二月十六日
慶安二七月八日終

(卷十三前表紙)

住山記 從慶安二七月十八日
慶安四 霜月晦日終

(卷十四前表紙)

住山記 從慶安五 二月三日
承応二 七月廿五日終

(卷十五前表紙)

住山記 從承応二 八月朔日
明暦元 霜月廿八日終

(卷十六前表紙)

住山記 從明暦二 二月十一日
萬治二 正月廿六日終

(卷十七前表紙)

住山記 從萬治二 二月十一日
寛文二 三月十四日終

(卷十八前表紙)

住山記 從寛文二 三月十六日
寛文五 正月廿五日終

(卷十九前表紙)

住山記 從寛文五 二月廿日
寛文七 九月十五日終

(卷二十前表紙)

住山記 從寛文七 九月十七日
寛文十 三月十二日終

(卷二十一前表紙)

住山記 從寛文十 三月十二日
寛文十一 十二月六日終

(卷二十二前表紙)

住山記 從寛文十二 正月十一日
延宝四 卯月十日終

(卷二十三前表紙)

住山記 從延宝四 卯月十日
延宝六 四月十二日終

(卷二十四前表紙)

住山記 從延宝六 四月十八日
延宝七 十月六日終

(卷二十五前表紙)

住山記 從延宝七 十月十九日
天和二 五月廿四日終

(卷二十六前表紙)

住山記 從天和二 五月廿五日
貞享元 六月十八日終

(卷二十七前表紙)

住山記 從貞享元 七月廿八日
貞享三 六月四日終

(卷二十八前表紙)

住山記 從貞享三 六月五日
貞享五 四月十三日終

(卷二十九前表紙)

貞享五 戊辰年
五月十四日ヨリ元禄
二 巳年十一月三日
終ル

住山記

(卷三十前表紙)

元禄三庚午年
二月十日ヨリ同曆
五辛未年五月十日
マテニ終

(卷二一前表紙)

住山記 從元禄四 五月十一日
元禄五 四月六日終

(卷三二前表紙)

住山記 從元禄五 四月六日
元禄六 四月廿五日終

(卷三三前表紙)

住山記 從元禄六 四月廿八日
元禄七 四月廿九日終

(卷三四前表紙)

住山記 從元禄七 五月三日
元禄九 二月念日終

(卷三五前表紙)

住山記 從元禄九 二月廿九日
元禄十一 卯月廿日終

(卷三六前表紙)

住山記 從元禄十一 卯月廿一日
元禄十二 八月十八日終

(卷三七前表紙)

住山記 從元禄十二 八月十九日
元禄十四 三月十八日終

(卷三八前表紙)

住山記 從元禄十四 三月廿七日
元禄十五 四月十九日終

(卷三九前表紙)

住山記 從元禄十五 四月廿日
元禄十六 七月晦日終
(卷四〇前表紙)

(卷四一前表紙)

住山記 從元禄十六 八月朔日
宝永元 八月十四日終

(卷四二前表紙)

住山記 從宝永元 八月十五日
宝永三 二月廿四日終

(卷四三前表紙)

住山記 從宝永三 二月廿四日
宝永四 三月二日終

(卷四四前表紙)

住山記 從宝永四年三月三日
宝永五 三月朔日終

(卷四五前表紙)

住山記 從宝永五 三月八日
宝永六 五月四日終

(卷四六前表紙)

住山記 從宝永六 五月六日
宝永七 八月九日終

(卷四七前表紙)

住山記 從宝永七 八月十五日
正徳二 二月廿日終

(卷四八前表紙)

住山記 從正徳二 二月廿日
正徳二 九月十三日終

(卷四八前表紙)

住山記 從正德二十月十五日
正德三七月朔日終

(卷四九前表紙)

住山記 從正德三八月五日
正德四五月十二日終

(卷五〇前表紙)

住山記 從正德四年五月十五日
正德五年四月廿日終

(卷五一前表紙)

住山記 從正德五四月廿日
正德六閏二月廿一日終

(卷五二前表紙)

住山記 從正德六閏二月廿一日
享保元八月八日終

(卷五三前表紙)

住山記 從享保元八月十日
享保二五月十三日終

(卷五四前表紙)

住山記 從享保二五月十五日
享保三四月十四日終

(卷五五前表紙)

住山記 從享保三四月十六日
享保四十月廿七日終

(卷五六前表紙)

住山記 從享保五正月九日
享保六八月十九日終

(卷五七前表紙)

住山記 從享保六八月廿日
享保九四月九日終

(卷五八前表紙)

住山記 從享保九四月十日
享保十一三月六日終

(卷五九前表紙)

住山記 從享保十一三月七日
享保十二四月念日終

(卷六〇前表紙)

住山記 從享保十二四月廿二日
享保十四三月十日終

(卷六一前表紙)

住山記 從享保十四三月十日
享保十六三月四日終

(卷六二前表紙)

住山記 從享保十六三月七日
享保十七五月十三日終

(前表紙裏)

享保十六辛亥年三月穀旦

諸嶽山總持禪寺住山記

如意庵夏代維那松巖寺

(卷六三前表紙)

住山記 從享保十七年五月十三日
享保十九三月八日終

(卷六四前表紙)

住山記 從享保十九三月十日
享保廿三月九日終

(卷六五前表紙)

住山記 從享保二十三月九日
享保二十一三月八日終

(卷六六前表紙)

住山記 從享保廿一三月八日
元文二四月朔日終

(卷六七前表紙)

住山記 從元文二四月三日
元文三三月七日終

(卷六八前表紙)

住山記 從元文三三月七日
元文四三月十八日終

(卷六九前表紙)

住山記 從元文四三月十八日
元文五四月十九日終

(卷七〇前表紙)

住山記 從元文五四月十九日
寬保元七月廿三日終

(卷七一前表紙)

住山記 從寬保元辛酉年
七月廿九日

(卷七二前表紙)

住山記 從寬保三三月十九日
延享元三月廿一日終

(卷七三前表紙)

住山記 從延享元三月廿一日
延享二八月四日終

(卷七四前表紙)

住山記 從延享二八月八日
延享四二月廿日終

(卷七五前表紙)

住山記 從延享四二月廿一日
延享五四月十七日終

(卷七六前表紙)

住山記 從延享五四月廿日
寬延二九月十六日終

(卷七七前表紙)

住山記 從寬延二九月廿九日
寬延四三月廿一日終

(卷七八前表紙)

住山記 從寬延四三月廿一日
寶曆二八月十四日終

(卷七九前表紙)

住山記 從寶曆二八月十四日
寶曆四閏二月八日終

(卷八〇前表紙)

住山記 從寶曆四閏二月八日
寶曆五三月廿六日終

(卷八一前表紙)

住山記 從寶曆五三月廿七日
寶曆六九月三日終

(卷八二前表紙)

住山記 從宝曆六 九月廿四日
宝曆八年三月五日終

(卷八三前表紙)

住山記 從宝曆八 三月六日
宝曆十三年二月二日終

(前表紙裏)

宝曆八 戊寅年三月六日ヨリ
同曆十辰年 三月二日終

(卷八四前表紙)

住山記 從宝曆十 三月三日
宝曆十一 五月晦日終

(卷八五前表紙)

住山記 從宝曆十一 六月九日
宝曆十三 五月七日終

(卷八六前表紙)

住山記 從宝曆十三 五月七日
明和二 四月廿一日終

(卷八七前表紙)

住山記 從明和二 四月廿一日
明和五 二月十五日終

(卷八八前表紙)

住山記 從明和五 二月十九日
明和七 年四月廿二日終

(卷八九前表紙)

住山記 從明和七 四月廿二日
安永二 三月十一日終

(卷九〇前表紙裏)

安永二 癸巳年三月十一日ヨリ
安永四 乙未年五月十五日迄終

(卷九一前表紙裏)

安永四 乙未年五月十五日ヨリ
安永七 年戊戌年三月朔日終

(卷九二前表紙)

住九十二號

(卷九三前表紙裏)

安永十 辛丑年正月廿四日
ヨリ天明三 癸卯九月廿一日迄ニ終

(卷九四前表紙裏)

天明四 甲辰閏正月二日ヨリ
天明七 丁未五月七日マデニ終

(卷九五前表紙)

住山記 從天明七 五月十二日
寬政元 四月十八日終

(卷九六前表紙)

住山記 從寬政元 四月十八日
至寬政二 六月十日

(卷九七前表紙)

住山記 從寬政二年六月
至同曆四年二月

(卷九八前表紙)

住山記 從寬政四年閏二月
到同曆五 參月

(卷九 九前表紙)

住山記 從寛政五 三月廿一日
寛政六 四月三日終

(卷一〇〇 前表紙)

住山記 從寛政六 四月
至同曆七 四月

(卷一〇一 前表紙)

住山記 從寛政七 四月
至同年九 貳月

(卷一〇二 前表紙)

住山記 從寛政九丁巳年二月廿二日
到同十一己未天 四月廿日

(前表紙裏)

從寛政九丁巳年二月廿二日
到同十一己未天 四月廿日

(卷一〇三 前表紙)

住山記 從寛政十一年四月
至享和元 八月

(卷一〇四 前表紙)

住山記 享和元西八月
同曆三亥二月十日

(前表紙裏)

享和元辛酉年八月十五日ヨリ
享和三亥年二月十日迄

(卷一〇五 前表紙裏)

享和三亥年二月十日ヨリ
文化二五年三月廿日迄

(卷一〇六 前表紙)

文化二年三月ヨリ同四年四月マテ
從三万四千七百二十六世
至三万五千二百十世

(卷一〇七 前表紙裏)

文化四卯年四月ヨリ
文化六巳年四月迄

(卷一〇八 前表紙裏)

文化六己巳年四月二十日ヨリ
同曆九壬申年三月八日マテ

(卷一〇九 前表紙裏)

文化九壬申歲三月八日ヨリ
文化十一戌六月廿九日マテニ終

(卷一一〇 前表紙裏)

文化十一甲戌年七月廿二日ヨリ
同曆十三丙子年三月九日ヲハル

(同尾)

子二月四日ヨリ三月九日マテ
都合三十五ヶ寺ナリ

(卷一一一 前表紙裏)

文化十三子年三月十二日ヨリ
文化十五寅年五月十九日マテヲハル

(卷一一二 前表紙)

住山記

文政元戊寅年五月ヨリ
同曆三辰年八月迄

(卷一一二前表紙)

住山記

從文政三庚辰八月六日
到同曆六癸未二月廿六日

(卷一一三前表紙)

住山記

文政六未年二月念六日ヨリ
文政八酉年二月念二日迄

(卷一一四前表紙)

住山記

從文政八酉二月廿二日
至同十亥二月十六日

(卷一一五前表紙)

住山記

從文政十亥二月十六日ヨリ
同曆十二丑三月廿七日マテ

(卷一一六前表紙)

住山記

(卷一一七前表紙)

住山記

天保二卯年八月十三日ヨリ
天保五年八月十四日マテ

住山記

從天保五 八月十五日始
至同曆九 二月二十日終

(同尾)

○天保九年の分、拾四ヶ寺なり

(卷一一九前表紙)

住山記

天保九戌二月廿一日ヨリ
同曆十一子四月十日マテ

(卷頭眉上)

先住山記ニ天保九年之分
ノ拾四箇寺誌置

(卷一二〇前表紙)

住山記

天保十一庚子四月十二日ノ
同曆十三寅八月廿八日迄

(卷頭眉上)

先住山記ニ天保十一年分
ノ七十七ヶ寺誌シ置

(卷一二一前表紙)

住山記

天保十三寅八月二十九日ヨリ
弘化二巳年二月三十日迄

(卷一二二前表紙)

住山記

弘化二年三月三日ヨリ
同四年三月十六日マテ

(巻頭)

今年一分先住山記ニ四十八ヶ寺記ス

(巻一二三前表紙)

住山記

弘化四年三月十九日ヨリ
嘉永二年三月廿七日マテ

(巻一二四前表紙)

住山記

嘉永二年三月二十八日ヨリ
同四年三月二十四日マテ

(巻一二五前表紙)

住山記

嘉永四年三月廿七日ヨリ
同五年八月廿三日マテ

(巻頭)

嘉永四年亥歳之分先住山記ニ五十二ヶ寺記

(巻一二六前表紙)

住山記

嘉永五年八月廿三日ヨリ
安政二年三月七日マテ

(巻頭)

嘉永五子歳之分先住山記ニ三百六十八ヶ寺記
再巻本再公文有

(巻一二七前表紙)

住山記

安政二卯年三月八日ヨリ
同四巳年三月朔日マテ

(巻一二八前表紙)

住山記

安政四年三月朔日カ
同五年五月朔日迄

(巻一二九前表紙)

住山記

安政五年五月
四日ヨリ同七年
三月十六日マテ

(文中)

先記百五十五員

(巻一三〇前表紙)

住山記

安政七年三月十六日ヨリ
文久二年二月五日マテ

(巻一三一前表紙)

住山記

文久二年二月六日ヨリ
同三年八月三十日マテ

(卷一三二前表紙)

住山記

文久三年九月二日ヨリ
元治二年三月十五日マテ

(卷一三三前表紙)

住山記

元治二年三月十七日ヨリ
慶応二年八月朔日マテ

(卷一三四)

欠本

(卷一三五)

明治三年七月十五日条貼付紙
輪住制廃止明治三年七月二十五日

(卷一三六前表紙)

明治三年七月廿五日
輪住制廃止となる瑞世師世代は継続
する一三六号より一四一号まで

これらから少なくとも永禄三年(二五六〇)には、五院が交替で輪住者記録(住山記)を改め(確認)、管理していることがわかる。改める担当は五院の維那が当っているが、卷六二・九七は五院配下の塔頭が当っている。但し卷六二の場合如意庵であるにも拘わらず、伝法庵配下の松岩寺が維那役として『住山記』を改めている。また卷一〇二によると『住山記』は「諸嶽山新書庫」に納置している。

なお巻一の第三七世大林棟から、巻二(第二七世〜第六二九世)前半を中心として、第一〇九二世筠溪洪まで断続的に輪住者名の上に落款(朱の単・重廓方印、単・重廓円印、単・重廓長方印、香炉型印など)がある。また第二八六三世長誉から第二八六七世聞説まで五人が慶長十六年(二六一二)八月七日に輪住しているが、第二八六六世まで卷六にあり、第二八六七世聞説のみは卷七にある。このように同日輪住者が両巻にわたっている例は、明治三年(一八七〇)十月二十五日に輪住した第五〇〇一〇世頑量が巻一三五に、第五〇〇一一世玄豊が巻一三六に記録されるまで、全部で四十五回(九十巻)におよんでいるが、これは『總持寺住山記』全一四〇巻の六四パーセントに相当する。公文書記はどのような根拠や方法で調卷したのだろうか。不思議である。

このように署名や記録上の不備、さらには調巻などいくつかの問題を含んでいるが、これは約六百年にわたる總持寺歴代住持の名簿であり、總持寺教団の成立および全国的展開、ひいては曹洞宗教団の発展過程を知る上で不可欠の基礎資料である。またそのみならず日本禅宗史・日本仏教史の研究、さらには隣接分野の研究などひろく学界に資することは間違いない。

しかし従来、必要な部分のみの渉獵研究は、先学により真摯に行われていたが、資料が余りにも膨大なため、活字化は勿論、総括的な研究も行われていない。幸いにも鶴見御移転百年記念事業として平成二十三年十一月五日總持寺から『住山記』が出版された。出版は尾崎正善（鶴見大学仏教文化研究所研究員）師と筆者の共編で、本編（一〇四頁）と索引（一五六頁）からなるが、原本自体の汚損や、使用されている正字・古字・異体字・略字・俗字・国字・当て字、さらには公文書記の癖字・写誤など、またパーソナルコンピュータの入力時における読解不能な文字が数多くあつたが、原本と厳密に照合し正確を期した。

また索引の作成にあたっては、曹洞宗内のみならず、ひろく学会にも対応できるよう、効率的で、かつ紙幅やパーソナルコンピュータの特質・性能の問題なども勘案した。また正字・俗字・略字・古字・異体字・国字・当て字などが使用され、呼称の相違などもある人名・寺院名・門派名・入寺年月日・国名などの漢字の表記を統一するとともに、『住山記』に使われている統一した漢字二六七二字について、漢音・呉音・唐音・慣用音および訓読がある読みの統一など、『曹洞宗全書』『延享度曹洞宗寺院本末牒』その他も参照し決定した。

次に資料的価値については、まず膨大な収録僧名と寺院名である。五万一〇〇〇余人を数える輪住者とその受業師・嗣法師を単純に集計すると一五万余人になるが、受業師・嗣法師の欠落や重複、さらには同名異人などがあるから、これらを勘案しても一〇万人から一十万人にのぼることは間違いない。また寺院名も当然重複があるが、四万六〇〇〇余ヶ寺にのぼっている。

次に冒頭にも触れたように、總持寺教団の成立と全国的展開を示すものであるが、輪住者の動向、輪住者と受業師・嗣法師の問題、門派名・寺院名などにより、その実情を如実に把握できることである。まず五万一〇〇〇余人の輪住者の動向であるが、前にも触れたように、時代が下るにしたがい輪住者が増加するとともに、在任期間も短くなっている。また永正六年(一五〇九)閏八月二十八日、第四五世明庵哲・第四五六世心岩智が同日輪住して以降、同日輪住も数多くみられ、人数も二人から三人(大永八年(一五二八)七月二十八日)、四人(天文三年(一五三四)八月三日)、八人(弘治二年(一五五六)七月二十八日)、十二人(永祿八年(一五六五)六月五日)、十六人(元龜三年(一五七二)五月五日)と増加し、詳細には十人以上の場合三八〇回にもおよんでいるが、二十人以上が二十二回、三十人以上が五回、四十人以上が三回ある。とりわけ嘉永五年(一八五二)八月十五日は、最多の四十七人が同時に輪住しているが、この十五日を挟んで十二日から二十四日まで二二四人を数えている。なお師資同日輪住の例もある。それは天正九年(一五八二)九月七日に輪住した第一七二七世久山悦と第一七二八世明叟見(嗣法師久山)である。出身国と門派も同じ尾州通幻派である。その他にも天正十三年七月六日に輪住した第一八二二世嘯山虎と第一八二三世怡翁悦や、天正十六年六月二十日に輪住した第一九二八世参室察と第一九二九世明安鏡などがある。

また輪住者の入寺時期については、積雪の時期である十二月・一月は極めて稀で、それ以外の月は満遍なく行われているが、同日十人以上の場合をみると三月がもっとも多く、次が八月(開山忌の関係か)・四月・二月の順となっている。なお同日輪住の場合は、同門派や同じ地域からの傾向が強く、また輪住者数の極端な増減もみられるが、それは開山忌・二代忌など宗内的事情、幕府による總持寺諸法度の発布や、寺社奉行の裁許などによる政治的影響、飢饉、疾病など社会経済的動向と多分に相関関係にあることなどもわかる。

また峨山派と相剋した明峯派、陸奥・出羽・両国の本寺として總持寺輪住に応じなかった月泉派・道叟派、地方教化に専念した玄翁派(源)や無著派、さらには永平寺関係の法王派・興聖寺派などの輪住にあたっては、五院の取次により

輪住している。なかでも無端派(道叟派第八〇三二世頓秀など、興聖寺派第一五六八二世祖察)、大徹派(明峯派第四〇二九世俊堯など多数、源翁派第五〇五一世純益など)、実峰派(無著派第四一〇二世鷲暎など、興聖寺派第一三六七世惠密など)、太源派(法王派^(風流)第六八八八世天察など)、通幻派(法王派第五六三九世門察など)などの取次による八〇余件の輪住(巻一〇く巻二二)や、二二六〇余件にのぼる再公文(永平寺・正法寺公文成直Ⅱ永平寺〈初見元和三年(一六一七)十月十日第三〇三八世存忠など非常に多い〉・正法寺〈第三二二一世良田〉)に出世し、再び總持寺に出世し直す)による輪住、その他位牌公文(初見第三二二世童徒)、贈公文(初見第五〇九三七世徳昌)、謚再公文(第二六三五八世喝牛)、涅槃号(第三九七六世白峰椿)などの発給は、瑩山門派間の複雑な動勢や、永平寺派との重層的な関係などとも洞察できる。

次に五万余にのぼる輪住者と瑞世者における受業師と嗣法師は、その初期には異なっていたが、元禄年間から同一人になる傾向が強く、なかには嗣法師が同じであるにも拘わらず門派が異なる例、寛永十七年(一六四〇)六月五日入寺の第四四七七世広天と、同年六月七日入寺の第四四七八世寿達の嗣法師は童吞であるが、広天は通幻派、寿達は無瑞派であることを初めとして、明治十五年(一八八二)五月二十六日入寺第五一一一七世賢秀と、同六月二十四日入寺第五一一一八世文竜の嗣法師は維石であるが、賢秀は大徹派で、文竜は通幻派であるのまで積算すると、七十三件にものぼっている。なかには享保八年四月二十日入寺した第一六四八二世良英・第一六四八五世秀明・第一六四八六世智源の嗣法師は荣天であるが、良英は太源派、秀明は大徹派、智源は明峯派である。このような例が享保十九年(一七三四)二月二十七日入寺の第一八三六七世文達・第一八三六八世英察・第一八三七〇世祖宣の嗣法師は玉翠であるが、文達は太源派、英察と祖宣は通幻派であり、文化元年(一八〇四)四月六日入寺の第三四四八九世惠淳・第三四四九〇世禅山・第三四四九一世寛道の受業師・嗣法師は雛山であるが、惠淳は道叟派、禅山は通幻派、寛道は太源派である。これらはあるいは寺院における一流相承などに起因する伽藍法(因院易嗣)によるものかも知れない。今後究明する必要がある。なおこれは公文書記の誤記によるものかも知れないが、嘉永五年(一八五二)閏二月二十五日入寺の第四四

八三六世快隆、安政四年(一八五七)九月十二日入寺第四六三三一世禪雄、同六年四月一日入寺第四六七七三世祖春はいずれも受業師の法諱と同じになっているが、さらに弘化二年(一八四五)三月二十二日入寺第四三二九一世喚山は受業師・嗣法師の法諱も喚山となっている。

また受業師・嗣法師は和尚が普通であるが、文明から天正にわたり、明応を中心にして、首座(初見第二四七世盛大徳の嗣法師は永肇首座や第三五三世東陽旭の受業師・嗣法師は宗光首座など多数)、座元(第二二五八世久山良の受業師は一浦丈座元)、その他長老・蔵主・知客・書記・監寺・都寺などがなっており、今日では計り知れないものがある。しかしいづれにしても師資の關係が明らかになるのみならず、それは本末關係の確立にも直結するものである。なお四万六〇〇〇余ヶ寺の寺院名から、現在廢寺になっている寺院名や、その動向を知ることができる。

また輪住者の門派や出身地についてみると、まず門派は法王派・興聖寺派などもわずかに散見するが、一見しただけでもわかるように、通幻派が圧倒的に多く、約五〇%の二万五〇〇〇余人にもものぼり、次の太源派一万四〇〇〇余人を加えると、およそ八〇%を占め、教団の実態を掴むことができる。また出身地については、總持寺の所在地能登を中心とする北陸地方は八〇〇〇余人の一六%であるのに対し、陸奥・出羽など東北地方は極めて多く、一万四〇〇〇余人の三〇%を占めていることがわかると同時に、門派と地域性の關係も判明し、教団展開の実情を知ることができる。

また天正十五年(一五八七)以降の五院の輪住帳、わずかに残存する永平寺瑞世師名簿は『永平寺住山記』や『道正庵着帳写』、さらには『延享度曹洞宗寺院本末牒』その他と比較検討することにより、總持寺内における五院輪住との關係、總持寺輪住と永平寺瑞世との關係などが明らかになり、廢寺や移転改称寺院、および火災その他の事情により、資料を逸失した寺院も含め、全国にわたる個々の寺院史の解明、あるいはこれによる地方史の見直しや作成などに資すること大であることは間違いない。またこれらを年代や地域などの切り口をはじめ、多様な手法や、あらゆる

視点・角度からの複合的・総合的な考察により、重層的な新知見が得られることは確かである。

このように、開山瑩山禪師から明治三年七月二十五日第四九七六六世大仙和尚までの輪住者、およびその後明治三十四年七月二十八日瑞巖和尚までの瑞世者の記録である『總持寺住山記』について述べた。ちなみに平成二十三年十一月五日出版以来八年を経過したが、その間、折折に誤りを見出したので、ここで正誤表を掲げておきたい。

正 誤 表

住山記	件名	頁	行・世代数	誤	正
九	緒言	四	六行 七	二〇七人 卷十一—十二	二二四人 卷十一—十二
一八			六九二 六九三	永正十年八月六日	永正元年八月六日 備考に法照禪師を入れる
六七			三三三 三三九	寛永四年十月十日	寛永四年八月十日
七四			三七四	□顕寺	東顕寺
七六			三八二 三八	□興寺	瑞興寺
一〇六			五三七	雲州	出羽
一二七			六三二 六三九	奥州	摂州
一三五			六七五	奥州	摂州
三三七			一六二 一三三	□□寺	宗徳寺
三九〇			一八七 一七〇		備考に道叟を入れる
九七一			四七九 一四		派名に通幻を入れる
九七二			四七九 五五		備考に再公文を入れる

住山記索引

件名	頁
僧名	三三一 a 荊峰を一一七頁c紫雲の前に移す
寺院名	五四 c 正法寺(奥州)に二二七二を加える 八五 c 宗徳寺(下総)に一六二三三を加える 一一〇 c 東顕寺(奥州)に三七四一を加える 一二〇 c 不二軒のニを漢数字の二に改める

ここで『總持寺史』・「永平寺文書」により、出世公文や儀式、参内の礼式作法、転衣料および居成公文などを付記するとともに、『總持寺史』の居成公文より、六十年と四十年古い瑠璃光寺悟宗圭頓、および規盛良模の居成公文を紹介しておくたい。

まず出世公文とその儀式については、

諸嶽山總持禪寺者依^レ爲^ル二日域曹洞出世第一之本寺一就^テ當^ニ寺一住持職之事任^ニ繪^ニ旨^ニ轉衣補^ニ任^{スル}瑞峰和尚^一者也仍^テ公文狀如^シ件^ノ

文政四辛巳五月五日

洞川庵	無端	華押
普藏院	大源	華押
妙高庵	通幻	華押
傳法庵	大徹	華押
如意庵	實峰	華押

三萬八千百三十九世

とある、ここで些か近代における瑞世轉衣の儀式の概要を述べて見る、御轉僧すなはち一朝の住持職は本山に到着して儀式の前夜官金を納めたる後、その宿坊(又は瑞世日過)より現方丈(今の紫雲臺)の一室に移り(多人數のときは別に設けたる寮舎)當朝は行事罷參賀の巡板に隨つて上殿、このとき知隨は「御轉僧參賀の拜」と喝する、五處の法語、祝聖、兩祖眞前諷經を修して鎮金の間に登り、開祖二祖の眞儀と五朝天皇の尊儀に拜賀する、案内の知客は御綸旨を讀み上げ、尋いで御傳衣を頂かして開祖が二祖に住持職讓與のときの法語と、その上堂の法語および法衣拈提傳授の偈(梧桐葉落云云)を讀み上げる、(この時の御轉僧は跪坐して深く低頭する)それから管待せる後見職芳春院は五院の當住なる現方丈に代つて公文を讀み聞かせ、これを授與して出世の式が終り、ここで湯茶の式がある、それより香積臺に就て上膳、これは後見職の相伴であるが、食事の小佛名は知客が讀誦する。次に出世參内の礼式作法について、道正庵から関三刹へ差出した文書は、次のとおりである。

- 一 於_テ御所表_ニ御會釋之事
- 一 於_テ御綸旨表_ニ御祈禱第一之事
- 一 御參内の表於_テ宮中公卿ノ間_ニ待合於_テ清涼殿_ニ拜 顔之事
- 一 於_テ執奏家_ニ者三位以上ノ御取扱於_テ上殿ノ間_ニ御饗應有_レ之其器物白木之三寶用_ニ土器_ニ酌人者麻上下著用御玄關送迎者雜掌中也
- 一 曹洞宗者御届次第御直之參内何時ニ而モ相成候直參内無_レ之_下向者對_ニ上江_ニ無禮之事
- 一 諸宗大本山賜紫 勅號之寺院者格別其外從_ニ禪宗尊寺_ニ之儀諸宗類例無_レ之候若位階論談有_レ之者何時ニ而モ此方江可_レ被_ニ仰上_ニ候御札之旨大納言上意也
- 一 曹洞宗各寺開堂演法被_レ成之事於_ニ御綸旨表_ニ各寺號被_レ成候故御座候臨濟宗ニハ諱名ニ而各寺號無_レ之候間

開堂演法相成不_レ申候_上本山而已執行有_レ之候右禮式儀式御尋ニ付伺_ヒ勸修寺殿_ニ御書附入_ニ御覽_ニ候也

今般相州宗福寺日蓮宗之寺院與座席之論出來候ニ付則從_リ宗福寺_ニ以_テ木下道正庵_ニ被_レ奉伺_ヒ候處勸修寺大納言殿ヨリ被仰渡ノ趣如件

天明六年午四月三日

道正庵 印^⑤

また転衣料であるが、時代により若干の差があるが、江戸初期(寛永十六年(一六三九))のものは、次のとおりである。

掟

- 一、禁裏へ官銀貳百貳拾八匁五分納めのこと、
 - 一、出世の者御綸旨道正庵とりつぎのためゆえ、右の禁中官銀の内にて配当分うけとらるべきものなり、
 - 一、落着の砌の非時一汁一菜、酒は気分次第たるべきこと、
 - 一、帰国の砌は一飯たるべきこと、
 - 一、伴僧みだりに町中を出歩き、口論することを堅く停止すること、
- 右の条々相背く族においては、当寺より申しつくべきものなり、(原漢文)

寛永十六己卯三月五日

永平寺秀察 (花押) ④

道正庵 参

(永平寺所蔵文書)

これによると、(1)禁裏への官銀は二二八匁五分(金三両三步一朱)、(2)道正庵は官銀のうちから配当金を受け取ること、(3)道正庵到着以後、非時食は一汁一菜で、酒は気分次第、(4)公文を受け、帰国の時は一飯のみ、(5)伴僧が道正庵

寮舎から町へ出歩き、喧嘩口論することを戒めている。なお禁裏の官金料は、本山の官金と同じく五両になっている。ちなみに受戒以後、繪旨頂戴までにかかる費用は(1)師匠・中本寺・僧録への志納金、(2)總持寺(又は永平寺)へ官金五両、上洛して道正庵と勸修寺へ五両、その他交通費・宿泊費・食費・袈裟・衣・絡子・雑費などを加算すると五十両近く必要だった。

なお『總持寺史』によると、伝奏勸修寺家と御繪旨降賜の弁官に対して、總持寺は使僧を上洛させ、時々々の礼節を行っているが、元禄六年(一六九三)の記録は、次のとおりである。

- 一 三疋 加賀絹
- 一 銀貳枚 扇子代
- 一 三匁八分 右之加賀絹三疋之臺但シ上々みがき
- 一 壹匁貳分 白銀貳枚之臺但シ上々吉みがき
- 一 右者 勸修寺大納言殿江献上
 - 一 壹枚 銀子
 - 一 壹匁五分 扇子三本入
 - 一 壹匁貳分 右進上物之臺
 - 一 右者 頭辨殿江上ル
- 一 金子貳歩 立入河内殿江被遣
- 一 壹匁 扇子三本入右同所江
- 一 三分 右之進物臺
- 一 金子貳歩 三宅圖書殿江被遣

- 一 壹匁 扇子三本入右同所
- 一 三分 右進物之臺
- 一 加賀絹壹疋 道正庵江被遣
- 一 壹匁 扇子三本入右同所
- 一 壹匁八分 右道正庵進物之臺壹ツ
- 一 金子貳歩 岡野宗達江被遣
- 一 壹匁 扇子三本入右同所
- 一 三分 右進物之臺
- 一 金貳歩 了無法橋江被遣
- 一 壹匁 扇子三本入右同所
- 一 壹分 右進物之折
- 一 金貳歩 海老屋長左衛門江被遣
- 一 壹匁 扇子三本入右所江
- 一 壹分 右進物之折
- 一 三兩三分 下
禪瑞老江被遣是ハ今度勸修寺殿江使僧御目見江并御暇乞之節伴僧相頼候故心勞分として被
使僧京都逗留之内遣拂并道中遣拂馬代として被下是は拙僧參宮仕使僧相兼勤申故諸事遣拂
は仕切として被下候

金子 六兩貳歩

銀子 〆百四拾五匁六分

二口 〆 都合八兩三分銀拾匁六分

元祿六年七月廿六日 玉泉寺 門 嶺 判

また官寺(五山・十刹・諸山)などにおいて、実際には入寺せず、官銭を納めるだけでその官寺の前住という住職名が得られるが、官寺でもない永光寺においても、前に触れた「永光寺における輪住制」で、寛永二年(一六二五)第四七四世潤叟太波が独住するまで、数多みられたが、『總持寺史』は一例として天正十三年(一五八五)十一月二十四日可睡齋宗珊首座の居成公文を掲げている。

諸獄山總持禪寺住持職之事就_テ于當寺_ニ修造公文之儀被_レ補_ニ任_セ宋珊首座_ノ之旨仍_テ而衆評如_レ件_ナ

天正十三_乙 酉年十一月廿四日

前住 守 存

前住 恕 秀 前住 怡 林

前住 傳 恕 前住 舜 道

進上 可 睡 齋 衣 鉢 閣 下₍₃₆₎ (可睡齋文書)

しかし總持寺においても、さらに古くから行われていた。

それは瑠璃光寺(山口市) 悟宗圭頓(一四七三—一五五五)や規盛良模(生没年不詳)に対し居公文を充て行っている。

まず悟宗は『總持寺住山記』には「八一四世悟宗頓和尚 大永五年七月二十日入寺 受業師全岩和尚 嗣法師勁岩和

尚」とあるが、居公文(瑠璃光寺文書)は次のようにある。

諸岳山總持禪寺住持職之事、就于當寺修造居公文之儀被_レ充行_ニ圭_ノ書記之旨、衆評如斯

大永五_乙 年七月廿日 前住 宗寅(花押)

前住 祖欣(花押)

前住(方外か) 玄固 (花押)

前住(徹道か) 機淳 (花押)

前住 祥春 (花押)

前住(親翁か) 用鎮 (花押)

前住(竹馬か) 齡修 (花押)

前住(潤屋か) 性泉 (花押)

進上 瑠璃光寺

(勸修院端か) (37)
衣鉢閣下

次の規盛は『總持寺住山記』には「一〇八六世規盛模和尚」とあるが、居公文〔瑠璃光寺文書〕は次のとおりである。

(天文十四) (二五四五)
同年八月五日入寺

受業師勁岩和尚 嗣法師一尖和

諸嶽山總持禪寺住持職之事、就于當寺修造居公文之儀、被充行良模首座之旨 仍衆評如此

天文十四乙 南呂初五日

前住 乘秀 (花押)

前住 元養 (花押)

前住 玄易 (花押)

前住 文貞 (花押)

前住(徹道か) 繼通 (花押)

前住(利天か) 洞俊 (花押)

前住(徹道か) 繼哲

進上 瑠璃光寺 衣鉢閣下

このように總持寺は、悟宗圭頓・規盛良模に居公文を發給して總持寺前住に任じている。しかし永光寺の実情から類推すると、さらに早い時期から居成公文を發給したのではなからうか。

祖院史料(祖院文書「法度・掟」四)に、出羽善宝寺が慶長十七年(一六一二)から十九年に、出羽国僧十七名(世代二八八七七―二九〇四世)の軛衣をとりついでいるが、第二八九五世が重復し「居公文」と記されている。また、後述するように祖院本第一は慶長九年(一六〇四)八月三十日(二五七九世榮室樹盛)から元和三年(一六一七)八月六日(三〇三

三世宗椿)で、本山本の巻五・六に相当し全同である。しかし第二八九五世は重複しておらず、「居公文」の記録はない。ただ慶長十七年(一六二二)四月十六日出世した第二八九四世麟朔(日州、大源派)、第二八九五世南嶺林岳(石州、通幻派)はあるが、「居公文」の記録はない。

また、祖院本の慶長十七年七月二十八日出世した雪庵随豊(常陸、華叟派)には「永平寺成直」とあるが、これに相当する本山本慶長十七年八月十二日出世した第二九一〇世雪庵豊(常州、通幻)には、「永平寺成直」の記録はない。

なお、本山本で「永平寺成直」(再公文)の初見は前にも述べたが元和三年(一六一七)十月十日、第三〇三八世存忠(筑後、光福寺、通幻派)である。

また能登の總持寺祖院にもわずかではあるが(1)から(5)までの『住山記』各一冊があるから、これを紹介するとともに、本山所蔵本と比較してみたい。

(1)慶長九年八月三十日—元和三年八月六日
(一六〇四) (一六二七)

二五七九世栄室樹盛 三〇三三三世宗椿
(一六〇八)

(2)元和四年九月二十七日—寛永五年五月二十九日
(一六二八)

三〇三四世祥察 三四二一世本芸

(3)寛永九年九月五日—寛永十年三月十六日
(一六三三)

三九九〇世洞文 四〇三三三世林雄

(4)寛永十七年二月九日—寛永十八年六月一日
(一六四〇) (一六四七)

四四三一世麟鉄 四六一四世全撮

(5)正保四年八月二十四日—慶安元年五月二十八日
(一六四七) (一六四八)

五〇一二世曹銑 五〇七四世香補

(1)は本山本の巻六・七に相当し世代数・入寺年月日も全同である。しかし本山本巻六の最初第二五七九世は天安門芸となっており、祖院本第二五七九世榮室樹盛は、本山本巻五の尾第二五七九世榮室樹盛となっている。これは本山本の世代数二五七九が重複しているからである。

(2)祖院本第三〇三四世祥察と第三四二一世本芸は、本山本では第三〇四七世祥察・第三四九八世本芸とあり、入寺年月日は同じである。本山本の巻八の前半部分から、巻九の前半部分に相当する。

(3)本山本と世代数・入寺年月日は同じである。本山本巻十は第三九〇〇世周賢から第四四三〇世太寿であるから、祖院本の第三九〇世洞文から第四〇三三世林雄は、本山本巻十の一部に相当する。

(4)本山本と世代数・入寺年月日は同じである。祖院本第四四三一世麟鉄から第四六一四世全撮は、本山本巻十一の最初から前半部分に相当する。

(5)本山本と世代・入寺年月日は同じである。祖院本第五〇一二世曹銑から第五〇七四世香補は、本山本巻十二の一部に相当する。

なお、これら以外に『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』によると次のような『住山記』各一冊がある。

(1)	写	二五七九―三〇三三世	慶長九年八月三十日― <small>(六〇四)</small>
(2)	写	三〇三四―三四二一世	元和四年九月二十七日― <small>(六一八)</small>
(3)	写	三一一二―五一三一世	元和八年四月七日― <small>(六三三)</small>
(4)	写	三九九〇―四〇三三世	寛永九年九月五日― <small>(六三三)</small>
(5)	写	四四三一―四六一四世	寛永十七年二月九日― <small>(六四〇)</small>
(6)	写	四七八五―五二四五世	正保二年二月十六日― <small>(六四五)</small>
(7)	写	五〇一二―五〇七四世	正保四年八月二十四日― <small>(六四七)</small>

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
諡公文	諡公文	写	諡公文	諡公文	諡公文	写	写	諡公文	諡公文	諡公文	写	諡公文	諡公文	写	写	写	写	写
		一五六一六一五八四三世				一四三二五一四五三二世	一四一五七一五七三九世				一〇〇二〇一〇四八八世			七〇二〇一八六九六世	六三六三一六四六〇世	六〇一七一六九七一世	五五四三一五九九六世	五二四六一五五九二世
享保十三年三月十九日 <small>(七二八)</small>	享保十二年四月七日 <small>(七二七)</small>	享保二年五月十五日 <small>(七二七)</small>	享保元年四月十九日 <small>(七一六)</small>	享保元年三月三日 <small>(七一六)</small>	正德四年二月二十八日 <small>(七一四)</small>	正德二年十月二十五日 <small>(七一三)</small>	正德二年三月十日 <small>(七一三)</small>	宝永三年八月十二日 <small>(七〇六)</small>	宝永三年三月九日 <small>(七〇六)</small>	元禄十三年五月二十日 <small>(七〇〇)</small>	元禄三年二月二十六日 <small>(六九〇)</small>	延宝三年三月八日 <small>(六七五)</small>	寛文十年八月十二日 <small>(六七〇)</small>	寛文三年八月十七日 <small>(六六三)</small>	明曆四年四月二十一日 <small>(六五八)</small>	承応三年九月十八日 <small>(六五〇)</small>	慶安四年九月四日 <small>(六五一)</small>	慶安二年七月十八日 <small>(六四九)</small>

(27)	謚公文		寛保元年二月二十八日 <small>(七四一)</small>
(28)	謚公文		延享元年十二月二十日 <small>(七四四)</small>
(29)	謚公文		延享二年二月十一日 <small>(七四六)</small>
(30)	写	二二四五七—二二八二三世	宝曆元年六月二十六日— <small>(七五二)</small>
(31)	写	二二四〇三—二二七〇二世	宝曆元年— <small>(七五二)</small>
(32)	写	二二三〇五—二二三三二〇世	宝曆五年四月十八日— <small>(七五五)</small>
(33)	謚公文		宝曆五年八月十日 <small>(七五五)</small>
(34)	写	二三四四四—二三五三二世	宝曆六年三月十五日— <small>(七五六)</small>
(35)	写	二二五三三—二二七七九五世	宝曆六年九月二十四日— <small>(七五六)</small>
(36)	謚公文		安永二年三月十三日 <small>(七七三)</small>
(37)	謚公文		天保六年二月七日 <small>(八三五)</small>
(38)	謚公文		天保六年三月十九日 <small>(八三五)</small>
(39)	断簡	住山記	

注記

- (1) 『続続群書類従』第九・三七三頁下参照
- (2) 『大日本仏教全集』一〇二・四七九頁上参照。
- (3) 『大日本古文書』家わけ第二十「東福寺文書之一」八三三頁参照。
- (4) 『加能史料』鎌倉Ⅱ四〇六頁参照。

- (5) 『新修門前町史』資料編2 総持寺一九頁上参照。
- (6) 同右一九頁下以下参照。
- (7) 『加能史料』南北朝I 四一九頁参照。
- (8) 『新修門前町史』資料編2 総持寺二〇頁参照。
- (9) 『總持寺誌』一五六頁上参照。
- (10) 『新修門前町史』資料編2 総持寺一四五頁上以下参照。
- (11) 同右三三頁下参照。
- (12) 同右一九頁下参照。
- (13) 同右二五頁下以下参照。
- (14) 『加能史料』南北朝I 二八二頁参照。
- (15) 『加能史料』南北朝II 一七六頁以下参照。
- (16) 『加能史料』南北朝I 三四二頁参照。なお、二八一頁康永三年(二三四四)七月六日、三階家秀(淨韶)は永光寺仏殿本尊の燈油料として、田地百疇(一反)を寄進している。
- (17) 『新修門前町史』資料編2 総持寺二六頁上参照。なお貞治五年(一三六六)十月廿八日の「峨山韶領遺物配分状」によると、「御袈装一帖 良印監寺拝領」とある。また応安元年(一三六八)十月廿一日の「紹瑾忌仏事出錢契状」に「良印監寺」として「道愛監寺」とともに連署している。また応永三十年(一四二三)八月十日、「松田基秀田地売券」に月泉良印の毎月廿四日粥飯料代として四百疇を五十貫文で売渡し、正法寺鳳翁正金が寄進している。
- (18) 同右三〇頁上参照。

- (19) 同右三一頁上参照。
- (20) 同右三一頁下参照。
- (21) 同右五五頁下以下参照。
- (22) 同右三七頁下参照。
- (23) 同右四二頁上参照。
- (24) 同右四五頁上参照。
- (25) 同右五六頁上参照。
- (26) 同右五六頁下参照。
- (27) 同右五七頁上参照。
- (28) 同右六三頁上参照。
- (29) 同右六三頁上以下参照。なお『總持寺史』五五一頁の「正法寺文書」に、文祿年間に洞川庵守存が正法寺宛にもし正法寺一派で、總持寺出世の希望者があれば、正法寺の添状を携行するよう要請しているとある。
- (30) 同右三八頁下以下参照。
- (31) 同右五二頁下参照。
- (32) 同右四四頁上以下参照。
- (33) 『嶽山史論』一〇六頁以下参照。
- (34) 『總持寺史』二三〇頁以下参照。
- (35) 同右二二六頁以下参照。
- (36) 同右二二二頁以下参照。

(37) 『加能史料』戦国VII二七七頁参照。

(38) 『同右』戦国XII五九—六〇頁参照。

第五章 總持寺五院の成立とその変容

(一) 五院の成立時期とその実情

五院の成立時期については諸説がある。いま先学による従来の説やその史料、および新史料を掲げて考察してみる。

①天正十五年(一五八七)以後説

『總持寺史』(栗山泰音著)は五院の輪住帳のうち、『普蔵院住番牒』がもつとも古く、天正十五年から始まっているから、それ以降としている。

② 觀応二年(一三五二)説

『五院^并塔頭中田緒^并五院什物目録』(貞享三年(一六八六)五月廿五日、大本山總持寺蔵)に「觀応二年ニ五院開闢仕候、貞享三年迄二百三十六年ニ罷成申候、五院末派ヨリ毎年八月十五日ニ五院輪番入替、總持寺持来候、五院之儀、總持寺境内ニ御座候」とあり、觀応二年に成立したとしている。

③ 觀応二年(一三五二)春説

『禪学大辞典』も「總持寺」の項に、その典拠は明らかでないが、觀応二年春、五支院を開き、その住持より總持寺に輪番住持の制を始めたとしている。

②③の場合、通幻寂靈(一三三二—一九二)は三十歳で妙高庵を、大徹宗令(一三三三—一四〇八)は十九歳で伝法庵を、実峰良秀(一三三八—一四〇五)は三十四歳で如意庵を開いたことになる。太源宗真(?—一三七二)・無端祖環(?—一三八七)・大徹宗令・実峰良秀らの行実が定かではないから、總持寺との関係も明らかでない。ただ通幻寂靈は『日本

洞上聯燈録』によれば、暦応三年（一三四〇）大乘寺明峯祖哲（一二七七一—一三五〇）に投じて朝鍛夕練し、観応元年（一二三〇）明峯の遷化にあうも大乘寺に留まって功夫弁道し、

文和元年春閏^三總持峩山和尚道風高古。遂往礼謁¹。

とあるように、文和元年（一三三二）の春、總持寺峨山韶碩（一二七六一—一三六六）に投じているから、観応二年には總持寺に掛搭もしていない。また大徹宗令（一三三三—一四〇八）も十九歳で伝法庵を開いたことになり、常識的には考えられない。

④貞治三年（一二六四）・明德元年（一二九〇）説

『總持寺誌』總持寺、室峰梅逸編）は③總持寺における輪住制とその変容（四 總持寺の發展と輪番住持制）にも掲げた峨山韶碩の貞治三年十二月十三日「惣持寺山門住持職事」に次のようにある。

惣持寺山門住持職事

韶碩門下、嗣法の次第を守り、五ヶ年住持すべし。若し此の中、山門の廢あらば、法眷等相寄り、これを評定すべし。仍て後証のため垂示、件の如し。

貞治三年十二月十三日

惣持韶碩（原漢文、印は私に付す）

（花押²）

この文中にある「五ヶ年」を「五个寺」と誤読し、これを根拠に貞治三年としたものである。また、『總持寺住山記』により、入寺年月日が最初に記録されている「十一世梅山本和尚嗣太源眞和尚 明德元年十月廿二日寺入」をとりあげ、五院の輪住は明德元年からともしている。

⑤応永十五年（一四〇八）から応永十八年説

応永十五年十月二十五日の「延寿堂分田事」は次のようにある。

延寿堂分田事

合参百疇在所浦上

右、無外和尚与大徹和尚如御定、別ニ

為延寿当(意)可被置者也

此年貢足者、每日之堂司時分(科脱力)

并病僧薪充之、冬者日ニ一文、薪一束、
春・夏・秋三月薪一束

若有余剩者、納所方ニ置之、

可有堂司僚修造敷

如意良受(伝芳)(花押)

洞川梵玖(花押)

応永拾五年十月廿五日妙高性禪(花押)

伝法元三(普門)(花押)

前惣持侑藉(貝林)(花押)

これは前任貝林侑藉(第十五世)と惣持寺内の伝法庵普門元三・妙高庵性禪・洞川庵梵玖・如意庵伝芳良受の各住持が連署し、無外円照・大徹宗令(第八世)の定めに従って、延寿堂の料田と年貢を定め置いたものであるが、何故か普蔵院を欠いている。

また、応永十八年(一四一一)六月十一日の「普蔵院末代制誠之事」は次のようにある。

普蔵院末代制誠之事、

- 一、比丘尼・女性不可夜宿、
- 一、酒不可入、
- 一、塔主及普藏院掛搭之僧、不可夜宿於比丘尼所及在家、
- 一、大小普請衣不可脱、
- 一、雑話・雑談難誡之、

右五ヶ条制誡、当院未来の慧命、僧衆一会之行体也、若背此旨輩者、速可令出普藏院、永不可為太源孫、仍為後々制誡之状如件、

応永十八年卯辛六月十一日

前總持智嚴(竹窓) (花押)

前總持聞本(梅山) (花押)⁴

これは第十一世梅山聞本と第二十二世竹窓智嚴が普藏院の五ヶ条制誡を定めたものである。それは比丘尼・女性の夜宿、酒の持込、塔主・掛塔僧の比丘尼所・在家への夜宿、大小普請衣を脱ぐ、雑話・雑談の禁止など五ヶ条の制誡は、普藏院の未来の慧命であるから、背く者は普藏院から速やかに擯出し、太源門派ではないとあるが、これにより普藏院の存在が明らかになり、前掲の「延寿堂分田事」とあわせ、少なくとも応永十八年には五院が存在していたことは確かである。

次に新史料による明德元年(一二三〇)説について述べる。

①明德元年二月十五日「通幻和尚遺誡記文写」に次のようにある。

其一曰、永沢禪刹者天下竜象法窟也、為老僧嗣法小師者、輪次而可住之、竜泉・妙高亦同之、江州總寧精舎者、応太守釣命、可為(字應)惠明首座独住、後嗣亦然也、仍讓与如件、

明德元年^{庚午}二月十五日

寂靈判^(通幻)

通幻四箇精舎第一永沢寺、第二妙高庵、第三總寧寺、第四竜泉寺各四禅利、輪住・独住差別不知、浅学如麻似栗不知此讓状所哉、阿呵々々⁽⁵⁾

これは明德元年二月十五日、通幻寂靈(二三三一九)は開創した四箇道場として、永沢寺(兵庫県三田市)、竜泉寺(福井県武生市)、妙高庵(總持寺山内)、總寧寺(近江)の四ヶ寺をあげ、永沢・竜泉・妙高はいずれも通幻の門派が輪住し、總寧寺は佐々木氏頼の命で庵恵明(二三三七一四一一)首座およびその法嗣が独住するよう指示して讓与したものである。これにより妙高庵の存在がわかる。

②峨山禅師二十五回忌にあたる明德元年十月二十日、「通幻寂靈等總持寺置文写」であるが、前にも「總持寺における輪住制とその変容」の項で触れたが、次のようにある。

總持寺住院次第

總持寺尽未来際条々置文事

- 一、住持職事、自当年十月至三十七箇月可有告退、但退院十月二十八日、入寺同以廿二日可定吉日也、
- 一、住院次第追師々之住院次第可請之、雖然於不官本寺輩者、不可請之、雖未住之子孫、若有器用之人、門徒評儀可有之、

一、新命之請状、從諸塔頭承門徒儀、各別可加判者也、

一、於当寺可書寺号事、大源門下仏院寺・通幻門下永沢寺・無端門下祥園寺・大徹門下立川寺・実峯門下護聖寺等也、次於名寺、当寺之外不可書之、次諸塔頭坊主御影、侍者之外不可掛錫、当住可拘寺中規矩者也、相互以和合可為本意者也、

右、此条々置文、丈室宝藏収之、并諸門下所持也、各加折目判形、為後代龜鏡、若有異儀者、各出此状可評定

之也、

明德元年^庚 午十月廿日 寂霊

〔大徹実峰裏判〕⁶⁾ (・印は私に付す)

これは通幻寂霊・大徹宗令・実峰良秀(太源宗真・無端祖環は示寂)等が總持寺住持職について書き置いたものであるが、「諸塔頭」、あるいは「諸塔頭坊主」とある。

③『通幻寂霊再住諸嶽山總持禅寺語録』の退院上堂語に「退院上堂、袂出達磨眼睛、作泥団子、穿破黒牛鼻孔、東遊西遊、^{卓拄杖}且居林下養残生、(明德元年庚午十月廿一日、退居妙高菴)とあるが、その尾に「明德元年庚午十月廿一日、退居妙高菴」とある。

④明德二年五月五日の「總持寺第五世通幻大和尚喪記」に「一、喪使^{仏陀寺・宗悟藏司・祥園寺・伝法菴}」とあり、仏陀寺などとともに伝法菴とある。また「鎖龕^{都寺善教、時主妙高}」、「^{挙龕}仙首座、^{伝法菴}」とあり、鎖龕に都寺善教とともに時主妙高、挙龕に仙首座(竺山得仙)伝法菴とある。

⑤同じく「總持寺第五世通幻寂霊大和尚喪記」に「卒哭忌八月十五日妙高菴・竜泉・永沢、寺寺院院¹⁾」とあり、卒哭忌(百カ日)を竜泉寺等とともに妙高菴が勤修している。

⑥同じく「總持寺第五世通幻大和尚喪記」の明德二年五月十二日「寄藏諸寺什物」に「寄實妙高菴若干」として「一、袈裟 壹縁 一、桌袱^紫 壹襲 一、蒲団 壹枚¹²⁾」とあり、袈裟一縁、卓袱一襲、蒲団一枚が配分されている。

これらの史料から、少なくとも妙高菴は明德元年、伝法庵は明德二年には存在していたことがわかる。

⑦能登永光寺(石川県羽咋市)の康暦元年(一三七九)八月十五日「永光寺領若部保檢注名寄帳」(永光寺藏)の尾に

(前略)

宝鏡庵 宗寿(花押)

比丘可本(花押)

大雄庵 善暨(花押)

比丘了暨(花押)

新豊庵 善芳(花押)

比丘良真(花押)

紹燈菴 興鎮(花押)

傳燈院 宗儼(花押)

淨住寺宗可(花押)

大乘寺祖欽(花押)

住 持龍泉(花押)

康曆元年己未八月十五日¹³⁾

これにより康曆元年には紹燈庵(明峯素哲)、新豊庵(無涯智洪)、大雄庵(峨山韶碩)、宝鏡庵(壺庵至簡)が永光寺山内にあつたことがわかる。このように康曆元年(二三七九)に、永光寺山内に開山瑩山禪師の四門人の塔頭があるという実情と、前掲(2)の明德元年(二三九〇)「通幻寂靈等總持寺置文写」に「諸塔頭」「諸塔頭坊主」とあるのと勘案し、また永光寺と總持寺の関係を考えあわせると、總持寺山内にも妙高庵、伝法庵以外の塔頭(普蔵院・洞川庵・如意庵)も少なくとも明德元年には成立していたと思われる。しかし、五院の輪住帳は、伝世の間における火災などのため、中世関係は逸失し、現在近世関係が十一冊残存しているだけであるから確認する術はない。

(二) 五院輪住とその変容

(1) 住持期間の変容

現存している五院の輪住帳については、後に、項を改め詳しく触れるが、現存する五院の輪住帳では普藏院の天正十五年（一五八七）がもつとも古く、かつその他の輪住帳とともに住持期間は一年である。しかし前に述べた五院の成立時期からも窺えるように、時代により住持期間は変容しているが、中世における住持期間については、管見する限り殆ど言及されていない。それは一に問題視されなかったことや、それに関する史料の涉獵・採訪が尽くされなかったからであろう。また、五院連署の史料は十余点知られているが、住持期間に関する史料、および住持期間を推察できる史料は、現在わずかに三例にすぎない。まず第一例は、応永十五年（一四〇八）九月十六日の「通幻寂靈門下僧達連署妙高庵置文写」で、次のようにある。

法嗣帳次第

了庵和尚

（真梁第一〇世）
石屋和尚

（永統）
一径和尚

（善教第十二世）
普濟和尚

（明見第十九世）
不見和尚

（自性）
天真和尚

（祖祐）
天應和尚

了峰和尚

（善見第九世）
天徳和尚

（聖壽）
量外和尚

（祖殿第三世）
芳菴和尚

右、以此法嗣帳次第、当寺「」

（永沢寺）
惣持寺妙高庵堅為住持、三年三月堅可守、但住院間、可致大切一若無其分、

次輪番不可請取、於若此輪番請取白者異儀輩者、不可号永沢寺門下人説、雖其至門下人於此帳堅厥官者好々可守

此旨云

応永十五年 戊子 九月十六日

祖殿 □貞 （善）

祖祐 真梁 （貞）（印は私に付す）

これは「法嗣帳次第」に通幻寂靈の弟子十一人の法嗣次第を掲げ、その次第に従って、妙高庵住持を三年三ヶ月勤めることと定めている。この三年三ヶ月の住持期間について、第二例は、峨山禪師百年忌に関連した寛正四年(二四六三)「總持寺住持・五院等連署書状写」と寛正六年「總持寺住持・五院連署書状」である。まず、「總持寺住持・五院等連署書状写」は前に「總持寺における輪住制とその変容」においても掲げたが、再度示すと次のようである。

龔言上、抑

總持二代老和尚御百年忌、(寛正六年乙酉)相当來西歲候也

御忌齋定日、雖為十月廿日、預可修西九月十五日

也、依而任先例、御出錢并紅燭等、御馳走

候者、可為肝要、総門中以評議令

啓所也、然者明年春中仁、急可願御返

事候、此趣御門中披露、

恐惶敬白

寛正四癸未歲七月初四

總持当住号宝山正珍(花押影)

前住号中山興円(花押影) 如意塔司宗春(花押影)

前住号親院宗睦(花押影)

伝法塔司真清(花押影)

妙高前住号怡雲如欣(花押影)

洞川塔司曹承(花押影)

(・印私に付す)

これは陸奥国正法寺(岩手県水沢市)に対し、峨山百年忌(十月二十日)の予修を西(六年)九月十五日にしたいので、先例のように出錢・紅燭等の寄進を要請したものである。なお、先例についてはまえに「總持寺における輪住制とその変容」においても述べたが、『正法年譜住山記』「当寺之本庵号続燈事」に、二代和尚(月泉良印)遷寂後、法嗣が集まり總持寺へ御遺物や入牌錢が送られたが、それは峨山遷寂三十六年後だった。また月泉在世中は、峨山年忌に出錢として当寺から紅燭千挺あて数箇度送っていたが、それは遠路であったためだろうか。月泉遷化の後、評議して二代塔頭を建立し、總持寺へ庵号(続燈庵)を申し上げ、峨山忌毎に蠟燭を進上するとしている。また御茶湯の分として紅燭十挺・茶五十斤充進上するとあるものに違いない。

次にこれに対応するもので、寛正六年(一四六五)九月十五日の「總持寺住持・五院連署書状」は、次のようである。

謹啓上、抑態遣使節、遙伝

書簡、衆中同繙閱、心緒頗端

多賚乎、十五兩之砂金、加于

一百年之営齋、宿惠各致

歎賞、真慈定垂靈鑑、宗

門愈繁興矣、道價永宣揚焉

至祈至禱、恐懼恐惶、

菊月望日

住持良淳(科堂)
(花押)

如意 奉行雪岩叟侑松 (花押)

伝法 奉行旨山叟元宗

洞川 奉行大樹叟祥棟

妙高 奉行怡雲叟如忻

普藏 奉行海門叟興徳

進上正法寺衣鉢閣下

回章⁽¹⁶⁾

(・印私に付す)

これは前掲の寛正四年七月の「總持寺住持・五院等連署書状写」の要請に対して、正法寺は砂金十五両を贈ったらしく、これに対する礼状である。

このように三年(五院は八月交代による)の年次を異にする両書状に、妙高庵怡雲如忻が連署している。次に第三例は、永祿元年(一五五八)八月「總持寺五院連署書状」と、同四年七月の「總持寺住持・五院等連署書状」である。両書状とも前に「總持寺における輪任制とその変容」で紹介したが、まず初めの「總持寺五院連署書状」は次のようにある。

欽言上、抑当山二代和尚之御自筆到来、

五院以評儀(議)焼香九拜畢、被先規之旨任、

於当寺跡々御馳走可為肝要(候)、此趣御門

中御披露、恐惶敬白、

永祿元戊午八月二日

普藏 慈泉(花押)

如意・瑞東(花押)

伝法 闌越(花押)

洞川・祖闌(花押)

妙高 慶文(花押)

進上 正法寺

(・印私に付す)

衣鉢閣下¹⁷

これは峨山自筆状が正法寺から總持寺に寄贈されたことに対する礼状である。あるいは峨山禪師が正法寺第二世月泉良印に与えた、康安二年(一三六二)正月の、正法寺を陸奥・出羽兩國の本寺と認めた置文かもしれない。

次の「總持寺住持・五院等連署状」は次のようにある。

寅言上、抑今度御瑞世最珍重也、就其正法門末向后当寺江御出頭之儀、從貴寺御一書無焉者、寺家同心中間布候、如先規可被守此旨者也、仍連署如斯、

永祿四年辛酉七月廿六日 当常住 瑞東(花押)

伝法 禪鏡(花押) 如意・妙高 文賢(花押)

洞川・祖闌(花押) 普藏 栄琮(花押)

進上 正法寺 (・印私に付す)

衣鉢閣下¹⁸

これは正法寺門末の瑞世はめでたい。今後門末が總持寺に出頭(瑞世)する際は、正法寺の一書(添書)を携行する

ように指示したものである。両書は三年の年次を異にしているが、如意庵瑞東と洞川庵祖闡が署名しているところとは、両者は少なくとも三年は住持していたことがわかる。

このような第二・三例は、第一例の妙高庵住持三年三ヶ月とほぼ同じとみて間違いない。それは普蔵院・伝法庵も同様な傾向にあったことは確かである。

なお「雲竜寺文書」閏月廿六日、總持寺から五条大内記宛の返報「總持寺五院連署書状」は尾州・江州三ヶ寺の虚官の件につき、總持寺からも堅く申し付けるが、貴命による糺明を要望したもので、年紀を欠いているが次のようにある。

總持寺五院連署書状

就尾州・江芻兩三箇寺虚官之儀、預御音問、誠目御懇意之段、當山五派之老漢等挙為感情之、然者彼仁躰私曲言宣不及、従此方堅固可申付候、於此上、以貴命急度可有御糺明事專要也、此條具高達所希候、仍連印之旨如斯、

恐惶謹言、

閏月廿六日

(本條元年)
(一五五八)

普蔵院 慈泉

洞泉庵 祖闡

妙高庵 周鑑

如意庵 瑞東

伝法庵 闡越

五条大内記殿

御返酬¹⁹

これは年紀を欠いているが、この書状に関連する南呂(八月)十三日、五条大内記宛「永平寺祚棟書状」²⁰がある。発

信者祚棟（？―一五六〇）の生没年と閏月の関係から、永祿元年（一五五八）閏六月廿六日と特定できる。またこの文書には普蔵院慈泉、洞泉庵祖蘭、妙高庵周鑑、如意庵瑞東、伝法庵闡越とあり、前に掲示した永祿元年八月二日の「總持寺五院連署書状」の妙高庵慶文が、妙高庵周鑑となっていることを付記しておきたい。これらによって五院の住持期間は永祿四年（一五六一）から天正十五年（一五八七）の二十六年の間に、如何なる事情があつたか明らかでないが、三年から一年に変容したことがわかる。

（2）輪番地寺院の成立

五院の輪住は峨山禅師およびその直嗣者が開創した寺院（後世三十六門ともいわれる）によって行われたが、これらの寺院のみでは輪住が限界に達し困難になった。それは五院に輪住する五門派の消長などにより、円滑に取り運べなくなつたからである。止むなく峨山法孫の開基した寺院による輪番地寺院が成立したと思われる。しかし成立の時期は、残存する五院の輪住帳が天正十五年（一五八七）以降であるから、特定できる史料はない。

また輪番地寺院の数であるが、門派の勢力が反映していることは注目する必要がある。

いま門派別の輪番地寺院を掲げると、次のとおりである。

普蔵院関係	一〇三ヶ寺
妙高庵関係	八五ヶ寺
洞川庵関係	五一ヶ寺
伝法庵関係	四九ヶ寺
如意庵関係	五一ヶ寺

合計 三三九ヶ寺

ちなみに地方別に掲げると、次のとおりである。

地方	五院	普藏院 (太源)	妙高庵 (通幻)	洞川庵 (無端)	伝法庵 (大徹)	如意庵 (実峰)	計
東 北		18	3	34	14	4	73
関 東		6	11	9	2		28
北陸甲信越		22	35	6	7	16	86
東 海		46	15		13	15	89
近 畿		7	11		10	4	32
中 国		2	6	2	2	7	19
四 州					1		1
九 州		2	4			5	11
計		103	85	51	49	51	339

②元文三年請書

欽尊答 抑

諸嶽山總持禪寺住持職之事來己未仲秋望日相當拙寺由任責意可致登務者也恐惶頓首敬白

これからもわかるように、輪番地寺院は全国的に散在しているので、總持寺教団の全国的・飛躍的發展を促す起爆剤になったことは確かである。ちなみに五院輪住の請状は輪番の当住が毎歳八月十六日(就任の翌日)、次年の輪番地寺院に対して呈差し、これに対し輪番地寺院は請書を差し出すが、その一例として①天保四年(一八三三)如意庵当住梅雲が尾州瑞光寺宛に出した請状、および②元文三年(一七三三)相州最乗寺が妙高庵宛に出した請書、さらには貞享丙寅(一六八六)遠州大洞院が普藏院宛に出した請書が、『總持寺史』(五四七―五四九頁)にあるから紹介付記する。

①天保四年請状

能州諸嶽山總持禪寺者 瑩峨二大師開法之禪窟 敕特出世之靈場而五々門葉輪次任職實是千古之模楷也于茲從來載甲午仲秋望日正當貴刹之任矣為請移法旆於本山而轉大法輪以祝延聖化無疆則可謂祖門之潤色且吾山之榮輝也仍請状如件

天保四癸巳年八月十六日

如意庵 梅雲 印

呈投 瑞光寺 (瑞光寺文書)

元文三戊午年九月朔日

最乗寺象巖印

妙高庵衣鉢閣下

(總持寺文書)

③貞享丙寅請

請取之事

一 能州普藏院來住ニ付今度御使僧方ノ請狀儘ニ請取申候為後日一札如件 隨而御使僧之路錢代壹貫貳百文御使僧方へ相渡申候間左様御心得可被下候以上

貞享丙寅歲九月二日 遠州橘谷 大洞庵現住 玄積 印

進上 普藏院御現住 方丈看御披露

(總持寺文書)

(3) 五院の輪住經費

五院における住持期間は、前に述べたように永祿四年(一五六二)から天正十五年(一五八七)の二十六年の間に、如何なる事情によったか明らかでないが、三年から一年に変容し、交替の時期も毎年八月十五日になった。一年を五人で分担し、總持寺住持(現方丈)として七十五日間勤仕しているが、莫大な經費(一説に二・三百両)が必要だったらしい。『總持寺史』によると、輪番のため、平素門末に対して輪番金の賦課や、輪番田による田得米、および輪番山による用財金を積み立てるなどして、輪住經費を捻出して^①いる。

また時代は少し下るが、明和九年(一七七二)「花岳寺道国總持寺輪董諸費控」は次のようにある。

花岳寺道国總持寺輪董諸費控(私に傍点を付した)

荷物廻船

- 一金貳兩 大坂迄路用、
- 右馬貳疋、人數上下六人、姫路いかるが迄は、町家出入之者見送之、入用旁々、
- 一金貳兩 大坂茶碗屋へ、
- 右砂糖拾三斤并沈香・線香・五種香・萬買物代、此年砂糖高直、壹斤ニ付六匁八分宛、
- 一金壹兩貳歩 大坂松屋拂、
- 右北國諸方へ進物之風呂敷、其外萬買物代、
- 一六拾目 蚊蝶代、
- 一三拾七匁 蚊蝶代、
- 一金壹兩 合羽代、
- 右隨伴上下四人、馬貳疋之雨道具代也、
- 一金貳歩 大坂ニテ宿拂、
- 一同壹歩 清圓中興へ、
- 右齋儀也、
- 一三匁 同前香奠、
- 一三匁 同寺開山へ、
- 一八匁六分 清圓寺拜銀、
- 一廿目 伏見迄船ちん、
- 右乘掛壹駄、駄荷壹駄、上下六人、
- 一金貳歩 京都宿拂、

一金五兩 路用、

右ハ伏見方惣持寺迄、道中入用、

一金貳兩 加州諸拂、

右薄茶壹斤、半紙・杉原・麈紙・諸事調物、

一貳拾七匁 半七日用、

京迄往来之日用、

一金貳兩 下男給金、

一三拾七匁 足衣代、

右方丈随伴襪子足衣代、

一銀四匁三分 一風呂敷壹ツ 大乘寺へ、

一銀四匁三分 一風呂敷壹ツ 天徳院へ、

一銀四匁三分 一奉書貳帖 寶圓寺へ、

一銀四匁三分 一風呂敷壹ツ 玉籠寺へ、

右之四ヶ寺ハ、急度相見舞可申格式ニは無之候へ共、方丈ハ何も奮知故御見舞、後來輪番之人此例格相用候事無用、併大乘寺ハ元祖之道場故、卍山下之人は拜登ハ格別也、

一銀三匁 大乘開山前、

貳拾目貳分

一金六拾五兩 一會中、

右之内、

五百七匁六分は修覆料、

貳兩は傳法庵内佛檀本尊虚空蔵菩薩壹躰、為大旦那武運長久、寄附致置申候、後來輪番之尊師可被致拜見候、以上、

一會中入用は、今年ハ閏月有之、例年ハ一月過分、特能當年は凶年ニ付、米穀高直故、例年之金子五六兩も過分ニ御座候、

一金壹兩 到着之時、宿寺へ、

右は到着之祝義也、〔儀以下同〕

一金壹兩 轉衣金、

右ハ當方丈ハ、永平寺之轉衣故、〔總持寺〕本山ニ而入用、

一金壹分 役寺へ、

右到着之祝義也、

一金六兩 歸寺路用、

能州方播州迄、

一四兩 土産物、

一貳歩 京宿拂、

一貳歩 大坂宿拂、

一三拾目 半七日用、

右大坂迄迎ニ參道中路用、其外日用賃也、

一四拾目 丹波録所行、

大坂方丈伴僧壹人、家來壹人、直録所へ廻り之入用之路用也、

一四匁三分 風呂敷壹ツ 永澤寺、

一貳匁 開山前、

前段ニも申記候、永澤寺之義は、重而輪番之節も、圓通寺ニ而聞合、登山可被致候、當方丈ハ永澤寺方丈知音故、

輪番前後共ニ此事ニ付永澤方丈被致出府候故、為見舞登山、夫故永澤役寮へ進物無之候、

一四匁三分 風呂敷壹ツ 圓通寺へ、

一風呂敷壹ツ 同寺監寺へ

一貳匁 圓通知客、

一壹匁 同 知隨、

一金壹兩貳歩 東岳^江、

右ハ東岳僧歸國之路用并祝謝共ニ、

一會中入用右之通相違無之候、

随伴僧 一提(印)

石州ノ産 同 東岳(印)

同 一乘(印)

江州産 家來 彌吉

輪番道中は、往來共乗掛壹駄、駄荷壹疋也、随伴は僧三人、家來壹人也、

安永二辰八月記之、

別斷

此年前年明和八年改元故、安永と記之、紙數表裏共ニ拾枚ニ御座候、以上、道國代伴僧之衣類

一布子 貳ツ宛、

一裕 貳ツ宛、

一單物 貳ツ宛、

右伴僧三人之支度也、併給は壹ツニテ宜御座候、

一布衣ハ、惣持寺表立テ綿衣禁故ニ、常用ノ衣壹ツ、タシナミノ上衣壹ツ、以上貳ツ宛無之候而は、不叶事ニ候、

一木綿衣ハ持參も宜シ、不持參も宜、尤持參之時ハ、冬中布衣之下ニ着用、寒を凌ニ宜シ、

一酒シ帷衣壹ツ宛²²

これは明和九年(一七七二)八月九日に總持寺に出世した二六八七一世道國慧光(再公文)が、随伴僧三人、家来一人、計五人で、同年八月十五日から翌安永二年(閏年三月)八月までの、伝法庵輪住期間中の経費の控である。輪住の人数と構成などは、次に示す花岳寺和尚宛「伝法庵役局石紋書状」によったと思われる。

傳法庵役局石紋書状

伏呈啓、即辰秋冷、未審貴利益御清福也否、不勝遠望之至候、當方本山恬靜、拙寺無異儀打役務候、然者從來辰秋、本山輪住貴利江相當之公評、致一決候ニ付、今般從本庵、以使僧請疏被差遣候間、無異儀御勤仕可被成候、尤來八月二日三日迄之内、當地宿寮江御到着可被成候、無左候而者、交代之節差支候間、為御心得此段申達候、不宣、

伝法庵役局

永福寺

石紋(印)

(明和八年)
卯八月十六日

花岳寺和尚

追而随侍之僧三人、僕一人、上下五人之外は、御勝手次第御召連可被成候、右人數方致減少候而ハ、相勤兼候間、此段申進候、

一 今般差遣候使僧方、路用等之義申談候共、一圓貪着無之様、御心得可被成候、為念此段も申達候、以上、⁽²⁾

これによると(1) 八月二・三日までに当地宿寮へ到着のこと、(2) 随伴僧三人、僕一人、上下五人の外は勝手次第、それ以下では相勤兼ねるとある。

また道国の輪住経費は極めて詳細に記録されている。往復旅費、進物費、蚊蝶、合羽、足袋、衣類代、宿泊料、食費、下男給金、住持一会中経費(閏年のため一月過分、凶年のため米価高値)、宿寺・役寺への祝儀、転衣料(再公文)、土産物料その他であるが、主なものとして、住持一会中経費六十五両、旅費十三両、土産物料四両、沈香外買物二両、下男給金二両、加州諸払二両、転衣両一両(再公文のため)など、加算すると百二十両余になる。しかしこれには五院住持中の住持扶持や路費(旅費)などの収入については触れていない。「安政六年諸般書上」⁽¹⁸⁵⁹⁾によると、住持扶持は二十兩余(出世僧に比例)や路資(旅費)は二百疋である。あるいは住持個人の収入と見なして記録しなかったのかもしれない。

次に伊豫溪寿寺『諸嶽山輪番日鑑』(大本山總持寺蔵)は文久二年(一八六二)七月一日から、翌三年八月十五日まで、住持仙海、典座萊洲、侍真祖淳、侍者玉転、下男が伝法庵に輪番した日記である。出立から路中の実情、五院到着の

前後、五院における日々の行事や生活の様子、新命旧命交替の有様など、極めて詳細に記録されているが、その記録は先に述べた花岳寺道国の「總持寺輪董諸費控」のように経費の記録を中心としたものではないから、旅費十三兩、一会中経費六十五兩、土産物料四兩などのように、加算した経費は記録されていない。しかし『諸嶽山輪番日鑑』において「袈裟・衣代」二十五兩、「萊州典座転衣料」五兩一步、「半鐘更新」五兩、「薬代」四兩(一兩は道正庵神仙解毒万病円百粒)、「本山積金」一兩一步、「宿代」一兩二朱(再三の川留)の外、数多の祝儀(六百文―二百文)・香資(百足―三百文)、初穂(神明社・稻荷・金毘羅・荒神)、生活用品(米・小豆・山芋・酒・菓子・花代など)が記録されており、これらを加算すると、花岳寺道国の輪住経費百二十兩余に近い金額になると思われる。また収入については、「花岳寺道国總持寺輪董諸費控」と同じく、五院住持扶持二十兩余や、路資(旅費)二百疋については住持個人の収入と見なしてか記録されていない。

このような『諸嶽山輪番日鑑』は、五院輪住の実態を具体的に伝える好個の稀観史料であるから全文を翻刻したいが、余りにも量が多いので、ここでは必要な部分のみにして、全文は他日を期したい。なお文久二年八月廿九日の条に「今日道正庵ヨリ解毒百粒持参則ち貫文遣」とあるから、附録として翻刻する。

伊豫溪寿寺『諸嶽山輪番日鑑』

『諸嶽山輪番日鑑』は大本山總持寺蔵で書誌的には、次のようである。

装釘 袋綴装

数量 一冊全六七枚 墨付六二枚

法量 二四・六×一七・二cm

標題 張題簽 文久二年 諸嶽山輪番日鑑

前表紙裏 大本山直末 瑞光山溪寿寺

巻首 文久二年^{壬戌}年諸嶽山輪番日鑑 侍者記

この『諸嶽山輪番日鑑』は文久二年（一八六二）七月一日から翌三年八月十五日まで、住持仏海、典座萊洲、侍真祖淳、侍者玉転、および下男が伝法庵へ輪住した時の日記である。巻首に「侍者記」とあるが、筆跡や文字の大小などから少なくとも三筆以上と思われる。記録の内容・様式は記録者により多少異なるが、日々の行事や生活の実態など極めて詳細に記している。

特別な場合を除き、一日宛四・五行から十行前後記録している。また転僧（転衣僧・瑞世僧）がある時期とない時期（十月末から一月）とでは、自ずから記録の仕方が違っている。転僧がある場合は記録の最初に、朱の○印（直径七mm）付し、転僧の数及び各庵毎の数を記録しているが、これは『總持寺住山記』と総て合致している。しかし明峯派の場合「当庵」^{（伝法庵）}と記している。これは前に『總持寺住山記』の項で述べたように、明峯派は「伝法庵取次」により転衣出世しているから、それと符合する。また再公文の場合は記録されていないから、あるいは總持寺に上山しなかつたかもしれない。また転衣のない十月末から一月の時期には、五院の動向を中心に、檀那や門前などにも言及するなど、興味ある記事が満載している。

前にも触れたように、本来なら全文を紹介したいが、紙数の関係などもあり他の機会にゆずり、ここでは出立の様子、途中の動向（見物・買物・川留・馬留など）、五院到着の前後、五院（伝法庵）の生活、五院新命旧命の交替などを心に翻刻する。なお八月廿九日、道正庵関係の傍点は私に付した。

七月朔日ニ例年六日ノ村施餓鬼取越サセ惣末山集来ス

二日晴天故五ツ時分ニ発足イタシ渡シバマデハ本備ニテ参候、村方ノ庄屋役人五人頭ハ申スニ不及門前男女不殘其

ノ外入魂ノモノ皆々ミヲクル也、門前濱ヨリ大舟壹艘小舟壹艘都合貳艘ハ村ヨリ趣走ニ差シ出ス也。則末山ノ内安樂寺定林寺并庄屋大ノ藤七良奥ノ源左エ門若黨ニハ板ノミ幸大良行ク此ノ者長濱マデ見送ルナリ陽春院和尚ハ流行ノ痲疹ニテ不參候常久看寺現光長老モノコリ候船頭ニハ龜五良祐三良伴五良初五良安治良此ノ五人行クナリ尤九ツ時ニ大洲中渡シ江着少シ休足シ九ツ半時ニ舟下シ八ツ時分ニ畑木江參舟着ク藤七良ノ案内ニテ船頭ノ外ハ皆々藤淵江上り色々餐應在リ、落付ニソバ切酒肴等出ルナリ、此ノ方ヨリ進物ニハ菓子箱ニ貳本入等遣ス七ツ時分ニ出船シ長濱江暮六ツ半時ニ着問屋丸屋甚左エ門方江上り船頭ノ外ハ皆々壹宿ス今晚丸屋ヨリ酒肴ニ茶漬等出スナリ

(二日—十六日略)

十七日ノ朝方ニ舞子の濱江懸リ塩持チイタシ夫レヨリ舞子焼ヲ見物ニ上リ茶屋ニテ休足シ屋後ニ乗船シ今晚五ツ時分

ニ大坂安治川貳丁目江着船ニテ壹宿ス

(十八日略)

十九日朝茶船ヲ借切右ノ問屋(伊豫六)江參ルナリ夫レヨリ干物類砂糖(糖)類ヲ買候尤諸色高直ニ付少々宛買持參スルナリ問屋江進物ハ小中打拾刀式本人妙見様壹枚外ニ宿料式百疋遣スナリ

廿日晚方迄ニ仕度イタシ候へ共長濱ヨリノ船頭ニ為替□拾四五兩モ借シ候処至テ不都合故マコトニ心配仕候漸々々方ニ右ノ金子持參シマツ安心ノ処ニ相成リ候

(廿一日—廿三日略)

廿四日明日出立ノ積ニテ今朝大津江先触ヲ出人足壹人ヤトイ賃壹朱ニテ參合晚衣屋ヨリ住モン物持參スルナリ海老江金子式拾兩拂玉源(衣屋)江モ五兩程拂事

(廿五日・廿六日略)

廿七日晴天四ツ時分ニ漸ク川アキニ相成リ直ニ出立仕武佐ノ宿中食ス愛知川モ又大水ニテ馬留ニ相成リ人足ニテハ
賃錢壹両ニモ相成リ候故是レ以テ無益ノ事故無抛武佐ノ宿泊リ

(廿八日略)

廿九日晴天未明ニ出立イタシ米原等長濱ノ間ノ川又馬留ニ相成リ候人足ニテ長濱宿迄参リ賃錢壹貫六百文入ル也長
ハマ宿ニテ中食ス又姉川姉川(マ)モ馬留ニ成リ無抛長ハマ宿泊リ

八月ノ部

朔日晴天早朝ニ出立姉川姉川々アキニナラズ故三人ハ木ノ本江行キ壱人ハ荷物ノタメニアト江残ルナリ右三人ハ間
屋懸リノ向井馬ヲ頼ミ候へ共馬ナキ故心配イタシ不得止事宿ヲ取リ中飯スルナリ追々馬在リ次第ニ早速向井馬ヲ
出スタ方ニ馬販リ駄賃壹貫文遣ス其晩木ノ本宿泊リ

二日晴天故未明ニ出立イタシ中ノ河内ニテ中食ス今晚今庄宿泊リ宿江頼ミ名物ノサラシ葛三升斗リ買ヒ代壱升ニ百
八拾文ナリ持参スル事

(三日四日略)

五日晴天故早朝ニ出立イタシ細呂木ニテ花モウ氈大ハバ壱枚買代六百文ニテ持参ス尤浴室用ナリ夫レヨリ大聖寺ニ
テ中食ス月津問屋江泊リ

六日晴天故未曉ニ出立イタシ小松ノ手間ニテ大雷大雨ニ相往来モ六ヶ敷候故茶屋江懸リ休足シ追々雷雨モ止ミニナ
リ夫レヨリイブリ橋ニテ中食ス今晚ノ々市油屋ニテ泊リ今夕ハ正願モ至テ太節ニ御座候故甚タ心配イタシ處ノイ
シヤモ喚ンテ見セルナリ薬礼等式百文遣ス

七日晴天早朝ニ出立イタシ屋前ニ金沢江着夫レヨリ黒砂糖三斤上菓子等買持參ス津幡宿ニテ中食スル処ニ本山ヨリ内々飛脚參リ候ニ付無據病人兩リハ米屋頼ミ夫レニ付方丈萊洲飛脚モ同宿スルナリ病人ノ小天藥礼等ノ金子三兩斗リ玉軛江モタス事

(八日略)

九日晴天極早朝ニ出立イタシトギニテ屋食ス何ニ分心急ニ御座候故夫ヨリ萊洲長老ニ飛脚兩人ハ先キ江參リ八ツ半時ニ宿寺松岸寺江着延引キカラ豫州溪壽寺今晚ノ着座スルナリ又萊洲長老親類衆其ノ外入魂ノ者共門中衆込道下宿問屋込出向井ニ行ク暮六ツ時ニ宿寺江着湯茶ノ式在リ夫レヨ藥石出スナリ壺宿ス

十日今朝ハ役局ノ衆門中ノ衆点打直歲茶引座頭ニ至ル迄挨拶ニ來ルナリ旧典座モ典座寮ノ内日記ヲ持來リ新典座ニワタスナリ朝飯濟次第ニ參賀ノ仕度スルナリ今朝宿料ハ金壹兩土產物トシテ貳朱旧礼故遣ス旧命様方江モ延引故書モノヲ差シ出スナリ念經後本庵江移リ直ニ參賀廻リス当庵旧命ヨリ湯茶ノ式在リ外四院モ廻ルナリ后ニテ旧命江祝儀ハ金百疋土產物トシテ貳朱扇子料三百文入ナリ典座江三百文侍真侍者江貳百文宛下男江百文遣ス

十一日今日午時旧命ヨリ新命江上膳在リ一汁四菜ニ引物ナリ宿寺門中江モ案内在リ藥石ニハ新命ヨリ旧命江上膳ス温鮎ニ小付三菜ニ引物此時モ宿寺門中江案内ス今晚旧命ヨリ祝義等在リ金壹朱ニ祝扇一本ナリ今日ハ飯調モ來故ニ是レラエモ祝義入ル飯調子共トモニ貳百文宛遣スナリ宿寺江挨拶ニ來ル時点打直歲茶引座頭江モ百文宛遣ス

十二日今朝新旧方丈并ニ新旧ノ典座宿寺門中ノ衆飯調共皆立合ノ上掬割ノ改ワタシ在リ此時旧命ヨリ湯菓茶ノ式在リ又新旧命ヨリモ湯菓茶ノ式在リ請取モノ左ノ通り

一鼻紙 拾二帖 一抹香 一升

一房楊枝	十二本	一木綿晒手巾	一筋
一齒磨砂	十二袋	一布晒	一壺丈二尺
一杉楊枝	四百本	一豆腐串	百本
一長寿香	二把	一草帚	二本
一丸線香	十把	一柄板 <small>大八本</small>	
一蠟燭	十挺 <small>尤十文百挺三定</small>	一飯板子	十本
一梅干	四百粒	一菜刀	二丁
一筑籬 <small>大</small>	四箇	一炭	三俵
一摺鉢	一箇	一奈良漬	五十船
一茶吞 <small>茶碗</small>	古十程	一白米	四斗五升
一糝振	一箇	一玄米	一石五斗
一杉箸	百膳	一小豆	三升
一灰平	一本	一黒胡麻	一升
一筵	十枚	一醬油	一斗五升
一塩	一俵	一味噌	一桶
一醬油	一桶	此分 <small>八只今ハ</small> 金壺 <small>兩</small> 壹步請取渡シスル也	

今日加越能ノ寺院集来ス念経后參賀在リ飯后ニ於現方丈ニ新旧立合ノ上ニテ本山江積金拾壺兩壹步宛五院中納ムル
 ナリ(中略)接心ノ節五院ヨリノ夜食モ止ニナリ候ハ共五院中トノ壹貫文位ニテ壺碗々々何シナリトモ出ス也此度ハ延
 着故宿寺ニテ内打給ヲ出ス也表打給ハ庵江移テカラ典座直ニ維那寮江納ムルナリ役局ヨリ申来ルニハ八月二日カ三

日迄ニハ着セヨト有之候へ共此度ハ八月ノ九日ニ漸ク着甚タ不都合ノ事ニ御座候何ニ分ニ遠路ノ処故事ニ百里ハ船中ニモ有之京ヨリ能登込テハ十日路ナレトモ江州路ニテ川モ沢三ニ在故ワルスルト川留モ有之故時ノヨロシキニマカス

傳法新命

豫州大洲

溪壽寺

嘉永七癸寅年

一 御繪巨頂戴 佛海

至今九年

文久元辛酉夏

一 立職 典座 萊洲

至今二年

安政五年

一 剃髮 侍真 祖淳

至今五年

嘉永五年

一 剃髮 侍者 玉転

至今十一年

以上

當維那和尚

右大奉紙二ツ折ニシテ又三ツ折ニシテ上江打給ト書スナリ

祝儀 傳法新命佛海 九拜

是ニ銀五百文座維那寮江納ム

八月四日着五日參賀廻リス

壹老如意庵新命伯州米子総泉寺愍道和尚

七月十四日着十五日參賀廻リ

二老普藏院新命相州宝泉寺大圓和尚

八月三日着五日參賀廻リス

三老妙高庵新命因州鳥取京福寺賢光和尚

七月廿四日着五日參賀廻リス

四老洞川庵新命羽州千眼寺規道和尚

八月九日(マ)着十日參賀廻リス

五老傳法庵新命豫州溪壽寺佛海和尚

十三日鷄鳴前ニ報廊板間テ洗面シ仏殿鐘ニテ上殿朝課恒規了テ客殿ニ上殿始ニ集來諷經色々式在リ上香師ニ不及次ニ転般了了テ直ニ大庫裏江赴キ喫粥ス汁盃等(マ)也次ニ禹中報廊板ヲ聞テ又上殿伽陀梵音了テ遺經法華獻飯諷經焼香師四老洞川方丈紫衣着此時新旧典座侍真取持ニ行ク事夫レヨリ出勤ス法語在リ邊行了テ大庫裏喫飯一汁菜ニ引物ナリ晡時掃塔諷經五老普藏院方丈上香紫衣着ス法語在楞嚴邊行次ニ三陀羅尼上香ハ集來ノ寺院ノ内少林寺方丈

ナリ巡問訊拈香法語九拜五院様新旧共ニ最寄巡堂隨意ナリ直ニ歸庵淨髮ス菓石ハ各庵ニテ喫ス今明兩日ハ曉天ノ巡堂隨意ナリ今晩於大庫裏に大評儀(儀)在リ旧命方ハ方丈侍者斗ナリ新命ハ隨徒中不殘行ク來歲新命ノ請狀等渡ル也則當庵ハ羽州山形ノ法祥寺也(文久三年二月十一日「羽州山形法祥寺ヨリ請狀ノ返翰來ルナリ」とある)洞川庵旧命(羽州瑞岩寺雲庭月箒)様江頼道ノ里数ハ凡貳拾里斗ノ用子ナリ菓儀トシテ金百疋中打拈刀奉ルナリ

十四日如前日朝課恒規了テ大庫裏行キ喫粥了了テ歸庵打眠ス(中略)菓石ハ各庵ニテ喫ス今晚旧命上膳茶飯汁次皿茶碗香物門中覺皇院方丈喚旧命江餞別進百疋中打貳拾刀典座江三百文侍真侍者江二百文宛遣ス下男江百文遣ス旧命ヨリモ留別在リ夫ヨリ旧命方不殘諸寮ヲ巡リ告暇スルナリ

十五日丑ノ刻曉天巡堂殿鐘ニテ上殿獻粥諷經上香師ハ金沢宝圓寺勤之了了テ大庫裏喫粥了了テ歸庵ス五ツ時報廊板ヲ聞テ殿鐘上殿三佛事ナリ奠湯ニ老方丈勤奠茶ハ四老方丈ナリ焼香師ハ一老妙高方丈(旧命)紫衣着ス五人ナガラ紫衣着初ト収トニ百文ツ、入ナリ夫ヨリ出勤大拈香焼香三拜出班上香楞嚴呪大真誑位遶行了テ大殿ニテ上膳旧命隨從不殘就膳新命隨徒不殘給士ニ汁七菜ナリ喫シ了テコイ茶人別菓子次ニ告暇ノ拜在り了了テ飯庵佛殿法鼓次第ニ上營々(堂か)鳴了了テ直ニ大開静ニテ旧命方下山新命方ハ山門迄見送ス五院何レモ駕籠ニテ宿寺江行宿寺ニテ祝麵在リ此時新典座宿寺江挨拶ニ行駕籠人足ニハ飯調行ナリ

※以上九日宿寺松岸寺に到着してから、十五日旧命新命交代までの様子が詳細に記録されている。なお老老洞川庵新命は羽州千眼寺規道とあるが、『五院輪住帳』は「羽州米澤窪田家中千眼寺円宗徳明」とあり、『總持寺住山記』も「再公文無端派千眼寺四万七千九百五十五世徳明和尚文久三年四月八日」とある。

(八月)(十六日―廿八日略)

廿九日転僧貳箇寺妙高庵付今日道正庵ヨリ解毒百粒持参則尅貫文遣(・印私に付す)

※道正庵は道元禪師に随い入宋した木下道正(一二六九―一二四八)の開創にかかり、後世は神仙解毒万病円の製菓・

販売と、曹洞宗出世僧の参内について、伝奏勧修寺家へ取りつぐ役割をつとめており、同時に参内する出世僧が宿泊する衆寮を経営し、参内における坐作進退なども指導したとされている。^(附1)ここでは百粒が一貫文とある。ちなみに「神仙解毒万病円之事」(竜散寺文書)を紹介したいが長文であるから『諸嶽山輪番日鑑』の後に、前にも述べたが附録として翻刻する。

(八月三十日―閏八月―九月―十一月廿六日略)

(十一月)

廿七日於甲州国輪番チナキ故ニ今新ニ輪番地被仰付候ニツイテ此度恐悦ニ参リ其ノ御礼トシテ金子貳百両献金スル也檀那者兩人来ル也

※これは甲州に輪番地がないから、新たに設けられた御礼として貳百両献金するとして檀那が兩人来た記録であるが、『御直末・元輪番地寺院名鑑』伝法庵関係にはない。わずかに洞川庵関係に正覚寺がある。

(十一月廿八日―十二月六日略)

(十月)

七日今晚大庫裏副寺ヨリ薬石ヲ設ク白飯ニ納豆汁引物也今晚ハ開静ナシ喫シ了テ帰庵打眠ス明日ハ當庵の典座転衣ニイタス故ニ飯後ニ次虚状持テ宿寺玉泉寺下ルナリ。官金五両一步持参ス落子代百疋、路資貳百疋外ニ百疋都合也
両帰ル也宿寺ニテ剃髪入浴ス上膳五菜ニ重引ナリ

八日暁天了テ大開静未明ニ佛殿鐘上殿献粥諷經大悲呪焼香師当番方丈法語在リ了テ大庫裏喫粥了テ飯庵転僧在ル故ニ行事在リ転僧式了テ剃髪ス大庫裏開浴午時巡板ニテ献飯諷經上殿ス焼香師ハ二老普蔵方丈ナレ共病氣ニ付三老妙高方丈勤ム紫衣大拈香侍供十八拜本出班焼香楞嚴遶行了テ日中了了テ大庫裏飯台今日モ転僧有ル故行鉢ハナシ都テ達麻忌ノ通リ

(十二月九日―三年一月廿八日略)

(三年一月)

廿九日行事罷直ニ當庵ト普藏ト兩方丈ヲ大庫裏^江請シ校割請取渡シノ式在リ湯菓茶ノ式新旧ヨリ始メト終ト二通^リ出ス尤冬代ハ洞川方丈持當夏ハ當庵方丈持也洞川方丈病氣故憐庵普藏方丈名代ニ被出ルナリ式了テ報廊板^ニテ日中諷經ナリ尤兩班ハ新役人立ツ事維那馨子木魚等追新役人ナリ飯后大庫裏開浴今日覺皇院檀中門前忠□方ノ婆々死去ニ付方丈他行故當庵ノ典座^江頼ミ來ナリ如意ニ行人浴ス典座ハ其日ヨリ三日勤行ヲ引ク

(二月)

(一日略)

二日転僧五箇寺妙高庵付正月廿九日ヨリ彼岸ノ入候處毎日其ノ時現方丈當ル庵ノ門中ニテ毎日歎佛說法是在リ候處

昨日洞川庵方丈遷化^ニ付先說戒モ歎佛モ処止ミニ相成候何レ本葬濟次第ニ又始マリニ相成ル様子ナリ

(二月三日—十日略)

十一日羽州山形法祥寺ヨリ請狀ノ返翰來ルナリ逮夜如前日

(二月十二日—三月—四月四日略)

(四月)

五日日中了テ妙高庵月忌一山諷經ノミ了テ直ニ洞川庵集參賀振舞アリ馳走ハ正月初月忌ノ如シ今日五院前一同定賢

律師^江為拜礼道下宝泉寺^江御入香資三百文ツ、持參ス則黍団子煎茶出ス直様長谷ノ觀音^江參詣ス是又時礼ナリ案

内ハ佛殿司也謝□式百文五院ヨリ合シテ遣ス此日各庵ヨリ弁当ノ用意ス新司持參ス酒モ少々持參スル也念經后飯

庵ノ事五院前方普藏院^江行入浴在リ

(四月六日—五月—六月—七月十一日略)

(七月)

十二日如意庵月忌一山諷經了テ晡時念經ノ替ニ開山塔前掃塔諷經邊行次上開山二代尊邊行次ニ五院開基定賢律師大悲呪次ニ六角堂萬靈ノ楞嚴呪立誦シ了テ皈庵盆餅貫九右エ門藤右エ門調菜飯頭中西桶屋源藏徳木儀□当回ハ格外ナリ

十三日飯后ヨリ飯調兩人来先本山江燈籠ヲ飾リ庵ニモ飾リ今晚ハ赤飯ヲ備ル処ナレトモ当回ハ餅沢山ニ貫故夫ヲ備ル也念經ニ衆寮諷經在リ此時維那ハ正泉寺徒弟仙林小僧也庵ノ佛餉ハ皆如ニシ正月三ケ日之今晚ヨリ盆中燈籠ニ火ヲ点ス当年ヨリ本山江式拾月掛当庵ハ拾五文目掛山内ヨリモ一同本山江燈籠ヲ献ス当庵門中ヨリハ当庵ニ献ス夕方龜山江勝手ニ參詣ス

十四日飯后土地堂念誦次ニ兩尊邊行了テ皈庵暫在テ巡板ニテ山門大施餓鬼在リ焼香当番方丈五老当庵方丈午時佛前江素麵ヲ献ス大庫裏開浴

十五日曉天巡堂在リ開山邊行日中了テ大庫裏飯台飯后楞嚴會滿散了テ皈庵直ニ解制礼賀ニ来庵ノ門中斗来ル於礼間ニ受之次ニ巡板ニテ大布薩紫衣五老当庵方丈ハ今日打齏餛飩粉五升備ル

(七月十六日―八月二日略)
(八月)

三日行事日中了テ大庫裏飯臺在リ今日ハ鐘ノ供養ニ付女客ラスル也凡四十六人五菜重引モ新米壹斗壹升釜入酒六升入用今日洞川庵新命宿寺江到着ノ趣申来則五院ノ侍者宿寺江援ニ行

四日転僧三ヶ寺妙高庵付飯後於妙高庵入浴ス念經後洗濯屋江随徒不残与(イ、イ、イ)に喚候ナリ。

五日転僧壹ヶ寺妙高庵付曉天巡堂如常日中了テ妙高庵終月忌ナリ昨日妙高庵新命宿寺ニ到着ノ由申来ナリ則侍者宿

寺江行行事罷洞川新命參賀在リ

六日転僧拾貳ヶ寺壹ヶ寺当庵付九ヶ寺妙高庵付貳ヶ寺普藏院付行事罷妙高新命參賀在リ普藏院新命到着如意庵新命到着当庵新命到着ノ由申来以侍者宿寺江挨拶ニ行ク

七日転僧壹ヶ寺当庵付昨日之転僧飯臺在リ日中了テ大庫裏飯臺念経后越中海岸寺披露ニ来則当庵付湯菓茶之式耳了テ參賀廻リ今晚於如意庵入浴ス

八日転僧貳ヶ寺普藏妙高付曉天巡堂在リ未明ニ傳法新命如意新命普藏新命皆々庵ニ移ルナリ參賀了テ祝麵ヲ上ル次ニ行事日中了テ如意終月忌取越スナリ念経后上堂在四月解入ノ如シ了テ海岸寺入院披露前參賀振舞在五院前上膳三菜引物ニ

九日行事日中了テ五院新命參賀振舞在リ飯后普藏院荒神ノカギ渡一山不残□飯振舞初穗方丈五拾銅随徒十二銅宛ナリ晡時巡板ニテ御兩尊逮夜了テ於山門施餓鬼在了テ於庫下煎点在尤被岸中日ノ取越ナリ今日新命様方於現方丈積金ヲ納ム尤新旧立合ナリ

十日転僧三ヶ寺式ヶ寺普藏院付壹ヶ寺妙高庵今日旧命新命江上膳ス今晚念経巡堂在リ越中光嚴寺參賀在リ

十一日転僧拾壹ヶ寺式ヶ寺当庵付貳ヶ寺普藏院付六ヶ寺妙高付壹ヶ寺洞川付今朝惣飯臺仕リ日中了テ大庫裏飯臺午

時新命ヨリ旧命^江上膳在リ念経后光嚴寺參賀振舞在リ

十二日転僧五ヶ寺三ヶ寺妙高付式ヶ寺普蔵院付飯后大庫裏開浴在リ次ニ客殿大莊嚴新旧之侍真持ナリ今晚御忌中ノ諸馴シ在尤新旧方丈侍者斗ナリ又米大庫裏^江遣

十三日去八月十三日ノ如シ午時四老洞川方丈紫衣着哺時掃塔諷経五老当庵方丈紫衣着ス三陀羅尼焼香ハ富山光嚴寺和尚勤ム

十四日転僧五ヶ寺妙高庵付去八月十四日ノ如シ

(八月)

十五日転僧十一ヶ寺暁天焼香越中高岡瑞龍寺橘仙和尚禺中佛慈講式紫衣着用焼香二老普蔵院午時大拈香紫衣着用一老如意菴午時罷於客殿上膳二汁七菜十月廿日二代忌之通り了上堂紫衣着用五老當庵方丈了勅門ヨリ乘駕宿寺^江下リ祝麵此時役寺門中知己之寺院退院參賀之事了而乘駕備^テ而徳木氏^江下宿廿日余リ逗留休足此内山内寺院門前之男女不残見舞来集尤旧里^江滞留中故如是規式^ニ者不相成事

※徳木氏は文久三年正月十二日の条に「今日ハ門前マツリニ付随徒中徳木氏藤右衛門方^江喚レルナリ此ノ度ハ格外ノ事ナリ」とある。また輪住を無事に円成し帰路および溪寿寺帰山の記録は残念ながらない。

注記

(附1) 總持寺宝物殿所蔵「道正庵文書」(鶴見大学仏教文化研究所紀要『十一号])

附録(竜散寺文書)

古様の仮名がある影印本と、これを翻刻したもの(多少誤りあり)があり、ともに欠失しているが、重複しており、補完関係にある。翻刻にあたり重複部分は影印本による。また影印本部分は(A)、翻刻部分は(B)、重複部分は(C)とする。なお影印本部分(A)は版面が不鮮明な所があり、翻刻部分(B)には読点・なか黒点がある。

(B) 神仙解毒万病円服用之事

一、「」

一、□□にハ解毒一粒南燭葉一分・古茶一分・莪木一分・木香一分・志□□□こし入、つねのごとくせんじ用、又腹はり胸ふさかり大□便秘し腹痛にハ馬鞭草五分つねのごとくせんじ、そのしるにてもちゆ、

一、諸痢病にハ解毒一粒□粟設二分・木香一分・檳榔子一分・甘草五分・陳倉米斗□、右つねのごとくせんじもちゆ、又赤痢血のまじりでるにハ艾葉一分・当婦一分まへの薬味にくわへてもちゆ、又月歴てとまりかね候□□阿□炒一分くわえてよし、

一、感冒にて頭痛咳嗽痰いづるにハげどく一りうくだき、紫蘇一分・陳皮一分・蒼木二分・葱白根一寸にきり一ツ・生姜三へぎくわへつねのごとくせんじもちゆ、また疫病傷寒その外か風のたぐひにてさむけだち大熱気さはを□^(糖)いふも右のごとくもちいてよし、

一、□にハ東へさしたる桃の小枝手一束に切、十本つねのごとくせんじ、そのしるにてげどく一りうづゝのミてよし、

一、痰にハ生姜きざミ八分入、つねのごとくせんじ、そのしるにてげどく一りうづゝのミてよし、
一、淋病にハげどく五りうくだき、覆盆子のつるて一束に切、三十本枇杷葉十枚（すじは）□□□のけ（き）□□・蜀黍（分）二□・甘草三分右
大水に入せんじつゞけていくたびもわかしのむべし、

一、脹万（満）にハげどく一りうくだき、白茯苓一分・白木一分・宿砂仁二分・木香一分・人参一分・生姜二（き）入、つねのごとくせんじ用、又水腫にも同前、

一、むねむしにハ鉄梨（癩）すこし□□□さゆに入□（れ）さたてゝげどく一りうづゝもちゆ、又げどくに□（芥）子等分にいれいたむ
ところにつくべし、

一、頭痛にハあつきしおゆにて用、又両太陽に古酒にて化てつくべし、

一、中風卒倒□緊眼歪にハ古酒をあたためてげどく一りうづゝもちゆ、

一、泄（瀉）□にハ薄荷七分つねのごとくせんじ、一りうづゝのむべし、
(C)

一、黄疸にハげどく一りう茵陳（陳）、杏□（仁）□分・神（麵）□一分・蒼木一分・赤茯苓二分、右つねのごとくせんじもちゆべし、無灰
古酒にて其身のゑひに「
」

一、眩暈（めまよ）にハあつきしおゆにてもちゆ、

一、□□にハげどく一りう「
」一分・杏□一分・□□子一分、
」

(A)

一、喘哮（ぜんそく）にハげどく一りうくだきて桑白皮（皮）二分・杏仁（仁）二分、萊菔子（子）一分右つねのごとくせんじもちゆ

一、脚氣痛風（かつかうふうふう）のたぐひにハあつきしおゆにて一りうづゝもちゆまたいたむところにも古酒にて化てつくべし

一、腰痛（こしのいた）にハげどく一りう杜仲（とうちゆう）二分・大茴香（たいまき）二分・當歸（たうき）一分・右生姜三（き）へきいれつねのごとくせんじもちゆ

- 一、大便閉にはげどく一りう麻仁（まにん）二分（たうにん）桃仁（たうにん）二分（たうにん）大黃一分（たうにん）右つねのごとくせんじ用
- 一、癩瘡がましく気の□たの類にてはげどく一りうくだき人参二分（じんじん）烏藥一分（うやく）南燭葉一分（なんちやく）上（じやう）の古茶一分（こちや）入つねのごとくせんじもちゆ不胡（ふこ）一分
- 一、疝氣にハ茄子の花（かき）五分つねのごとくせんじげどく一粒（いちりゅう）つゝそのしるにてもちゆまた漆木をくろやきにして三分（さんぶん）古酒（こしゆ）にいれそれにて一りうづゝのむべし 癩疔（らふぢ）にハ繁縷（はんる）のしるにてつくべし（薬莖）
- 一、狂乱邪祟（きやうらんじやさい）にハあつきしおゆにて一りうづゝもちゆ
- 一、齒痛にはげどく細末（こまか）にして古酒にて化て□き其外の面の痛のあるぶんにハつけべし又齶齒（わしのは）にハ其はの□る穴（あな）へげどくその大きにくだきいれおくべし
- 一、肩項背の痛にハげどく肉桂等分細末（にくけいとうぶんこまか）して痛処（いたどころ）に醋（す）にて貼べし
- 一、癰疔（ようぢ）の類にハあつきしおゆにて一りうづゝ用（もち）瘰癧（れいぎ）にも同前（どうぜん）
- 一、癩にハげどく細末（こまか）してはこべのしるにてつくべし 付（もち）諸腫物（しよしゆぶつ）にも同前（どうぜん）
- 一、毒蛇毒蟲（どくじやくくむし）の蝥（むし）いたむにハげどく細末（こまか）にしてはこべのしるにてつけてよし又うちへものむべし 付（もち）鼠犬（ねずいぬ）にかまれたるにも同前（どうぜん）
- 一、楊梅瘡（やうばい）便毒（べんどく）下疳瘡（げか）にハ水にてときてつけてよし又内へものむべし
- 一、諸濕瘡（しよじやく）にハげどく赤小豆等分（あづまとうぶん）にいれ細末（こまか）にしてふりかけてよし 付（もち）ひぜんかさにはげどく二りう粉（こな）にして雷丸油（らいぐわんあぶら）
- 五分（ごぶん）胡麻（こま）三分（さんぶん）樟腦（しやうのう）一分（いちぶん）入すりあハせ貼べし
- 一、癩風（らふふう）にはげどく一りう細末（こまか）にして和（わ）大黃（たいかう）五分（ごぶん）硫黃（りうかう）二分（にぶん）白胡麻（はくこま）一分（いちぶん）入すりあハせ醋（す）にてときてつくべし又躰氣（たいき）にも同前（どうぜん）
- 一、癩風（らふふう）にハげどく一りうづゝあつきしおゆにてもちゆ又ほかにも古酒にてときてつくべし
- 一、疥瘡（せきさう）にハげどく粉（こな）にして香油（かみのあぶら）にてつくべし

- 一、打撲閃跌類にハげどく一りうづ、無灰古酒にて其身のゑひに□□づ、にもちひてよし
- 一、痔疾ことの外にいたミにハげどく一ニりうくだき水にて化つくべし或ハ古酒にても早速痛とめてよし
- 一、金瘡にハげどく細末にして切口へふりかけてよし又内へものむべし
- 一、湯泡火焼にハげどく細末にして藍のきのしるにて化てつけてよし
- 一、骨髄にハげどく一りうあつきしおゆにてもちゆ

(C)

- 一、自縊、或厭死、或溺水、或鬼厭、或凍死にハげどく一りうづ、古酒にてもちゆ
- 一、婦人のちのみちにハげどく一りうづ、白湯にて用又頭痛上氣して面赤眩暈にハげどく一りうくだき川芎一分
- 一、芍薬一分、柴胡一分、山梔子一分、牡丹皮一分、くハへつねのごとくせんじ用又まへのごとくにて頭おもく耳なかきこへずハみ
- 一、そしるあつくして山椒粉すこしくハへそのしるにてのむべし
- 一、帯下にはあつきしおゆにて一りうづ、もちゆ
- 一、經水閉にハげどく一りう當皈二分、川芎一分、右つねのごとくせんじもちゆ
- 一、癥瘕にハげどく一りう當歸二分、益母草二分、右つねのごとくせんじもちゆ
- 一、産後の児枕痛にハみそしるあつくして生姜すりすこし入げどく一りうづ、そのしるにてもちゆ
- 一、平常のやうじやう或ハ諸病後のやうじやう或ハあつきとき道をゆき或ハ酒の二日ゑひ或ハふねにゑひたるにハ
- 一、いづれもあつきしおゆにてもちゆ他国へゆき水がハリた、りにも同前
- 一、鷹の諸病にハ梨水にてもちゆ
- 一、牛のたちと申病下より指上ヶ其ま、取詰候に解毒五粒粉に仕水にても早々のませ候納り申さず候へバ味噌汁□ら
- 一、よし前のごとく五粒づ、粉に仕二三度も用候へハ奇妙になをり候

一、馬うまのいきあひにハげどくかミくだき其まゝ舌したにぬりのますべし又尿にょうつまり寒かんならバやきみそにごりさけにてげどく五りうくだきすりたてゝ筒つづかひにすべし熱あつならバせゝなげの水にて、おなじくかひてよし又ないらも右同前ないらこうち鼻はなふさがり咽のどなりいたむにハげどく三りうくだき蒜にんにく二十つぶ濁酒にごりまけのからきにて用又馬の背せのあたりたるにハまたもくろやきにしてげどく等分とうぶんいれはこべのしるにて伝べし

諸もろく鳥にはりけたもの獸もろくの諸病しよびんにハげどく細末こまかにして水みづにてもちゆ 猫ねこの病びんにハげどく粉こなにして舌したにぬるべし

(B)

右婦人小兒同事にもちゆ、此外いつれの諸病にももちゆさし合なし、加薬なきときハ諸病とも等あつきしおゆにてもちゆ

洛陽木下道正庵(印)

ちなみに五院輪住の経費に関するものとして、「梅山聞本置文」の二通と、時代は下るが寛文七年(二六六七)三月朔日の「前田家定書」がある。まず「梅山聞本置文」は「福井県龍沢寺文書」と「山形県乗慶寺文書」であるが、いづれも応永二十三年(二四一六)十二月十三日のもので、関係ある文書でもある。

まず、「龍沢寺文書」は、

(梅山聞本)
(花押)

越前国平田山竜沢禅寺(聞本)本上座死後、令住持法嗣弟子次第人数、

第一能勝菴主(孫也) 第二天間首座(如也)

第三妙勇監寺(弘陀寺) 第四曇瑚首座

右、此四人之子々孫々、若為困窮者、自中莊三十貫文可出普藏院略之、当寺為本寺可住者也

応永廿三年丙申十二月十三日⁽²⁵⁾

とある。これは梅山聞本(？一四一七)が越前竜沢寺(福井県あわら市)住持の継承順序と、法嗣四人の子々孫々が普蔵院出仕について、中荘(越前国榎富荘)から経費として三十貫文を充てるとすると同時に、竜沢寺を本寺として住するよう書き置いたものである。

次の「乗慶寺文書」は

(梅山聞本)
(花押)

中荘千二百貫買取候、老僧私之地、龍沢寺末代住持之所管也、(同因)此中參十貫文、若普蔵院我法嗣四人・子孫出仕之時、為困窮用之可出仕候、雖然損毛之時者勘略之、(真覺)豊年時者了堂派住時可出之者也、(返)反々中荘事者、老僧之私之地故如是、老僧私之地故如此、老僧私之地故如是者也、

応永廿三年丙申十二月十三日⁽²⁶⁾

とある。これは梅山聞本が中荘を千二百貫文で買い取ったもので、梅山私有の地であるが、竜沢寺末代住持の所管である。この中の三十貫文(約五百両)は法嗣四人(傑堂能勝・如仲天闇・妙勇・曇瑚)およびその子孫(一門)の普蔵院出仕に充てるものである。しかし損毛(不作)の年は勘略(普蔵院出仕を取り止めることか)し、豊年の時は了堂真覺(二三〇—九九、同じ太源宗真法嗣)一門の普蔵院輪住の経費にも充てるべしとある。

次に「前田家定書」であるが、これは加賀藩第五代前田綱紀の時代、寛文七年三月朔日に家臣の横山左衛門忠次・長九郎左衛門連頼・本多安房守政長の連名で、總持寺五院と總持寺後見役の宝円寺(金沢市、前田家菩提寺)に宛てた全十七条であるが、その十一条に

一、従方丈跡々借置金子者、催促人定之、年切返弁候様可有沙汰事²⁷

とあり、五院住持が方丈(本山)から借用した金は催促人を定め、年限を切り返済させることになっており、輪番住持が借金している事がわかるが、輪番を勤めるには莫大な経費が必要だったことがわかる。

※ちなみに転衣僧における転衣料については第三条(先例の通り)、第四条(管理について)があるが、その借金については第六条・七条に次のようにある。

一、出世之僧侶借金之証文等、裁許之者二人定之、返上金於到来者、済金残借状引合、一箇年切可遂結解事。

一、転衣官金借方五七年一度充、従寺僧之内催促人可遣之、勿論路銀可被出之事²⁸

とあり、第六条は転衣僧の借金については、裁許する者を二人定め、返上金(借金)が返済されたら、借用証文と照合して、一年以内に解決することとあり、第七条は転衣僧が借金したまま帰国した場合は、五七年に一度催促人を派遣し、取立を行うべきこと、その時の路銀は転衣僧が支払うべきこととあり、転衣僧の借金が多かっただことがわかる。このように五院輪番住持も自坊との二重生活をはじめ、山内における諸経費などから借金を余儀なくされ、また転衣僧もその事情は明らかでないが、借金する例が多かったようだ。

(4) 五院輪住の軽視

前に触れたように莫大な輪住経費や、派祖開基寺院の重視などによる五院輪住や總持寺輪住軽視の動向が醸成された。それは崇信寺(静岡県森町)蔵「当山室中宝蔵記」の「如仲天閻遺戒写」である。長文であるが、次のようにある。

遺命

一、(如仲天師)老僧絕息之後、闍維之儀式可用紙輓之棺、諷經可拏楞嚴咒一篇計、諸方弔諷經、一齊可停止之、不可有幡・天蓋等、中陰至初七日者、如法可逐(逐)日陀羅尼、法花經可略之、太夜楞嚴咒一遍半齊楞嚴咒一遍計、自二七日者、以每日充(今日)一七日、而以可至四十九日也、十三日之間、四時坐禪計、余之書写・誦誦不可有、堅勉之、可行粥飯者、納所方可弁之、

一、第一之遺命、老僧歿後、小師同心和合、而可被繁榮於老僧遺跡、法眷中於不義之輩者不及申、若不和合者、一往二往再往、相共教訓、而可令和睦、於不用其(而猶)而透不和輩者、法眷中同心、而不可列用如仲之小師者也、

一、本寺總持寺出仕之事者、可依其身之力有無、但有少計懸力者、法眷中同心合力相助、而以可被令出仕也、寔無其分、又無法眷之助成者、可隨意、雖然勗涯分、而不可(缺於)缺出仕、是偏可為曩祖報恩故也、若如仲門派中、

無可出仕仁、至各隱居、則龍沢寺為吾門之本寺、堅可輪守、缺之非吾弟子者也、(イナシ)〔若、及然者普藏院寄進之參拾貫略而可龍沢之修理料者也イ〕、普藏院塔主之事者、法眷次第、自末就本、可勤之、巨多煩費不可有、只以龍沢寺之出錢參拾貫可仕合、以後輪次小師次第以孫弟子、可令勤之、受業之内若有器用之仁、以評議固差可被令勤者也、

〔中略〕龍沢寺住持職之事、龍華院塔主・堅囉僧之事・老僧歿後之仏事忌齋等四カ条ヲ省略(加賀国能美郡)

一、仏陀寺五箇年住持不可缺、縱雖欠總持之出仕、隱居仁不可欠之、若缺非吾嗣法之輩、

〔中略〕龍沢寺之住持職・処々之寺庵・老僧受業之弟子等三方条省略

右、定置条々、老僧臨歿後所設置之、小師等自上足至位從上和下睦上、徒頭至終、此置文透堅可遵守、返々堅(可イ)遵守此旨者、自大円鏡中、以正眼一々照顧之、再令見靈山会矣、

白山妙理大権現、伽藍土地護法諸神証明謹白、

永享九年丁巳正月廿五日

天間(花押影)²⁹

これは如仲天間(二三六五―一四四〇)の「遺命」(遺戒)で全十二条からなるが、第一条は没後の茶毘の儀式から四十九日までの仏事忌齋について述べている。

第二条は如仲の小師(弟子・法嗣)は同心和合して如仲の遺跡(加賀仏陀寺)を繁栄するよう戒めている。また不義の輩や不和合の者は再三教訓して和睦せしめよ。それでもなお不和合の輩は如仲の小師に列すべからずとある。

第三条は本寺である總持寺出仕について述べている。出仕は力の有無によるべし。少しばかりの力があれば、法眷中同心合力相助けて出仕すべし。またその分(力)もなく、法眷の助成もなければ随意たるべし。しかし總持寺出仕は偏に曩祖の報恩行であるから、涯分(身分相応)に励んで出仕すること。もし如仲門派中に總持寺出仕の仁がなかったら、梅山開本開山の越前竜沢寺を本寺とし、堅く輪守すべし。これを缺するものは如仲の弟子ではない。また普藏院寄進の三十貫文は竜沢寺の修理料に充当すること。普藏院塔主への出仕について、法眷次第は末より本につくこと、巨多の煩費があつてはならない。竜沢寺三十貫文で仕合すべし、以後の輪住の次第は孫弟子をもつて勤めさせること。第八条は縦い總持寺出仕を欠しても、仏陀寺五ヶ年の住持を欠いてはならない。もし欠かしたら嗣法の輩ではないとしている。

部分的には理解に苦しむところもあるが、普藏院さらには本寺である總持寺を軽視している姿勢は明らかである。これは梅山門流(太原派)では、總持寺普藏院(太原宗真開基)、加賀仏陀寺(太原宗真開山)、越前竜沢寺(梅山開本開山)の三ヶ寺への輪番が課された結果によるものかもしれない。またこれは太原派関係であるが、このような動向は他門派でも同じように、派祖開山の寺院が輪住制を採用すると、自ずとこれを優先することになるのは自然の成り行きだろう。

また輪番地寺院は前に述べたように、普蔵院一〇三ヶ寺、妙高庵八五ヶ寺、洞川庵五一ヶ寺、伝法庵四九ヶ寺、如意庵五一ヶ寺、合計三三九ヶ寺であるが、太原派の普蔵院や通幻派の妙高庵は輪番地寺院が多いから、五十年に一回輪住すればよいが、無端派の洞川庵、大徹派の伝法庵、実峰派の如意庵などは輪番地寺院も少なく、二十年に一回輪住しなければならなかった。

(5) 五院の欠住と助住

このように莫大な輪住経費、五院輪住軽視の動向、無端派・大徹派・実峰派における門派の衰退さらにはそれに伴う寡少な輪番地寺院などから、勢い欠住という必然的な問題が発生した。はじめは便宜的に總持寺山内の塔主が御影侍者として勤仕し、辻褄をあわせていたが、やがて欠住をなくするため助住や代住が行われた。これについては後述する五門派の実情において詳述するが、いくつかを掲げてみる。

文禄四年（一五九五）七月十五日、五院連署正法寺宛の書状に、次のようにある。

奥州正法寺於_テ子孫_ニ就_テ洞川派_ニ可_ク被_ル成_ニ御出世_ニ併_セ住山記者月泉派与可_キ記取_ル者也。仍_モ為_シ後日_ノ状如_シ件_ノ

文禄四乙未年七月十五日

洞川当常住守存（花押）

如意舜道（花押）

伝法恕秀（花押）

妙高文哲（花押）

普蔵怡林（花押）

進上正法寺 衣鉢閣⁽³⁰⁾下

これは正法門派(百三十ヶ寺)の子孫は洞川庵に出世(輪住)するよう要請するとともに、住山記(輪住帳)には無底派ではなく、月泉派と記録するとしている。この五院の要請に対し、正法寺の対応や効果などについては、洞川庵の輪住帳が逸失しているから不明であるが、容易ではなかったらしく、寛永八年(二六三)再度五院連署で次のように要請している。

諸嶽山總持禪寺洞川庵塔主職事

貴寺從^リ御門派^ニ本庵住番之調法以^テ五院評証^ヲ相定候、出羽・奥州兩國之門末^江無^キ關住^一様^仁急度被^レ仰付^一指引可^キ被成者也。若違背之寺庵於^レ有^レ之者、從^ニ當寺^一可相計^一者但門末之儀可^レ為^ル前々、仍衆評如^レ件

寛永八年六月六日

普藏院印

妙高庵印

洞川庵印

伝法庵印

如意庵印

進上 正法寺衣鉢閣⁽³¹⁾下

これは正法寺門派より洞川庵住番のこと、五院評定により定めた。出羽・奥州兩國の門末(百三十ヶ寺)に欠住がないよう仰付けてもらいたい。もし違背の寺庵があれば、總持寺からも相計ろうべく衆評で取り決めたとある。この要

請狀に依えて寛永十年正法寺門末花卷瑞興寺陽山天朔（總持寺第三八二八世〈寛永八年五月三日入寺〉）、同十四年南部東
顕寺崇岳善寿（總持寺第三七四一世〈五月廿八日入寺〉）、寛文十年（一六七〇）仙台梅溪寺儀翁恩祝（總持寺第七五七〇世
〈寛文八年五月三日入寺〉）、延宝二年（一六七四）仙台願成寺徳巖円重（無出世）、貞享二年（一六八五）南部昌歆寺斧峰光
鉏（無出世）などが門役を勤めている。そのみならず元禄七年（一六九四）七月廿五日、正法寺統灯庵宛、「無底一派
百三十ヶ寺評定之上申上ル事」³²に、洞川庵再興のため拾両を合力するとともに、以後十年目毎に遅滞なく洞川庵輪住
を約束している。

また二百七十年來擯出されていた源翁派や、豊後泉福寺の無著派、越後耕雲寺の傑堂派に対し、門役を強要した関
三利が洞川庵に宛てた万治二年（一六五九）三月八日の次のような「覚書」五条がある。

覚

一、峨山大和尚三百年忌相当三四年之内訴有之処尤也、五哲之門派勸化之儀可然存者也、殘金有之諸山以助力客
殿可有建立旨得其意事

一、正法寺派脈月泉道叟兩派如先規本寺之門役自今已後仙台四ヶ寺之僧録正法寺永徳寺兩寺以相談洞川庵輪住之
儀無欠住様ニ相勤之旨急度可被申渡事

一、無著傑堂兩派近代為瑞世就本寺不勤門役事心外之至也、從今普蔵院如意庵輪番之任職被相勤様ニ申度旨尤也、
其趣急度可被申渡者也、若於異儀者三ヶ寺江可申被申達歟、其節以評議可被申候事

一、源翁派此度貴刹^与以相談通幻和尚擯罰令免許訖。就伝法庵輪住之儀永代可被申付事

一、大阪大広寺儀此方^カ申渡候通急度可被申付事

(万治二年)

亥三月八日

總寧寺

光紹印

大中寺

吞鷲印

竜穩寺

御州印

總持寺五院之内

洞川庵⁽³³⁾

このうち五院輪住に係るものは第二・三・四条の三条である。第二は峨山禪師から奥陸・出羽二州の本寺とされた正法寺の月泉・道叟二派に対して、今後洞川庵輪住について欠住なきよう相勤むること、第三は無著・傑堂両派に對し、今後普藏院・如意庵の輪番住職を勤むること、第四は二百七十年來擯出されていた源翁派の伝法庵輪番を申し付けたものである。

さらに永和四年(一二七八)十月、永光寺東堂の問題以來、義絶關係にあつた明峯派も如意庵に輪住することになり、結果的に三庵の助住は次のようになった。

洞川庵^(良詔) 無底派^(良印) 月泉派^(道愛)

伝法庵^(心昭) 源翁派

如意庵^(妙融) 無著派^(了源) 竺堂派^(義尹) 寒巖派^(素哲) 明峯派

しかし尚且つ欠住は洞川庵は二十七年、伝法庵は二十五年、如意庵は四十五年の多きにのぼっている。また代住の問題もあるが、その詳細は五院毎の実情について述べた「五院の実態」において述べる。

(三) 五院による總持寺の管理運営

五院が總持寺の管理運営にあたるようになったのは偏えに總持寺輪住制の変容・変質によるといってよい。とりわけ住持期間については「總持寺の發展と輪番住持制」でも述べたが、貞治三年（二二六四）十二月十三日「總持寺山門住持職事」の五年から五院が成立した明德元年（二二九〇）十月廿日「通幻寂靈等總持寺置文写」の三十七箇月、さらには永享二年（一四三〇）八月十五日「諸岳山惣持禪寺住持職事」の半年宛となったが、実際は三ヶ月であった。また文明三年（一四七一）八月十日第二五三世台叟鏡の三日在任をはじめ、永正六年（一五〇九）から十年ころには、「總持寺における輪住制の変容」でも一覽表にして触れたが、輪住期間が十日以内のものが続出するとともに、輪住者が年間二十人から三十人に急増し、なおかつ永正六年閏八月二十八日には、二人輪住（第四五五世明庵哲・第四五六世心岩智）し、弘治二年（二五五六）七月二十八日には八人輪住するような情況であったから、總持寺の護持と管理運営は前にも触れた「五院の成立時期とその実情」に「五院末派ヨリ毎年八月十五日ニ五院輪番入替、總持寺持来」とあるように五院住持をおいて他にないことはいまでもない。

またその時期については、住持期間を半年に定めた永享二年（二四三〇）前後と思われる。なお強弁に過ぎるかもしれないが、住持期間が第十八世日山旭（応永十二年（一四〇五）九月十五日入寺）の五ヶ月、第二十四世青山秀（応永十九年（一四一二）十月十日入寺）の九ヶ月、第二十五世天巖越（応永二十年八月二十八日入寺）の十一ヶ月、第二十六世中方（応永二十一年七月二十九日入寺）以下は七ヶ月から半年以下であるから、二・三を除き半年以下になった第三十五世直伝祖（応永二十六年（一四一九）三月十一日入寺）ころからとも考えられる。いま總持寺における輪住制の変容・変質に関する資料を改めて列挙すると、次のとおりである。

① 康安二年（一三六二）二月九日、峨山禪師の「總持寺未來住持職事」で、總持寺の住持職は「韶頌法嗣の中において

器用の仁を撰んで住持職に補すべし⁽³⁷⁾とある。これは總持寺の住持職は峨山門下の法嗣であること、また器用の人物でなければならぬとしている。

②貞治三年(一二六四)十二月十三日、峨山禪師の「總持寺山門住持職事」では、總持寺の住持職は「韶領門下、嗣法の次第を守り、五ヶ年住持すべし⁽³⁸⁾」とあり、總持寺の住持職は峨山門下であること、嗣法の次第順序を守って、五ヶ年住持することとしている。しかし五ヶ年の住持期間は長期のためか、余り遠くない時期にくずれてしまったらしい。

③永徳二年(一二八二)十月二十日(峨山禪師十七回忌)「実峰良秀・大徹宗令等連署置文」には、總持寺住持職は峨山御遺記に基づき、孫弟中から選ぶが、門徒の出仕については和合和伏の儀がなかったら、住持に請すべからず⁽³⁹⁾とある。ここでは和合和伏について定めていることが注目される。

④明徳元年(一二九〇)十月二十日(峨山禪師二十五回忌)「通幻寂靈等總持寺置文写」の「總持寺尽未来際条々置文事」には、住持期間は三十七箇月、退院は十月二十八日、後住の入寺は十月二十二日とし、師々の住院次第により請すると同時に、本寺不官の輩⁽⁴⁰⁾總持寺に出仕してはいない無底派・源翁派などは招請してはならないが、もし器用の仁があれば、門徒評議の上その限りでないとしている。また住持の請状には塔頭ごとに加判すべきである⁽⁴¹⁾としている。

しかし、住持期間も第五世通幻寂靈から三・四代は遵守されているようだが、第十八世日山良旭は五ヶ月であるのみならず、第五世大綱明宗(応永三十二年(一四二五)六月九日入寺)以降、第七十一世惟忠守勤(永享二年(一四三〇)八月十二日入寺)までの住持期間は、大半が二・三ヶ月であり、住院次第も一巡した後は、順不同になっている。

⑤永享二年(一四三〇)八月十五日(開山忌)の「諸岳山惣持禪寺住持職事」は總持寺前住青山性秀(第二十四世)・大成宗林(第三十二世)・如仲天間(第四十世)・太容梵清(第四十五世)、当住惟忠守勤(第七十一世)など十三人が連署し、次のように規定している。

(ア)五院の輪住次第にしたがい、住持職は半年宛勤仕すること。

(イ) その期間は当該院が責任をもって遂行すること。

(ウ) 器用の人物がなかったら、別人を以って補い輪番を欠如してはならない。⁽⁴⁾

しかし第七十一世惟忠守勤(永享二年八月十二日入寺)から、第七十四世竜顔宗偉(永享三年五月十二日入寺)まで、いづれも住持期間は三ヶ月であるのみならず、輪番次第も相違し、かつ門中で寺家を守るという規定にも対応していない。

とりわけ第一七二世延慶為祝(享徳二年(一四五三)九月六日入寺)の二十三日在住をはじめ、第二五三世台叟鏡(文明三年(一四七二)八月十日入寺)は三日、第三二七世独歩淳(文明十九年(一四八七)十一月六日入寺)の二日、第三六二世渭月清(明応五年(一四九六)二月三日入寺)の三日、第四二八世桃岸牧(永正四年(一五〇七)五月十五日入寺)の一日在住など注目しなければならない。これについては前に「總持寺における輪住制とその変容」の項で一覽表にして紹介したが、第二五三世台叟鏡から第六四一世(永正十四年(一五一七)八月二十四日入寺)まで、在住期間十日以内が、一日住三十六人、二日住十九人を含む九十四人にもぼっている。

⑥ 輪住者の急増は次のとおりである。

永正五年(一五〇八) 四人

永正六年 二十二人 永正七年 二十五人

永正八年 十七人 永正九年 二十二入

永正十年 三十二人

(参考) 嘉永五年(一八五二) 四六八人(年間最多輪住)

⑦ 同日に複数人の輪住は、永正六年(一五〇九) 閏八月二十八日が初見であるが、時代が下るにしたがつて頻度が多くなり、人数も二人から三人・四人と増加し、弘治二年(一五五六) 七月二十八日は八人、永祿八年(一五六五) 六月五日

は十二人、元龜三年(一五七二)五月五日には十六人にもぼっている。いま列举すると、次のとおりである。

永正六年(一五〇九)閏八月二十八日 二人 第四五五世明庵哲・第四五六世心岩智

大永八年(一五二八)七月二十八日 三人 第八七三世功山積―第八七五世実天真

天文三年(一五三四)八月三日 四人 第九六一世竹翁与―第九六四世養昌仁

(全部通幻派)

弘治二年(一五五六)七月二十八日 八人 第一二〇五世玖孝珉―第一二一二世龜証鑑

(龜証鑑を除き通幻派)

永祿八年(一五六五)六月五日 十二人 第一三九五世繁興榮―第一四〇六世器伯成

(全部通幻派)

元龜三年(一五七二)五月五日 一六人 第一五二二世雲甫岳―第一五三七世珍翁琢

(全部通幻派)

(参考)

嘉永五年(一八五二)八月十五日 四十七人 第四五〇〇―一世吟竜―第四五〇四七世徳門

(最多同日輪住)

このように總持寺の輪住期間が短期になり、また輪住者が年間二十人〜三十人に急増し、さらには同日輪住者も発生するようになったので、五院が總持寺の護持と管理運営にあたらざるを得なかった。その時期は總持寺住持期間を半年と定めた永享二年(一四三〇)、さらにはそのような規定を設けなければならなかった応永二十六年(一四一九)、

第三十五世直伝祖ころからとも考えられる。

(四) 五院による總持寺管理運営の内容

五院の機能は、紫衣着用による住持の年中行事や、法事の司掌などをはじめ、伽藍の維持や、寺領の管理を含む寺院経営の全般に渡っていたと思われる。それは(一)五院の成立時期とその実情の②觀応二年(一三五一)說中『五院并塔頭中由緒書^并五院什物目錄』(貞享三年(一六八六)五月廿五日)に「五院末派ヨリ毎年八月十五日ニ五院輪番入替、總持寺持来候」とあることからわかる。具体的には新命住持の請状に各塔頭が加判することや、總持寺々領や山内にある峨山禪師の塔頭法光院とその寺領、および永光寺山内にある峨山禪師の塔頭大雄庵やその寺領などの管理その他である。いまその関係史料を揚げるが、まず新命住持の請状に各塔頭が加判することは次のとおりである。これは前に「總持寺における輪住制とその変容」の項で全文紹介した、明徳元年十月廿日「通幻寂靈等總持寺置文写」⁴²である。これは全四条からなるが、その第三条に次のようにある。

一、新命之請状、從諸塔頭承門徒儀、各別可加判者也。(・印は私に付す)

これは新しく住持に任命する住持の請状には、諸塔頭の門徒の儀をうけ、塔頭ごと各別に加判すべきであるとしており、五院の合意が必要としている。

次に寺領については、總持寺の前身諸岡寺觀音堂や、峨山禪師に寄進された田地をはじめ、永徳二年(一三八二)十月の「惣持寺新寄進田地目錄」⁴³、年月未詳「永光寺大雄庵等田地目錄」⁴⁴、応永六年(一三九九)の「惣持寺寺領・敷地等目錄写」⁴⁵、正長二年(一四二九)正月十一日の「總持寺寺領目錄写」⁴⁶、文明六年(一四七四)閏五月十三日の「總持寺寺領目錄写」⁴⁷などがあるが、いずれも長文であるから、後述「總持寺寺領について」にゆずり、ここでは次に掲げる諸岡寺觀音堂関係のみにとどめたい。

(二八三) 弘安六年櫛比莊二个村諸寺仏供田注進状

注進(櫛比莊内)二个村諸寺御仏供田事

合

御仏供五、仁王講経田九

諸岡寺観音堂寺田三反三内、御花米田一、修理田七、

燈油田五、修正田六、

和泉寺御仏供田二

如意寺薬師堂寺田三反四内、御仏供田一反、修正田五

法花経田一反九、

大日堂寺田一反三内、御仏供田一反、

燈油田三、

地藏堂寺田一反八内、御仏供田八、

修正田一反、

山王宮大般若経田五

已上、一丁五、

弘安六年癸未五月十二日④

これは能登国櫛比莊二个村にある諸寺堂の仏供田の内容を書きあげたものであるが、總持寺の前身諸岡寺観音堂の初見である。田地は三反三(三は一反の十分の三)で、御仏供五などその内訳を掲げている。

しかし五院の住持期間が、少なくとも天正十五年（一五八七）以降は一年という短期間になったため、実質的に總持寺の管理運営は不可能であるから、總持寺後見芳春院（前田利家菩提所、利家室まつ開基と覺皇院（ともに山内塔頭）があたっている。なお總持寺構成や経営の実態を知る好個の史料「江戸末期における總持寺の実情（二）——安政六年諸般書上を中心として——」⁴⁹によると、代官（勘定方・作事方・祐筆方など）が実務にあたっている。なお明治三年（一八七〇）七月二十五日、總持寺住持職は、宗門の中で碩学智識者になるべきであるという朝廷⇨明治政府の主旨により、歴史ある輪住制を廃止し独住制に改めた。また独住制の発足により、五院の存在意義は消滅したので、明治八年（一八七五）これを廃止し、五院の末寺はすべて本山に帰属した。

（五）五院輪住による『正法眼蔵』の地方伝播

永仁元年（一二九三）、永平寺第三世徹通義介（一二一九—一三〇九）は前にも述べたように、永平寺の管理運営をめぐり、寂円（一二〇七—九九）や義演（？—一二二四）ら保守派との内紛により、永平寺を退院し大乘寺に転住している。退院にあたり、河村孝道『正法眼蔵の成立史的研究』でも触れているが、懷奘（一一九八—一二八〇）や義演らとともに自らも書写・校合（嗣書）した道元禪師親輯の七十五卷本・十二卷本『正法眼蔵』を大乘寺に携行したことは間違いない。またこれは鑿山禪師の永光寺（石川県羽咋市）開創に伴い、七十五卷本・十二卷本を永光寺に齎したことも確かである。それは現在でも零本ではあるが、永光寺に七十五卷本（永享十一年（一四三九）正月廿日書始、同七月二日書終、永平之雲孫小新戒比丘祥在拜書、生年三十四歳）、および十二卷本（文安三年（一四四六）三月八日、能州蔵見保於薬師堂書之（ママ）之意趣者、以此良結縁、生々世々見仏聞法、出家得道、供養三宝、濟度衆生等正覚、永平末流小新戒比丘書写）が所蔵されているからである。なお祥在が拜書した七十五卷本は、団野弘之『正法眼蔵写本の所在目録』によれば「此の原本は応永三年（一二三六）十月廿三日、徳州が能州高鼻庄永徳寺で書写したとある」と書かれていることを付記しておく

たい。また、永光寺七十五卷本・十二卷本は總持寺、さらには五院にも謄写されたことはいうまでもない。またそれは五院の輪住を介し、地方へ謄写伝播することになる。今好箇の資料として陸奥正法寺(岩手県水沢市)蔵七十五卷本『正法眼藏』(全三十冊中二十七冊、別冊二冊)があるが、その奥書を揚げ考察してみる。

正法眼藏(七十五卷本)

(卷一本奥書) コレハ天福元年中秋ノコロカキテ、鎮西ノ俗弟子楊光秀ニアタフ、建長壬子拾勒、

爾時文明二年壬辰肆月二十參日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法菴客寮於北窓軒下謹誌出

(卷二本奥書) 『大徹之塔頭也、』

(同上奥書) 于岩永正九年壬申八月二十四日、出羽国最上郡山形郷於登嶺山龍門禪寺写之畢、

筆者為項拜書、

○以下ノ各卷ノ道元筆ノ示衆ニ関スル本奥書、及び

出羽国龍門寺ニオケル書写ノ記事ハ、省略スル

(卷一本奥書) 岩文明龍集壬辰四月二十三日、於伝法庵誌之、

(卷二本奥書) 岩文明四稔壬辰四月廿七日、於伝法庵誌出、

(卷四本奥書) 于時文明四稔壬辰肆月二十八日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法菴於客寮謹誌、

(卷十四本奥書) 岩文明四稔壬辰五月八日、能州諸嶽山總持禪寺伝法菴於客寮謹誌出、校了、

(卷十五本奥書) 岩文明四年壬辰五月九日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法菴於客寮謹誌出、

新戒小比丘道梅

(卷十六本奥書)

皆文明四年壬辰五月廿四日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法菴於客寮誌之、

(卷十七本奥書)

皆文明四年壬辰五月廿五日志之、

(卷十八本奥書)

皆文明四年壬辰五月二十六日、總持伝法菴客寮於西窓下謹誌出、校了、

(卷十九本奥書)

時文明四年壬辰五月廿八日、伝法菴於客寮北窓下謹誌之、校了、

(卷二十本奥書)

于時文明四稔壬辰五月二十八日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法庵客寮於北窓下謹誌之、

(卷二十一本奥書)

皆文明四稔壬辰六月初弒日、伝法庵於客寮北窓下誌之、

(卷二十二本奥書)

爾時文明四季壬辰林鐘初弒日、總持伝法庵於客寮北窓下謹誌出、校了、

(卷二十三本奥書)

時于文明四年壬辰六月初弒日、伝法庵客寮於北窓下謹誌之、

(卷二十四本奥書)

時于文明四年壬辰六月初二日、諸岳伝法庵於客寮北窓下謹誌之、

(卷二十五本奥書)

皆文明四年壬辰六月六日、能州諸嶽山總持禪寺伝法菴客寮於北窓下謹誌之、

(卷二十六本奥書)

皆文明四季壬辰六月七日、總持伝法菴客寮於北窓軒下謹誌出、

(卷二十七本奥書)

于時文明四季壬辰林鐘初七日、能州總持伝法菴於北窓軒下謹誌之、

(卷二十八本奥書)

于時文明四季壬辰林鐘初九日、諸岳伝法菴客寮於北窓軒下謹誌之、

(卷二十九本奥書)

爾時文明四年壬辰六月十一日、能州諸岳山總持禪寺伝法菴於客寮謹誌之、

(卷三十本奥書)

于皆文明四年壬辰林鐘十二日、諸嶽山總持禪寺伝法菴客寮於北窓軒下謹誌出、

(卷三十一本奥書)

皆文明四季壬辰七月弒日、能州諸嶽山總持禪寺伝法菴於客寮北窓軒下謹誌之、

(卷三十二本奥書)

皆文明龍集壬辰七月十七日、能州總持伝法庵客寮於北窓軒下謹誌之、

(卷三十三本奥書)

能州諸岳山總持禪寺伝法菴於北窓軒下、時文明四年壬辰七月十八日、謹誌之、校了、

(卷三十四本奥書)

于時文明四稔壬辰七月十九日、能登国鳳至郡櫛比莊諸嶽山總持禪寺伝法庵客寮於北窓軒下謹誌出、校了、

(卷四十九本奥書)
時文明四稔壬辰七月二十六日、總持伝法庵於客寮北窓軒下謹誌之、校了、

(卷五十一本奥書)
于時文明龍集壬辰、七月廿八日、於伝法庵書之、

(卷七十一本奥書)
于岺文明龍集壬辰九月二十一日、能州諸嶽山總持禪寺伝法庵客寮於北窓軒下謹誌之、

(卷七十二本奥書)
時文明龍集壬辰九月廿日、能州諸岳山總持禪寺伝法庵於客寮北窓軒下、道梅謹誌之、

(卷七十四本奥書)
岺文明龍集壬辰九月廿三日、在能州總持寺於于伝法庵客寮北窓下、道梅謹誌出、

(卷七十五本奥書)
于岺文明肆年壬辰九月廿三日、能登州鳳至郡櫛比莊諸岳山總持寺伝法庵客寮於北窓軒下謹誌之、⁽³⁹⁾

このなかの卷十五に「新戒小比丘道梅」、卷七十三・七十四に「道梅」とあるから、龍門寺第三世雪江道梅が文明四年(一四七二)四月二十三日から九月廿三日まで、總持寺伝法庵客寮において書写したものであることがわかる。またこれを永正九年(一五二二)八月二十四日から出羽登鱗山龍門寺(山形市)において、正法寺第七世寿雲良椿が書写したものである。

しかし『正法年譜住山記』に

二丙戌、此年開山和尚在能州洞谷、(永光寺)從天童傳來之秘録、又正法眼蔵書寫、(鹿鹿郡)

とあり、貞和二年(一三四六)無底良韶(一三一三―一三六一)が永光寺で『正法眼蔵』を書写したことがわかる。

また

延文元丙申、此年八月、自能登御下著也、三月十一日、於洞谷正法眼蔵書寫也、傳法偈・嗣書・傳衣之卷自筆也、

(下略) ○大梅拈華山四通正法寺年譜ニ、「開山從洞」⁽²⁾
谷歸、持自書秘録「百餘卷來也」トアリ、

とあるように、延文元年(一三五六)無底良韶は永光寺住持を辞して三月十一日に帰山したが、永光寺在住時に『正法眼蔵』嗣書・傳衣の巻と伝法偈を自ら書写していることがわかる。

このように無底良韶は『正法眼蔵』嗣書・伝衣その他の巻を永光寺で書写しているが、「正法寺本附録」に「文明十年之夏四月二十八日、自菜園小家出火、此時開山以来之秘録、正法眼蔵等、二代和尚御手跡、皆焼却也」とあり、文明十年（一四七八）の火災で焼失したことがわかる。岩手県立博物館編『みちのく曹洞古刹奥の正法寺』によると、正法寺にはかつて開山無底良韶が能登永光寺在任時に書写した『正法眼蔵』があつたが、文明十年の火災で焼失したので、同寺第七世寿雲良椿が永正九年龍門寺に行き書写したとある。

このように伝法庵七十五巻本は文明四年に龍門寺、永正九年正法寺に謄写伝播しているが、さらに向川寺（山形県北村山郡）、曹源院（山形県北村山郡）、興徳寺（能登、廃寺）、龍門寺（石川県七尾市。第三世詰図〈哲窓〉芳賢が天文十六年〔二五四七〕二月二十三日から六月五日に能登興徳寺で、七十五巻本とともに、『伝光録』五巻五冊を書写し、同じ表装をしている⁽³³⁾）、大川寺（富山県上新川郡）に謄写伝播している。

このような伝法庵本の謄写・伝播については、広瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』で詳細に触れているので非常に参考になるが、伝法庵への伝播経路——義介の大乗寺転住における七十五巻本・十二巻本の携行、瑩山禅師の永光寺・總持寺開創に伴う伝播、さらには峨山門下の五院成立における伝播——については述べていない。

また永久岳水『正法眼蔵の異本と伝播史の研究』、団野弘之『正法眼蔵写本の所在目録』によれば泰心院本（仙台市）、輪王寺本（栃木県上都賀日光）、玉潭本（前橋市源英寺蔵）、天道本（駒沢大学図書館蔵）、通和尚本・台橋本（共に永平寺蔵）にも文明四年の伝法庵本が混っていること、さらには泰心院本、輪王寺本・天道本・通和尚本・台橋本には天文十四年（一五四五）から十五年に伝法庵において長印が書写校合したものが含まれていることなどを考えると、大徹派の展開に伴う伝法庵輪住によって、伝法庵七十五巻本が北陸地方や東北地方に伝播したことがわかる。

また明徳二年（一三九二）五月十二日「總持寺第五世通幻大和尚喪記」の「寄蔵諸寺什物」中の「寄實妙高菴若干」

寄眞妙高菴若干〔妙高庵納分イ〕

一、袈裟 壹緣〔衣イ〕 一、桌袱〔行敷紫〕
色紫

壹襲〔對イ〕

一、蒲團 壹枚〔筒イ〕

面付・遺付嗣法小師物件 開具

一、法衣壹緣〔頂イ、以下同シ〕 五位君臣圖面付〔同遺付イ〕

慧明首座了菴〔同遺付梵經軌、風行草、假御眞筆並齋僧法イ〕

一、法衣壹緣面付〔右同イ〕、并風行草假親筆遺付〔同遺付梵經軌、風行草、假御眞筆並齋僧法イ〕

眞梁首座石屋

一、法衣壹緣面付、五位顯訣遺付〔右同拂子面付同遺付、巽山和尚法語イ〕

永就都司一徑

一、法衣壹緣面付、峩山法語遺付〔同遺付請益イ〕

善救首座普濟

一、法衣壹緣面付、請益行卷遺付〔石同書正法藏書イ〕

明見藏主不見

一、法衣壹緣面付、嗣書卷遺付〔同遺付劫外録イ〕

自性都司天真

一、法衣壹緣面付、劫外録・遺付〔同遺付劫外録イ〕

祖祐藏主天鶴

一、法衣壹緣面付、轉法輪遺付〔イ、ナシ〕

正泉監寺了峰

一、法衣壹緣面付、雪子吟遺付

曇貞書記天德

一、法衣壹緣面付、新豊吟遺付

聖壽書記量外

一、法衣壹緣面付、重離六爻遺付〔同〕

聖嚴維那芳菴

右、續記把帳、維那靈珍押〔鑑判イ〕

明德二年辛未五月十二日〔54〕

とあり、天真自性都司に法衣とともに『正法眼蔵』嗣書巻を、天鶴祖祐蔵主に法衣などとともに『正法眼蔵』を遺付している。この『正法眼蔵』については巻数や内容など全く触れていないが、伝法庵本と同じように、永光寺―總持寺―妙高庵と伝承されたものであろうから、七十五巻本と思われる。また妙高庵は前にも述べたように、輪番地寺院数は東海地方を中心とした普蔵院の百三ヶ寺について、北陸地方を中心に八十五ヶ寺にもぼっているから、通幻派が展開した北陸地方を中心に伝播したと思われるが、その形跡は現在のところ見出すことはできない。なお伝法庵・妙高庵に『正法眼蔵』が存在していることは、他の三庵にも同じように存在し、それが謄写伝播したものと考えなければならぬ。

注記

- (1) 『曹洞宗全書』史伝上下二五九頁下参照。
- (2) 『新修門前町史』資料編2総持寺二〇頁上参照。
- (3) 『新修門前町史』資料編1考古・古代・中世一九六頁下参照。
- (4) 『新修門前町史』資料編2総持寺四四頁下以下参照。
- (5) 同右三八頁上参照。
- (6) 同右三八頁下以下参照。
- (7) 同右三八頁上参照。なお、『總持寺史』所収「大本山総持寺年表」四七五頁明徳元年の条に「十月二十一日通幻本山当住の狛座より妙高庵に引退す(通幻語録)」とある。
- (8) 『加能史料』南北朝Ⅲ三四二頁参照。

- (9) 同右。
- (10) 同右。
- (11) 同右三四三頁参照。
- (12) 同右三四四頁以下参照。
- (13) 『永光寺史料調査報告書』口絵参照。
- (14) 『新修門前町史』資料編2総持寺四四頁上・下参照。
- (15) 同右五六頁上以下参照。
- (16) 同右五六頁下参照。
- (17) 同右六三頁上参照。
- (18) 同右六九頁以下参照。
- (19) 『曹洞宗古文書』下七一五頁以下参照。
- (20) 同右七一五頁参照。
- (21) 『總持寺史』五六五頁参照。
- (22) 『曹洞宗古文書』上三〇二頁以下参照。
- (23) 同右三〇一頁以下参照。
- (24) 拙稿「江戸末期における總持寺の実情(二)——『安政六年諸般書上』を中心として——」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第10号〈平成十七年四月〉)参照。
- (25) 『新修門前町史』資料編2総持寺四六頁下以下参照。
- (26) 同右四七頁上参照。

- (27) 同右一〇二頁下参照。
- (28) 同右参照。
- (29) 同右五三頁上以下参照。
- (30) 『總持寺史』五五二頁以下参照。
- (31) 同右五五三頁以下参照。
- (32) 同右五五四頁以下参照。
- (33) 同右五五六頁以下参照。
- (34) 『新修門前町史』資料編2總持寺二〇頁上参照。
- (35) 同右三八頁下参照。
- (36) 同右五二頁下参照。
- (37) 同右一九頁下以下参照。
- (38) 同右二〇頁上参照。
- (39) 同右三三頁下参照。
- (40) 同右三八頁下以下参照。
- (41) 同右五二頁下参照。
- (42) 同右三八頁下参照。
- (43) 『新修門前町史』資料編1考古・古代・中世一八八頁上以下参照。
- (44) 同右一八九頁上以下参照。
- (45) 同右一九四頁上以下参照。

- (46) 同右一九七頁下以下参照。
- (47) 同右二〇四頁上以下参照。
- (48) 同右一六七上以下参照。
- (49) 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十号(平成十七年四月刊)所収参照。
- (50) 『新修門前町史』資料編2総持寺六九頁上以下参照。
- (51) 『加能史料』南北朝Ⅱ一八〇頁参照。
- (52) 同右一八一頁参照。
- (53) 団野弘之『正法眼蔵写本の所在目録』によれば、龍門寺の『正法眼蔵』は最初興徳寺にあつたが、興徳寺第四世徳岩春播が龍門寺に昇住する際、興徳寺が廃され、他の諸書とともに龍門寺に贈られたと、眼蔵の箱に裏書されているとある。
- (54) 『加能史料』南北朝Ⅲ三四〇頁以下参照。

第六章 五院輪住帳と五院輪住の実態

(1)五院輪住帳の書誌的考察 (2)五院の成立時期 (3)五院の住持期間 (4)總持寺輪住制の変容・変質と五院による總持寺の管理運営 (5)管理運営の内容 (6)輪番地寺院の成立とその分布 (7)五院輪住者数・輪住寺院数とその一覽 (8)五院輪住による『正法眼蔵』の地方伝播などについて考察するが、五院機構や輪住経費など不分明な部分も多々ある。しかし、天正十五年(一五八七)以降、輪住帳の記録にあるものだけでも、輪住者は千百二十一名にのぼり、またそのうち總持寺へ出世した六百八十名と、三百三十九カ寺の五院輪番地寺院をはじめとする輪住寺院三百七十六カ寺は、總持寺輪住とともに、總持寺の全国的展開、延いては曹洞宗教団発展の核になったことはいうまでもない。また永平寺―大乘寺―永光寺―總持寺―總持寺五院と伝来した七十五巻本『正法眼蔵』が、五院輪住により、北陸・東北地方などに伝播したことも、五院機能の一側面として注目する必要がある。

これらについては平成二十八年三月三十一日、曹洞宗大本山總持寺から出版して頂いた『曹洞宗大本山總持寺五院輪住帳』(三〇二頁、索引(僧名・寺院名 六〇頁)に詳述しているから、これにゆずりたい。

(のうどみ じょうてん・前大本山總持寺宝物殿館長)